

平成 2 7 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 1 0 日 開 会

平成 2 7 年 3 月 1 9 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日

3 月 1 0 日 (火)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般報告	
・三川町振興審議会報告	5
施政方針	
・三川町施政方針	6
・教育委員会行政方針	1 7
・農業委員会行政方針	2 0
請願審査委員会報告 (継続審査)	
平成 2 6 年請願第 3 号 「海外で戦争をする国」をめざす集团的自衛権の行使容 認に反対する意見書提出を求める請願	2 2
請願第 1 号 農協改革をはじめとした「農業改革」について	2 5
請願第 2 号 T P P (環太平洋連携協定) 交渉における国会決議の厳守を求める意 見書提出を求める請願	2 5
議第 2 号 平成 2 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 7 号)	2 6
議第 3 号 平成 2 6 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	2 6
議第 4 号 平成 2 6 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	2 6
議第 5 号 平成 2 6 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	2 7
議第 6 号 平成 2 6 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	2 7
議第 7 号 平成 2 6 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	2 7
議第 8 号 平成 2 7 年度三川町一般会計予算	4 8
議第 9 号 平成 2 7 年度三川町国民健康保険特別会計予算	4 8
議第 1 0 号 平成 2 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	4 8
議第 1 1 号 平成 2 7 年度三川町介護保険特別会計予算	4 8
議第 1 2 号 平成 2 7 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算	4 8
議第 1 3 号 平成 2 7 年度三川町下水道事業特別会計予算	4 8

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 1 7 日 (火) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 9 日 3 月 1 8 日 (水) 休 会

第 1 0 日 3 月 1 9 日 (木) 会議録第 4 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	1 5 6
議第 1 4 号 三川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1 5 9
議第 1 5 号 三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 1
議第 1 6 号 三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定について	1 6 1
議第 1 7 号 三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について	1 6 1
議第 1 8 号 三川町教育長の勤務時間等に関する条例の設定について	1 6 1
議第 1 9 号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	1 6 5
議第 2 0 号 三川町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 8
議第 2 1 号 三川町立保育所設置条例等の一部を改正する等の条例の設定について	1 6 8
議第 2 2 号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定について	1 6 8
議第 2 3 号 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 9
議第 2 4 号 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 7 4
議第 2 5 号 三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 7 4
議第 2 6 号 三川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定について	1 7 6
議第 2 7 号 三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を	

	定める条例の設定について	176
議第 28号	三川町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について	178
議第 29号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	181
議第 30号	三川町消防団条例の一部を改正する等の条例の設定について	182
議第 31号	三川町文化交流館に係る指定管理者の指定について	185
発議第 3号	三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	186
発議第 4号	三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	186
	三川町議会議員の派遣について	187
発委第 1号	閉会中の所管事務調査について	187
発委第 2号	閉会中の所管事務調査について	188
発委第 3号	閉会中の所管事務調査について	189
発委第 4号	閉会中の所管事務調査について	190
意見書第1号	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について	191
意見書第2号	TPP（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める意見書の提出について	192

平成27年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年3月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	山科亮哉会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
本間明教育次長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘議会事務局長	五十嵐章浩書記	齋藤哲書記
-----------	---------	-------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 3月10日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告
・三川町振興審議会報告 |
| 日程第 4 | 施政方針
・三川町施政方針
・教育委員会行政方針
・農業委員会行政方針 |
| 日程第 5 | 請願審査委員会報告(継続審査)
平成26年請願第3号
「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容
認に反対する意見書提出を求める請願 |
| 日程第 6 | 請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」について |
| 日程第 7 | 請願第2号 TPP(環太平洋連携協定)交渉における国会決議の厳
守を求める意見書提出を求める請願 |
| 日程第 8 | 議第 2号 平成26年度三川町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 9 | 議第 3号 平成26年度三川町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) |
| 日程第10 | 議第 4号 平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) |
| 日程第11 | 議第 5号 平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議第 6号 平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 日程第13 | 議第 7号 平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 日程第14 | 議第 8号 平成27年度三川町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議第 9号 平成27年度三川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第10号 平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第11号 平成27年度三川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第12号 平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議第13号 平成27年度三川町下水道事業特別会計予算 |

○議長発議により、予算審査特別委員会設置（審査付託）

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成27年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 田中 晃議員、6番 町野昌弘議員、以上、2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る3月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として平成26年度各会計補正予算6件、平成27年度各会計予算6件、条例の設定及び改正17件、事件案件1件、以上30件があり、この他に諸般報告1件、施政方針3件、請願審査委員会報告1件、請願2件、一般質問7名、議長提案7件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日10日から19日までの10日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に三川町施政方針、教育委員会委員長並びに農業委員会会長の行政方針が示されます。なお、この際は補佐・主査・係長も出席となります。次に、継続審査に係る請願審査委員会報告1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。その後、請願2件がそれぞれ上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に審査付託されます。

次に、平成26年度の各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成27年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、本会議は散会となります。

その後に、予算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の11日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は7名の議員から通告があり、この日は通告順に2名の議員が行います。これで散会となりますが、その後、請願審査委員会が開催され、付託された請願の審査を行います。

第3日目の12日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は通告順に5名の議員が一般質問を行い、その後、追加議事日程として請願審査委員会報告2件が予定されており、これで散会となります。

第4日目の13日と第8日目の17日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会

議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配付いたします。また、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査では拘束しないことといたします。

なお、第5日目の14日と第6日目の15日は、土曜日、日曜日のため、及び第7日目の16日と第9日目の18日は本会議が休会となります。

第10日目の最終日19日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。

その後、町長提案の条例の設定及び改正17件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となり、次に、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、議員発議の条例改正1件、同じく規則改正1件が一括上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、議長発議1件が上程され、採決となります。

次に、委員会発議4件が上程され、質疑、討論、採決となります。

なお、その後、追加議事日程として、請願採択の場合の意見書提出が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。以上のおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間に決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 三川町振興審議会に関する報告について申し上げます。

お手元に配付の別紙報告書をご参照願います。

去る2月17日、三川町振興審議会に第3次三川町総合計画に係る平成27年度・28年度・29年度実施計画の策定について諮問し、答申を求めたところであります。

答申の経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第3次三川町総合計画に係る平成27年度・28年度・29年度実施計画の策定につ

いて

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

- (1) 平成27年2月17日午後1時30分三川町役場講堂において、平成26年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- (2) 委員12名と当局から町長、副町長、教育長、会計管理者兼会計課長、総務課長、企画調整課長、町民課長、健康福祉課長、産業振興課長(農業委員会事務局長併任)、建設環境課長、教育次長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (3) 任期満了に伴い新たに18名の委員の任命を行った。
- (4) 町長の挨拶後、会長に五十嵐慶一委員を互選した。
- (5) 会長の挨拶後、会長職務代理者に熊田洋勝委員を指定した。
- (6) 議事録署名委員に高橋すみ子委員、我孫子敏委員を指名した。
- (7) 議事に入り、第3次三川町総合計画に係る平成27年度・28年度・29年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (8) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後4時24分に閉会した。

4. 答申の内容 原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

第3次三川町総合計画に係る平成27年度・28年度・29年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

平成27年3月10日

三川町長 阿部 誠

○議長(成田光雄議員) 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時40分)

○議長(成田光雄議員) 再開します。

(午前 9時50分)

日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 平成27年3月議会定例会が開催されるにあたり、平成27年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

このたびの町長選挙におきましては、これまでの町政運営に対する町民の皆さまのご理解により、再度、町政執行の重責を担わせていただくことになりましたことに対し、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

私は、町長就任以来、町民目線に立った誠実な町政運営に努めるとともに、町民の皆さまとの協働のまちづくりを基本として、総合計画に沿った施策の実現に、積極果敢に取り組んできたところであります。4期目におきましても、このような基本姿勢をもって臨み、「公平・公正・透明性の高い町政運営」、「住民との対話・協働による町政運営」、「低コスト・成果主義の町政運営」を3つの基本姿勢として位置付け、未来に繋ぐまちづくりを町民の皆さまとともに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、日本の経済は、消費税率引き上げに伴う影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調を維持していると言われております。こうした状況において、政府は、地方創生や子育て支援の拡充策などの社会保障に重点を置いた、平成27年度政府予算案を閣議決定したところであります。このような基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、平成26年度の当初予算対比で0.5%増の9兆6,420億円となったところであります。

一方、地方財政計画における地方財源につきましては、地方税収入を4兆1,773億円、前年度比6.4%増と見込み、一般財源総額では6兆1,485億円と前年度比2.0%の増となっておりますが、地方交付税は1兆7,548億円と0.8%の減、地方債は9兆5,009億円と10.0%の減となっております。

このような中、本町の財政運営は一層厳しさを増しているところでありますが、本町における重要事業である公共施設等の長寿命化対策に沿った整備事業への取り組みとともに、基幹産業である農業をはじめとする地域産業の育成と振興、町民の健康と生活支援及び子育て支援対策の充実を重点に据え、平成27年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、個人町民税・法人町民税及び臨時財政対策債の減額を見込んだところでありますが、地方交付税及び地方消費税交付金の他、ふるさと応援寄附金についても一定の額を確保し、さらに国及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、教育施設整備基金、ふるさと基金、財政調整基金の繰り入れなどにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進し、町勢発展の根幹となる第3次総合計画事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

この結果、平成27年度の一般会計予算は4億8,300万円となり、対前年度比13.4%の増額となる予算を編成いたしました。なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、平成27年度における主要な施策の大要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

第3次三川町総合計画も中間年にあたる5年度目を迎え、「みんなで創り育む『いのち、自然、豊かさ』人輝くまち みかわ」を将来像として各種施策や事業を展開しておりますが、今後においても、多くの町民の声を町政に反映させるとともに、情報の透明性と共有化を図りながら諸課題を解決し、まちづくりを進めてまいります。

そのため、パブリックコメントや行政評価を的確に実施し、透明性の高い行政運営を推進するとともに、町民の方々と直にひざを交え話し合う「町長と語る会」等を精力的に開催するなど広報広聴に力を注ぎ、住民ニーズの把握とその対応に努めてまいります。さらには、町民と行政とがともに知恵を出し合い、良きパートナーとして連携・協力して地域の課題解決と団体等の特色ある活動を支援する「協働事業提案制度」を継続して実施し、コミュニティ活動の活性化と協働のまちづくりを推進してまいります。

国は、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、昨年暮れに「まち・ひと・しごと創生法」を成立させると同時に総合戦略を打ち出したところであります。これを受け、平成26年度は、今定例会に地域住民生活等緊急支援予算を補正計上いたしておりますが、平成27年度は、地方人口ビジョンと若い世代を中心に、安心して子育てできる雇用の場を確保することなどを盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、今後の人口減少対策に向けて取り組んでまいります。

最近、居住地以外の自治体への寄付を行う「ふるさと応援寄附金」が、マスコミ等で取り上げられている中、本町においても平成26年度は全国から多くの寄附金をいただいたところであります。この全国各地からお寄せいただいたご支援は、本町が実施するまちづくりへの応援として受け止め、地域づくりの活性化に繋がる貴重な財源として有効に活用させていただく考えであります。また、「三川町」の名前を全国にPRする絶好の機会として捉え、さらには、産業や観光の振興、特産品の販売促進にも大きく寄与することが期待されることから、今年度においても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

全国各地で社会問題となっている空き家対策につきましては、「空き家等の適正管理に関する条例」が昨年9月の施行から半年が経過しようとしておりますが、条例に沿って管理不良や倒壊危険家屋の所有者等に対し適切に指導を行っているところであり、少しずつではありますがその効果が表れてきたところであります。今後も、所有者等による空き家等の適正管理が行われ、利活用の促進や危険な空き家等の防止を促すことにより、安全な生活環境の確保と地域づくりに繋げてまいります。

広域行政の推進につきましては、生活に必要な機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏域を形成するため、鶴岡市との協定に基づく庄内南部定住自立圏域として具体的な連携事業に取り組んでまいりました。これまでに実施した事業を評価するとともに、共生ビジョン懇談会の意見をいただきながら、新たな事業も取り入れ展開していく考えであります。

また、庄内北部につきましても、定住自立圏域として昨年12月に酒田市と協定書を締

結したところであり、今年度においては協定内容をもとに作成した共生ビジョンの各連携事業に積極的に取り組んでまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

昨年度は、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」のもと、様々な課題の解決に向けて、農業を足腰の強い産業にしていくための「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能を発揮するための「地域政策」を車の両輪として推進するため、本町も、農業者、農業関係機関・団体と一体となって、地域の実情に合わせた取り組みをスタートしたところであります。

まず、改革の第一に掲げる農地中間管理機構制度への対応につきましては、「三川町農業再生協議会」が母体となり、農業委員会との連携により農地集積等の事業を効率的に進めているところであり、今後、各集落の「人・農地プラン」の展望に沿って、各種の補助事業のメリットを最大限に活用しながら、担い手への農用地の利用集積・集約化を進めるとともに、10年後の利用集積率80%を目指してまいります。

次に、経営所得安定対策についてであります。平成26年産米の直接支払交付金が半減し、さらには米の概算金が大幅に下落したことにより、本町の農家経済はもとより、地域経済への影響も大きなものとなったところであります。このため、町としましては、国による米の需給調整に併せ、米の再生産を保障する新たな収入保険制度の早期創設を今後も強く国に要望してまいりたいと考えております。

水田のフル活用と米政策につきましては、平成27年産米における本町の生産数量目標が対前年比で70haの大幅な減少となったところであり、町の「水田フル活用ビジョン」に基づく戦略作物及び振興作物等に係る生産振興を積極的に推進しながら、引き続き米の需給調整への取り組みを展開してまいります。また、今年度からは「自主的取組参考値」を示し、行政による生産数量目標に頼らずとも農業者自らが需要に応じた主食用米や非主食用米の生産量を考えるための機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

日本型直接支払制度における多面的機能支払につきましては、昨年度から全集落で取り組んでいるところであり、地域資源の質的向上と制度の効果的な活用がより図られるよう、引き続き活動組織の主体的な取り組みを支援してまいります。また、環境保全型農業直接支払につきましては、環境保全効果の高い営農活動を支援することにより、有機米や特栽米のさらなる生産の拡大を目指してまいります。

本町の農業は、このたびの大幅な米価の下落等により、その将来をも危惧されるほど厳しい状況下に置かれていることから、町の特産品は「米」との認識を新たにし、中・長期視点に立った振興策として「瑞穂の郷づくり事業」を町単独事業としてスタートさせ、さらなる大規模水田経営の推進や有機米・特栽米の生産振興など特色のある米づくりを通じ、農家経営の安定を目指してまいります。

また、生産基盤の整備につきましては、畑作物や園芸作物の生産の安定化と品質の向上に繋がる圃場の排水不良等を解消するための「水田畑地化対策事業」を推進するなど、生産作物の産地形成と農業所得の向上に向けた取り組みを支援してまいります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、その他にもT P P交渉や規制改革等厳しい状況下にあります。農業者、農業関係機関・団体とさらに連携を深め、将来を見据えた足腰の強い農業基盤の構築を目指し取り組んでまいります。

次に、商工観光振興について申し上げます。

我が国の経済は、消費税増税や駆け込み需要の反動、電気料金の値上げ、海外経済の回復の遅れなどの影響から脱しきれていないものの、雇用や所得が改善の方向にあり、全体としては、緩やかに回復を続けてきております。しかしながら、地域の中小・零細企業においては、景気回復の循環が進んでおらず、円安に伴う原材料費の高騰や人件費の増加等、依然として先行きの不透明感が払拭できない状況が続いており、今後、国の地方創生対策等により、地域経済の好循環に繋がることを強く望むところであります。

商工業振興対策につきましては、現下の厳しい経済環境の中で、地域産業の振興と事業者の経営安定、雇用の確保など、商工会が果たす役割は重要であることから、出羽商工会三川支所の独自の活動や交流事業、商工業者の経営力の強化と安定化に対し、引き続き支援してまいります。

昨年4月からの消費税増税による年度当初の買い控えによる消費の低迷と地域への経済還元を考慮し、出羽商工会三川支所において5,000万円に10%のプレミアムを付けて商品券発行事業を展開したところであります。その後、米価の大幅な下落等により農家経済は低迷しており、地域経済の活性化を図るためのさらなる景気刺激対策が必要となっております。このため、今年度は、経済対策とした国の補正予算を財源に、プレミアム付商品券発行事業を拡充して実施することで、地域経済の好循環を促し、農商工業者等の経営安定に寄与してまいりたいと考えております。

観光振興につきましては、本町の「いろり火の里」周辺を拠点に観光協会が行うイベント等を引き続き支援し、賑わいの創出と交流人口の拡大を図ってまいります。また、今年度は、昨年度同様に庄内観光コンベンション協会を中心とした「ポストDC」の取り組みも予定されていることから、本町もその一員として庄内の魅力を発信するとともに、町の観光PRの他、なの花温泉田田並びに宿泊施設、町内の飲食店や産直施設などの「食に関わる発信」等に取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、近年ますます巧妙化している悪質商法等に対応していくため、引き続き町民の意識高揚を図り、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す取り組みを継続してまいります。

次に、産業連携の推進につきましては、町内産業の総合的な振興を図る観点から、昨年度同様に農業者向けの「がんばる農家支援事業」と商工業者向けの「地域産業活性化支援事業」との相乗効果をさらに高めるため、6次産業化や特産品開発を誘起する活動を積極的に支援してまいります。

また、買い物弱者と言われる方々への食料品等の共同宅配事業は、今年度から当面の間、町単独事業として支援するとともに、食のまちづくり推進事業については、農協と連携しながら、三川産「つや姫」をはじめ、学校給食への地元農産物を提供する地産地消の活動

を、子どもたちへの食農・食育教育の一環として継続的に展開してまいります。

また、今年度は全国グリーン・ツーリズム山形大会が庄内を主会場に開催されることから、本町の特色を出しながら関係者の受け入れ活動を展開するとともに、都市との交流事業や産直出前便事業などを通じ、交流人口の増加と農産加工品等の販路拡大に繋げてまいりたいと考えております。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、指定管理者であるみかわ振興公社が、積極的にサービスの企画や経費節減等に取り組み、収益の改善に努めてきたことから、経営収支の状況は改善してきたところであります。しかしながら、経常経費の増嵩等により依然として厳しい経営状況が続くことが予想されることから、整備された施設を有効に活用しながら、営業力を活かして、「いろり火の里」施設の魅力について引き続き情報発信を行ってまいります。また、町としても交流機能の強化を図るための施設整備を実施し、集客力の向上に繋げるとともに、施設の適正な管理に努めてまいります。なお、昨年度改修整備が終了したなの花ホール東側の「かっぱつ広場」については、芝の養生期間を設けながら利用促進を図ってまいる考えであります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

すべての町民が生きがいを持ち、健康で安心して暮らせる町を目指し、保健、医療、福祉、介護等各般にわたる施策の充実を図るとともに、町民の主体的な活動と町内会をはじめとする各種機関・団体等との協働による「地域福祉」の推進に引き続き努力してまいります。

はじめに、国の施策として、消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、低所得者及び子育て世帯への支援を図る等の観点から、今年度も暫定的・臨時的な給付措置を実施することとしており、生活の安定と消費の下支えに資するよう円滑な事務執行に努めてまいります。

子育て支援施策につきましては、次代を担う子どもを産み育てやすい環境づくりに資するため「出産祝金事業」を継続して実施してまいります。また、予防接種事業につきましては、乳幼児・児童生徒に対する定期予防接種を引き続き無料化により実施することとし、また、子宮頸がんワクチン接種につきましては、積極的勧奨を一時差し控える旨の国の指示を受けていることから、今後も国の方針のもとに適切に対応してまいります。

心身ともに健やかな子どもの育成を図ることを目的として実施しております「子育て支援医療給付事業」につきましては、山形県の補助基準である小学3年生までの通院治療費及び中学生までの入院治療費という対象範囲に加え、本町独自の施策として、中学生までの入院及び通院治療費の完全無料化を昨年度より拡充する一方、医療証交付申請制度の廃止や有効期間の複数年化など、制度全般の改善により子育て世代の利便性の向上に努めているところであり、今後も国・県の動向を踏まえながらその充実を図ってまいりたいと考えております。

高齢者保健福祉につきましては、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを進め、健康寿命の延伸を目指すとともに、地域での交流活動の活発化を図るため、団体活動や町内会の敬老事業等を積極的に支援してまいります。また、高年齢者の就業機会の拡充をはじめ、

福祉・家事援助サービス事業を促進するために、「高年齢者就業機会確保事業」により引き続きシルバー人材センターの機能強化を支援してまいります。また、災害時要援護者避難支援プランに基づき、家庭や町内会、民生委員等関係者と連携し、緊急時への対応に備えるとともに、介護予防や閉じこもり、認知症対策など、地域全体での支え合い活動の推進に引き続き努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、障害者計画及び障害者総合支援法等に基づき、それぞれの適性に応じたサービスの給付や情報提供、相談などに引き続き適切に対応してまいります。さらに、通院支援や交通費助成事業などの実施により、生活支援の充実と社会参加の促進を図ってまいります。

保健衛生施策につきましては、町の活力の基盤となる町民の健康づくりのため、各種検診の受診率の向上に努めるとともに、検診後の健康相談や健康教室、さらには生活習慣病予防のための特定健康診査、特定保健指導などにより、健康寿命の延伸に向け施策の充実を図ってまいります。さらに、予防医療の観点から、疾病の早期発見、早期治療、生活習慣改善指導に重点を置くとともに、予防接種事業、こころの健康づくりや食育事業、ミニ健康まつり事業の実施など、町内会をはじめ、各種機関・団体等と連携しながら、町民の健康づくりを一層推進してまいります。

母子保健事業につきましては、各段階における健診事業をはじめとして、母子の健康増進に資する事業を充実するとともに、出産や育児に対する支援を計画的に推進してまいります。また、健康で豊かな人生を送るための基本となる「食」につきましては、教育機関や食生活改善推進協議会などと連携し、引き続き食育事業に取り組んでまいります。さらに、不妊に悩む方への経済的負担の軽減を図る特定不妊治療費助成事業について、新たに男性の不妊治療についても対象とすることとして実施してまいります。

また、健康づくり事業として、町民の自発的な健康づくりへの取り組みを促進するため、各事業参加のポイントにより協力店の特典を受けることのできる「健康マイレージ事業(仮称)」について、県との協働により実施します。さらに、肥満の予防・改善など健康管理に対するニーズの高まりに対応して、精度の高い体組成計を導入し、「健康まつり」や「変身からだ塾」等で積極的な活用を図り、健康づくりに対する町民意識の醸成に繋げてまいります。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、国の医療保険制度改革の一環として、平成30年度に運営主体を都道府県へ移管する準備が進められているところであります。

しかしながら、移管後においては、財政運営の広域化が図られるものの、被保険者の高齢化と低所得という構造的な課題や、医療費等の増嵩傾向は高水準で続くことが予想されることから、これまでと同様に国民健康保険税の適正な課税及び徴収に取り組む一方、国民健康保険連合会をはじめ各関係機関との連携による各施策に取り組むとともに、町民の自主的な健康づくり活動の支援や生活習慣の改善による疾病予防の推進などを継続的に展開してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合で取り組みを継続しているところであり、今後の高齢者医療制度についても、国民健康保険制度同様、各般の制度改正が計画されているところであり、その推移を注視するとともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。

なお、これら制度改正に関する周知活動並びに生活困窮者からの保険料納付相談等につきましては、これまで同様、きめ細かな対応を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、今年度から始まる「第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢者の尊厳を大切にされた総合的な支援体制の充実と、それぞれの状態に応じた適切なサービスの提供に努めてまいります。

また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医療、住まい、生活支援、予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムを段階的に構築してまいります。

地域包括支援センターが中心となり、関係機関・団体、介護事業者等との連携を強化しながら、多職種協働による予防事業の充実、地域における見守りや生活支援などの取り組みを重点に行うなど、施策の一層の充実を図ってまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等の社会資本の整備につきましては、東日本大震災の復興加速や東京五輪を見据えた建設特需などによる建設資材単価や労務単価の高騰に加え、防災・減災等、国民の安全・安心の確保など様々な課題が直面する中で、住民の命と暮らしを守るためのインフラ整備を計画的に推進していく必要があります。

まず、道路行政についてであります。町道整備におきましては、必要性、緊急性及び費用対効果等を十分精査するとともに、「選択と集中」、「コストの縮減と平準化」、「受益と負担の見直し」を図りながら、地域住民の安全性や利便性に配慮した道路整備と適切な維持管理に努めてまいります。今年度は、引き続き、舗装劣化が著しい幹線町道等の舗装改良、浸水対策と道路幅員確保のための側溝整備、通学路における安全施設の整備、そして冬期の地吹雪等により交通障害をきたしている路線の交通確保のための防雪柵整備に取り組み、より安全性の高い道路整備を促進してまいります。さらには、橋梁の維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減するとともに、事業費の平準化を図りながら、地域における安全かつ円滑な道路交通を確保するため、引き続き橋梁長寿命化対策を推進してまいります。

また、県道につきましては、両田川橋架け替え事業の他、余目加茂線や藤島由良線への防雪柵及び自転車歩行者道の設置、さらには、東沼長沼余目線の東側延伸工事等につきましても、隣接市町と連携を図りながら、早期実現に向けて引き続き強く要望してまいります。

次に、国直轄河川につきましては、現在、赤川の治水安全度の向上を図るとともに、湿地の再生など、自然環境面にも配慮した赤川中流部河道掘削事業の整備が計画的に進められているところではありますが、今後は、横山、助川地区等の右岸地域の整備についても早期の事業推進が図られるよう強く要望してまいります。なお、県管理河川につきましても、

治水対策としての支障木の伐採や土砂浚渫など適切な河川管理が図られるよう引き続き要望してまいります。

公園や緑地等の整備につきましては、まちづくりと一体化した良好な水辺空間を形成するため、今年度は、憩いやふれあい、健康志向に配慮した赤川河川緑地を整備する「かわまちづくり推進事業」の実施設計業務に着手してまいります。

住宅政策につきましては、住環境の整備と住宅投資の波及効果による地域経済の活性化、さらには、定住人口の増加を図るため、住宅の建設や取得、リフォーム工事等に対する助成事業を「住まいづくり支援事業」として実施するとともに、災害に強い住宅づくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事への支援事業も組み入れながら、住宅のさらなる安全性の向上に努めてまいります。また、本町における再生可能エネルギーの導入を積極的に促進するため、引き続き、「太陽光発電システム普及促進補助事業」により、環境にも配慮した良質な住宅の整備を支援してまいります。さらに、今年度は、危険な空き家の解体費用に対する補助制度を創設し、町民の安全・安心の確保と快適な生活環境の保全を図ってまいります。

下水道事業につきましては、袖東地区の雨水排水機能を高めるため、計画的に整備を進めているところでありますが、袖東ポンプ場建設工事が完了し、今後は、袖東地域において未整備となっている区間の支線排水路整備工事を推進し、事業全体の完了を目指してまいります。また、下水道はより多くの皆さまから利用していただくことにより整備効果が発揮されることから、適正な施設管理と一層の経費削減に努めるとともに、水洗化の普及啓発による接続率の向上、さらには、料金改定による使用料水準の適正化により、下水道事業経営の健全化を図ってまいります。

環境衛生分野におきましては、美しいふるさとの自然を次代に継承するため、町内会や家庭、学校などにごみ処理に関する学習機会を提供し、ごみの適正処理や減量化に対する普及・啓発活動を積極的に展開してまいります。また、衛生組織連合会や各種機関団体等との連携により、地域住民に分かりやすい情報提供に努めながら、資源回収、不法投棄防止対策及びノーレジ袋運動を引き続き推進してまいります。さらに、家庭系一般廃棄物の排出抑制を図るため、使用済み小型家電の適切な回収方法等に関する検証を進めるとともに、廃棄物処理業務を委託している鶴岡市との連携により、ごみの減量化・再資源化に取り組んでまいります。

また、資源循環型社会を構築するため、廃食用油の集団回収とその活用を積極的に推進するとともに、廃プラスチック卓上油化装置を用いた学校や町内会等における出前講座の実施や、三川町地球温暖化対策地域協議会を推進母体とした普及啓発活動及び支援活動を強化してまいります。

また、地球温暖化対策につきましては、役場庁舎や学校等の公共施設にグリーンカーテンを設置しながら温暖化防止の啓発活動を行っているところでありますが、この取り組みを全町的な運動として推進するとともに、地球環境に対する負荷の低減を図るため、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギー対策等に関する意識の醸成について、町民、企業、

学校及び関係機関・団体等との連携を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

科学技術の進歩や、社会構造の変化、国際化、少子高齢化など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、生涯にわたる教育・学習は多様な個性や能力を育み、個々人の豊かな人生と、社会全体の発展を実現する基盤づくりに繋がるものであります。

これら教育に対する基本的な考え方のもとに、4月に施行される教育委員会制度の改正に基づく「総合教育会議」を設置し、これまでも増して教育委員会との連携を深めながら、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、生涯学習、体育振興などの教育施策の充実に努めてまいります。

まず、保育事業・幼児教育につきましては、就労形態の変化や住宅地開発に伴う核家族の増加などにより、保育に欠ける乳幼児が増えていることから、保育需要は年々高まる傾向にあります。そのため、地域の子育て支援を図ることを目的に昨年度策定いたしました「三川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、民間保育施設や地域、家庭との連携を密にしなが、保護者の多様なニーズに応じていくとともに、子育て家庭の活動支援を目的とする新たな施設の整備に向けて、今年度内にその整備内容や事業年度などを具体的に示してまいります。

また、学童保育につきましては、「みかわ学童保育所運営協議会」への支援を充実するとともに、保育所として使用している児童交流センターの老朽化も進んでいることから、その施設整備に関しましても一定の方向性を示してまいります。

教育の中核をなす学校教育につきましては、「社会を生き抜く力の養成」という基本的な理念のもと、「確かな学力」の定着と、生涯にわたる学習の基礎を作り、社会を生き抜くために必要な力を主体的に身につけていくため、各校の特色を活かした学校運営を支援・推進するとともに、保・幼・小・中の連携による教育を展開してまいります。

学力向上対策につきましては、全国学力・学習状況調査の結果などから、学力向上の取り組みが実を結んでいるものと考えており、今年度も学力向上対策事業を引き続き実施してまいります。

また、学校教育を支援するため、ALT・英語指導員を引き続き配置し、国際理解活動を推進するとともに、学校教育支援員や個別介助支援員、個別指導支援員などを配置し、個のニーズに配慮した特別支援教育を推進してまいります。

教育環境の整備につきましては、児童生徒の安全と災害時の避難場所としての施設機能を確保していくため、小・中学校体育館における天井等落下防止対策事業を計画的に推進するとともに、学校施設遊具の年次的な更新や学校図書の実に努めてまいります。

生涯学習・社会教育につきましては、町民の自主的な学習活動により、地域社会への関わりや交流を促進するとともに、生涯の各期において自らが学習機会を選択して学べる機会の提供と学習環境の整備に努め、仲間づくりや人づくり、まちづくりに繋がる施策の展開を図ってまいります。

みかわ秋まつりにおきましては、「三川誕生60周年記念事業」として、展示作品の充

実や記念公演事業を実施し、芸術文化の振興を図ってまいります。

社会体育・スポーツ活動につきましては、町民運動場夜間照明塔の安全点検の結果、経年劣化と塩害等の影響により、一部設備に腐食落下のおそれが判明したため、急遽ではありましたが、上部の照明設備を撤去いたしました。このため、今年度は夜間照明設備を使用することができなくなりますこととお詫び申し上げますとともに、早期の改修工事により町民の運動環境の整備に努め、スポーツの振興を図ってまいります。

社会体育事業につきましては、三川町体育協会や総合型地域スポーツクラブの「みかわスポーツクラブ」をはじめとする社会体育団体の活性化に向け、関係者との協議により、町全体の社会体育組織の今後のあり方について検討してまいります。

また、三川誕生60周年を記念して、町民体育祭の種目の拡充や「ラジオ体操特別巡回事業」の誘致により、運動機会の充実に努めてまいります。

以上、教育行政について総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育委員長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

まず、行政運営にあたりましては、厳しさを増す財政環境を踏まえ、さらなる行財政改革を推進するため、「三川町行財政改革推進プラン」及び「三川町定員適正化計画」に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営に努めてまいります。また、地域主権改革の進展に伴う行政事務の多様化や高度化に的確に対応するため、適正な人員配置に努めるとともに、今年度においても定住自立圏連携事業による合同研修や町独自の研修などに取り組み、職員の資質と政策形成能力の向上を図ってまいります。

次に、消防・防災関係について申し上げます。

町民の生命と財産を守ることはまちづくりの基本であることを強く認識し、今後とも、消防、警察、町内会等との連携を図りながら、積極的な取り組みを展開してまいります。特に、近年は集中豪雨に伴う水防活動の機会が増えているところであり、地域や各職場の理解をいただきながら団員確保に努めるとともに、団員の教育訓練並びに研修機会の充実など、消防三川分署との連携をもとに、消防団活動の強化を図ってまいります。また、消防防災設備の整備では、小型動力ポンプ付積載車等の更新、さらに常備消防業務では、消防三川分署の改築工事に取り組むこととしており、引き続き消防防災力の強化を目指してまいります。

次に、交通安全対策であります。交通事故のない安全で安心して暮らせる地域を作るため、交通安全教室の開催などにより、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの推進に努めてまいります。

本町における昨年の交通事故発生件数は、人身事故、負傷者数ともに減少しており、交通死亡事故についても長期にわたり発生していないところであります。さらに、飲酒運転検挙者数についても減少しているところであり、今後とも、警察をはじめとする関係機関及び団体等と一体となって、交通事故のない安全な町の実現を目指してまいりたいと考えております。

防犯対策につきましては、日常生活の平穏かつ安全を守るため、警察署、事業所及び防犯協会等との連携を図りながら啓発活動に取り組むとともに、防犯診断や防犯灯点検の実施、防災行政無線や防犯パトロール車を活用しての犯罪抑止活動など、防犯活動の強化と町民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めてまいります。また、危険空き家等につきましては、町内会等との連携とともに、条例に則し、適切に対応してまいります。さらに、町内会が維持管理する防犯灯のLED化に対する補助事業を引き続き実施し、防犯灯の改修を促進してまいります。

結びに、市町村を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や行政ニーズの多様化など、大きく、かつ急速に変化しています。このような中、三川誕生60周年の記念の年となる平成27年度においても、協働の理念のもと、さらなる行財政改革の推進と、町民との対話を重視した、町民目線に立った施策を展開し、町政の発展と町民の福祉向上のため、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。議員各位をはじめ、町民の皆さま方の一層のご支援とご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会委員長の説明を求めます。青木教育委員会委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 平成27年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

昭和31年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定されて以来、約60年ぶりに教育委員会に関わる規定が大きく改正され、教育委員会と地方公共団体の長との連携の強化を目的の一つとした新しい教育委員会制度が本年4月から施行されることとなったところであります。

本町におきましても、新たに設置される「総合教育会議」の場において、本町の教育や文化の振興を図るために、今後重点的に講ずべき施策について町長と協議していくこととなりますが、本町におきましては、これまでも予算の編成や執行、保・幼・小・中の連携による体系的な幼児・学校教育、生涯学習やスポーツ振興など、あらゆる分野において町長との連携を密にしてまいりましたので、このたびの制度改正にあたっては、本町の教育を大きく変える必要はないものと考えております。

さて、国の教育振興におきましては、「社会を生き抜く力の養成」をはじめとした4つの基本的な方向性が示され、教育の再生を実現するために、小学校における英語授業や道徳の教科化、いじめ防止対策推進法施行に伴う組織的な対応など、現行制度に対する様々な検討が国レベルでも進められております。

特に、いじめ防止対策推進法につきましては、国、地方公共団体、学校、保護者の果たすべき責務が示されていることから、本町におきましても「いじめ防止対策の推進に関する条例」を制定し、「いじめ防止基本方針」に基づく総合的な施策の展開や、学校での重大事態発生時に速やかな対応を図るために「いじめ問題調査委員会」の設置など

により、子どもたちが安心して過ごすことのできる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

教育委員会におきましては、学校、家庭、地域との連携を図りながら、町民一人ひとりが充実した生活を過ごすことのできる教育の実現に向けて、各般にわたる施策を展開してまいります。

はじめに、保育・幼児教育について申し上げます。

幼児期は、基本的な生活習慣や生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、子どもたちが様々な場での人間関係や社会体験を通して、自分と他者との関係認識、集団の一員としての関わり方や協調性、社会的な行動規範など、人間的基礎が構築されるよう総合的な指導を展開してまいります。

地域における子育て支援の量の拡充と質の向上を目指した「子ども・子育て支援新制度」が4月から施行されることとなりますが、本町におきましては「三川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、民間保育施設や家庭、地域との連携を密にしながら、保護者の多様なニーズに応えてまいります。

なお、子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、多くの保護者から意見・要望がありました子育て支援センターの機能拡充や新たな施設整備につきましては、今年度内にその整備内容や事業年度などを具体的に示してまいります。

また、みかわ学童保育所運営協議会が運営している学童保育所につきましては、入所児童に対応する放課後児童支援員の確保を支援するため、支援員雇用に伴う補助金負担率の見直しを図るとともに、保育所として使用している児童交流センターの老朽化も進んでいることから、施設整備に関しての方向性を示してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、子どもたちが楽しくいきいきと学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、「知・徳・体」の調和がとれた教育を推進するとともに、確かな学力の定着と、社会を生き抜くために必要な力を児童生徒に主体的に身につけさせていくため、各校の特色を活かした学校運営を支援してまいります。

基礎学力の定着と、軽度の発達障害を抱える児童の学習活動の支援につきましては、各小学校に学校教育支援員を配置するとともに、個別的な支援を必要とする児童生徒に対応するため、学校支援員による巡回指導や個別指導支援員、個別介助支援員、特別支援教育等支援員の配置により、特別支援教育の充実に努めてまいります。

学力向上対策事業につきましては、これまでの中学3年生と小学6年生に加えて、昨年度の後期プログラムから小学5年生もその対象としてまいりましたが、学習の取り組みについて一定の効果が見られたことから、今年度も希望する児童生徒を対象に学力向上対策事業を引き続き実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、児童生徒の安全確保と、災害時の避難場所としての施設機能を維持していくため、小・中学校すべての体育館において天井等落下防止対策事業を実施するとともに、年次計画的に小学校の屋外遊具更新や施設修繕等を行い、良

質な教育環境の維持・整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、今年度より、中学校も含め4校において給食調理等業務を民間委託してまいります。温かなおいしい給食を提供できる自校調理方式を堅持しながら、民間事業者の専門的な知識と経験を活用し、地元の安全・安心な農産物を献立に取り入れ、健やかな体を作るための食育を推進してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、学びの中で生まれた繋がりを大切に、自らの人生を充実して過ごしていけるよう、生涯の各期における学習に取り組むことができる環境の整備に努めてまいります。

小学校児童を対象とした放課後子ども教室推進事業につきましては、学校と地域の連携を図りながら、子どもたちが自然体験や文化活動を体験できるように、「わくわく体験塾」や小学校体育館の開放事業などを実施してまいります。

公民館図書事業につきましては、町民が利用しやすく、親しみやすい図書室づくりを進めていくため、利用者のニーズを把握しながら、希望図書等の購入に努めるとともに、新刊図書や読んでほしい本が目につきやすいレイアウトの工夫など、読書の環境づくりを進めてまいります。また、親と子が読書を通して心のふれあいを深め、心の豊かな子どもの育成を図るためのブックスタート事業や親子読書事業の充実を図ってまいります。

芸術・文化活動は、豊かな人間性を育み、ゆとりと潤いのある生活をもたらす大きな力となります。身近な芸術文化活動や学習成果の発表の場としている「みかわ秋まつり」につきましては、今年度が三川誕生60周年の記念すべき年であることから、展示作品の充実と努めるとともに、昨年は谷崎潤一郎賞を受賞し、中央文壇界で活躍を続けている本町出身の奥泉光氏を招いての記念公演事業を企画し、芸術文化の振興を図ってまいります。

文化交流館「アトクの館」につきましては、町民の芸術文化の発信拠点として位置付け、音楽鑑賞事業や子ども向けの寺子屋教室などを開催するとともに、芸術文化団体との連携を図りながら、文化交流館のさらなる活用を図ってまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツは、体力の向上や心身の健康の保持増進に役立つものであり、人生をより豊かで充実したものとするために、各種スポーツ教室の開催やスポーツクラブ等の活動を通して、より多くの町民が日頃からスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境の整備に努めてまいります。

町民運動場の夜間照明塔につきましては、昨年度実施した安全点検の結果、経年劣化と塩害等の影響により、一部設備に腐食落下のおそれがあることが判明したため、上部の照明設備を撤去せざるを得ない事態となりました。教育委員会といたしましては、設備の落下等による事故が発生しなかったことに安堵しておりますが、これまでの点検が不足していたことによりこのような事態を招きましたことを深くお詫び申し上げます。

す。

今年度は、夜間照明塔の改修工事により、町民運動場を使用できない期間も生じてまいります。学校施設などを活用いただくとともに、近隣市町の体育施設使用に対する費用補助などを実施することにより、町民の運動機会の確保に努めてまいります。

総合型スポーツクラブの「みかわスポーツクラブ」につきましては、誰もが気軽にスポーツに親しむ環境づくりの拠点としてクラブを運営し、設立から5年目を迎えるところであります。今後の活動につきましては、クラブの意向も尊重しながら支援を継続してまいります。体育協会やスポーツ少年団などの社会体育団体の活性化も含めて、町全体の社会体育組織のあり方について、関係者との協議により一定の方向性を示してまいります。

社会体育における三川誕生60周年の記念事業につきましては、町民体育祭において、子どもから大人まで楽しめる種目を大幅に拡充して開催するとともに、NHKが今年度全国九つの会場で実施する「ラジオ体操特別巡回事業」を誘致し、10月4日の日曜日早朝に、三川中学校のグラウンドから全国に向けてラジオ体操の放送を行う予定であり、これを一つの契機として日頃からの運動機会の充実に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、昨年度は県内の教職員による交通違反等の不祥事が連続して発生し、教職員に対する信頼を大きく損ねることとなりました。これを回復していくことは容易ではありませんが、児童生徒に対して模範・手本たる教師になろうという意識を持ち続けること、そうなるために努力することが必要であろうと考えております。

教育行政の推進にあたりましては、地域や学校などあらゆる教育の場において、教育を行うものは自らを高め、範を示し、自らが先頭に立って、未来を担う子どもたちの育成と、町民が豊かな人生を築くための環境づくりに全力を傾注してまいり所存であります。

町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 平成27年度三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

昨年12月に行われた衆議院議員の総選挙では、与党である自民党と公明党が圧勝し、アベノミクス政策の継続が国民から支持されているところであります。その成長産業化の中には農林水産業を挙げているものの、アベノミクス効果による好景気の波は大都市、大企業に集中し、いまだに地方まではその波が来ていないのが現状であります。

一方、対外政策においては、農業をはじめ、保険・金融サービス、知的財産権等の多種多様な分野に及ぶ環太平洋連携協定（TPP）の交渉も農業分野での進展はあるものと報

じられているものの、日米間における2国間交渉における課題は多く、農産物をめぐる環境は厳しさを増しております。

本町にとって農業は基幹産業であり、中でも米は主要な品目となっております。国は2025年までを見通した新たな食料・農業・農村基本計画を策定するとしておりますが、4年後の行政による生産調整廃止もにらみ、農業経営のセーフティーネットとしての収入保険制度の導入など、米をめぐる情勢は大きく変わろうとしております。

庄内の昨年産水稻作況指数は105（やや良）となり、全国的にも生産量が過剰基調となったところです。また、米の消費量の減少から在庫量は増加し、米の概算金の大幅な引き下げにより稲作経営は一段と厳しくなり、農家の生産意欲の減退が懸念されるところであります。農業委員会といたしましては、営農意欲を失うことなく農業の維持が図られるように、今後とも国・県・町に対し、農業政策の要望、建議活動を展開してまいります。

本町においては、農業従事者の高齢化等により、担い手の確保・育成、農地の集積は重要かつ大きな課題となっております。その解決策の一つである「人・農地プラン」は全集落で策定しているところですが、農業委員会活動として、プラン変更のための話し合いに積極的にかかわり、不耕作地の発生防止に取り組むとともに、今年度から法定化される農地台帳システムの活用による農地情報の提供により、適切な農地利用の確保に努めてまいります。

また、農地パトロールを継続し、農地の不法転用等の早期発見並びに是正などの適切な指導を実践してまいります。さらに、農業委員会活動の一環として、農業委員会広報（「みっが、わー」）の発行や、町広報、インターネット等の活用により、委員の活動や農業情勢等の情報提供に努力してまいります。

女性農業委員につきましては、周辺市町の農業委員会との共催による婚活活動をはじめ、交流の大切さを意識した女性ならではの感性を活かした事業を積極的に実施してまいります。

農業者の老後の生活安定は、国民年金だけでは支給額が低く不十分なため、福祉向上の一助となる農業者年金制度への加入を積極的に推進してまいります。特に若い世代に対しては、保険料の一部助成など有利な制度の活用により、少ない負担で豊かな老後が迎えられるよう加入を働きかけてまいります。

農地中間管理事業につきましては、農業委員会では農地中間管理機構関連2法に基づく関連施策をフル活用し、農地台帳の整備と活用、不耕作地の解消に取り組むとともに貸付等意向調査を実施し、機構等への貸付と認定農業者への利用集積の加速化に取り組んでまいります。

我が国の農業は大きな節目を迎えております。農業政策が大きく変わる時期なればこそ、この地で営農に取り組み、地域の農業者の代表としての農業委員の存在と活動が必要不可欠であると再認識し、農家や地域に混乱が生じないよう農業にかかわる正確な情報の収集と提供に努め、本町の農業を守る取り組みを積極的に推進してまいります。

町、関係機関、関係団体、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いしまして、平成27

年度三川町農業委員会の行政方針といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前11時03分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前11時20分)

日程第5、「請願審査委員会報告」を行います。

この委員会報告は、平成26年6月議会定例会に提出された請願1件について、会期中に結論を得るに至らなかったため、総務文教常任委員会から審査期限の延長要求により、継続審査となっていた請願の継続審査報告であります。

請願第3号「「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」の件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

平成27年3月10日

三川町議会議長 成田光雄 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 志田徳久 ㊞

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
3	平成26年 6月5日	「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願	不採択	請願の趣旨に沿うことが困難である	

請願審査の内容について説明申し上げます。

この請願は3回継続されたものであります。今定例会前に議員の所管委員会替えがあり、

新たな常任委員会構成になったことから、請願者より説明を受け、説明者への質疑を行いました。その後、採決を行い、請願に反対する反対者多数で不採択となりました。

○議長（成田光雄議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

本件の委員長報告は不採択であります。したがって、最初に原案に賛成者の発言を許します。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める平成26年請願第3号に対して、原案賛成の立場から賛成討論を行います。

集団的自衛権の行使とは、日本に対する武力行使がなくとも、他国のために武力行使をするということです。安倍政権は集団的自衛権の行使容認する閣議決定を強行し、海外で戦争する国づくりができる法づくりを急いでいます。国会論戦を通じて、アメリカが戦争を起こした際に自衛隊が戦闘地域まで行って軍事活動をする、任務遂行のために武器の使用もするということが明らかになりました。アメリカの戦争のために日本の若者が戦闘地域で血を流すこととなります。アフガン戦争やイラク戦争で集団的自衛権を行使したヨーロッパの国々は多数の軍人が犠牲となり、加えて、テロの標的とされることで国民の命と安全が脅かされています。そして、世界大戦の反省のもとで制定された日本国憲法のもとで、歴代政権が憲法上許されないとしてきた集団的自衛権の行使を一遍の閣議決定で強行することは、立憲主義を根底から否定するものです。

請願者が求めているのは立憲主義の遵守であり、国連憲章の立場で憲法9条の精神を生かす平和外交の努力です。集団的自衛権の行使容認に反対する国民世論はとどまることなく広がり、どの世論調査でも反対は過半数を超え、地方議会でも反対の意見書が238議会で可決しています。県内でも、昨年12月議会で南陽市、尾花沢市、天童市の議会で可決しています。請願の趣旨に応え、国に対し、三川議会の意思として集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願に議員諸兄の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま上程されております平成26年請願第3号「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願について、反対の立場で討論します。

昨年7月1日に閣議決定されました集団的自衛権の行使容認について、安倍晋三首相によれば、「現行の憲法解釈の基本的考え方は何ら変わることはない」とした上で、武力行使の条件として、「国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合で、他に手段がない場合、必要最小限の行使が行われる」と説明がなされています。

今回の決定は、我が国の安全保障政策の大転換であると同時に、日米同盟の強化によるアジア太平洋地域の安全保障環境を安定化させるための政策と理解します。加えて、請願第3

号の内容は、国の安全保障のあり方に対する意見書提出を求めるものであり、その内容は外交に関することと同様、町政の権限外のものであると判断されます。このような権限外の問題に関する意見書提出を求める請願は、一般的に好ましくないとされており、慎重な配慮が必要であると認識します。

以上の観点から、請願第3号の採択に反対するものであります。議員諸兄の賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 平成26年請願第3号「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」に賛成する立場から討論を行います。

安倍内閣による平成26年7月1日の閣議決定は、集団的自衛権を容認し、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないとするこれまでの政府見解を180度転換し、海外で戦争できる国に道を開くものであります。このような憲法改正に等しい大転換を、一内閣による一遍の閣議決定で強行することは、政府は憲法によって拘束されるという立憲主義を根底から否定する民主主義破壊行為であり、断じて許されることではありません。

今回の閣議決定は二つの大きな問題があります。

第一は、国際社会の平和と安定への一層の貢献という名目でアメリカがアフガン戦争やイラク侵略戦争を起こした際に、従来の海外派遣法に明記されていた「武力行使をしてはならない」、「戦闘地域に行ってはならない」とする歯止めを外し、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた場所であっても支援活動ができるとしたことであります。戦闘地域での活動は当然相手国から攻撃にさらされ、これに応戦し、武力行使を行うこととなります。これがどうということをもたらすかは、集団的自衛権を行使してアフガン戦争に参戦したNATO諸国がたくさんの犠牲者を出したことから明らかになっております。

第二は、憲法9条のもとで許容される自衛の措置という名目で集団的自衛権の行使を公然と容認している点であります。閣議決定は自衛の措置としての武力行使の「新三要件」となるものを示し、日本に対する武力攻撃がなくても、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、武力の行使、集団的自衛権の行使ができるとしています。

政府・与党は、集団的自衛権の容認はあくまで限定的なものにすぎないとしています。しかし、明白な危険があるか否かの判断は時の政権に委ねられるものであり、まったく歯止めにはなり得ません。

また、必要最小限の実力行使としていますが、戦争に必要最小限はありません。海外での集団的自衛権の行使は相手国への宣戦布告にほかならず、相手からの反撃がされ、際限のない戦争の泥沼に陥ってしまうことは、この間の歴史が証明しています。集団的自衛権には、その持つ本質から最小限ということはありません。

しかも、政府は集団安全保障においても憲法上の可能性を広げようとしています。もし、集団的自衛権での武力行使、そして集団安全保障に基づく武力行使、どちらも許されるというなら、憲法9条が禁止するものは何もなくなってしまい、戦争の放棄と謳った9条の空文

化であり、おおよそ認められるものではありません。

政府は、政府による憲法の解釈、集団的自衛権と憲法の関係について 2004 年 6 月 18 日付けの閣議決定で、次のような立場を明らかにしています。「政府による憲法解釈は、それぞれ論理的な追求の結果によって示されてきたものであって、政府が自由に憲法の解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない。」「憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的解釈によるものではなく、正面から憲法改正を議論することにより解決を図るのが筋である」と述べております。

加えて、戦略的な面でも話になりません。アメリカとの集団的自衛権が可能になれば中国への抑止力が高まるというのが安倍政権の主張するロジックですが、現実にはそんなに都合よく行きません。こちらが抑止力を高めようとするれば、相手もそれに応じて抑止力を高めてまいります。それがまさに抑止力のジレンマなのです。

さらに、集団的自衛権を行使するという事は、他国の戦争に日本が積極的に参加するわけですから、当然、日本が相手の攻撃対象になるリスクが生まれます。その両面を示さなければ検証にたえる戦略論にはならないのです。

今回の閣議決定は、過去の閣議決定にも真っ向から背くものであります。こうした中で、世論調査の調査結果を見ても、行使容認反対が過半数を超えており、各界各層の幅広い人たちが反対や懸念を表明しております。憲法全文と 9 条によって規定している恒久平和主義と平和的生存権の保障は憲法の基本原理であります。このことを尊重し、憲法改正の手続きを経ないまま軽々に決定した閣議決定は撤回すべきであります。本議会におきましても、平和を願う三川町民の代表機関として、この意見書を採択し政府に提出すべきであり、議員各位のご賛同を賜りたいと思います。このことを強く申し上げ、賛成討論といたします。

○議 長（成田光雄議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

請願第 3 号「「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 2 名 不起立 7 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、請願第 3 号は否決されました。

日程第 6、請願第 1 号「農協改革をはじめとした「農業改革」について」の件、日程第 7、請願第 2 号「TPP（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める意見書提出を求める請願」の件、以上 2 件を一括議題とします。

本件について、紹介議員の請願の趣旨説明を求めます。5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されました、請願第 1 号「農協改革をはじめとした「農業改革」について」、趣旨説明を申し上げます。

基本は請願書のとおりであります。今回の改革案は、農家生産者や農業団体から国が関与して制度改革を求めたものではありません。各々の関係団体が情勢や様々な問題に対応するために、自ずからの努力で改善、改革をするのは当然だと思います。今回の改革案は、農業委員の公選制や、委員会としての意見を町や県・国に対して意見を申し上げる建議の制度をなくすことで、これは制度の基本を農業者が望まぬ方向にするものです。充実させることが基本だと思います。

農協改革については、本来、請願書でも指摘しているように、国際的に確認されている協同組織に対して政治介入は適切でないと思います。本町12月議会で採択されました意見書の趣旨と共通するものであります。議員諸兄のご理解ある審査とご賛同を重ねて申し上げ、趣旨説明とします。

引き続き、ただいま上程されました請願第2号「TPP(環太平洋連携協定)交渉における国会決議の厳守を求める意見書提出を求める請願」についての趣旨説明を申し上げます。

三川町議会でも、これまで何回かTPP交渉について問題が指摘され、慎重な審議や、国民に情報を開示すべきであり、農業分野では重要5品目の関税撤廃などを含むときは撤退も辞さないことと確認されてきました。

今日の状況は、請願書でも述べられているように、牛肉、豚肉の関税の大幅削減案や米輸入の拡大もあり得るなどと報道されています。TPP担当相は、交渉は秘密だとしながら、「一粒たりとも譲れないでは交渉にはならない」と述べているなど重大です。

改めて国会決議を守るように重ねて意見書の提出をされますよう、議員諸兄のご理解ある審査とご賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長(成田光雄議員) 以上で請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号については、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) お諮りいたします。日程第8から日程第13までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第8から日程第13までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第8、議第2号「平成26年度三川町一般会計補正予算(第7号)」、日程第9、議第3号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第10、議第4号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、

日程第11、議第5号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第12、議第6号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第13、議第7号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第2号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第7号）」、並びに議第3号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第4号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第5号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第6号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、議第7号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上6件について提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第2号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第7号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,275万1,000円を追加し、補正後の予算総額を39億379万5,000円といたすものであります。

まず、歳出につきましては、事務事業の執行状況等を精査し、各款にわたり所要の補正を行うものであります。その主なものを申し上げますと、2款総務費については、一般管理費に係る公共施設等長寿化対策事業における役場庁舎の設計業務委託料の減額補正、財産管理費に係る財政調整基金積立金、ふるさと基金積立金等の追加補正、企画費に係る地域創生まちづくり推進事業の追加補正、及びふるさと応援寄附金寄附者謝礼の減額補正であります。

3款民生費につきましては、国民健康保険事業に係る各種繰出金の精査による減額補正、及び介護保険事業に係る繰出金、障害者自立支援等事業、福祉医療費に係る子育て支援医療給付事業等、後期高齢者医療事業費、子育て支援事業、保育園費に係る保育委託料、あんしん子育て応援事業の追加補正、並びに臨時福祉給付金給付事業の減額補正であり、4款衛生費については、健康増進事業及び廃棄物処理事業の追加補正であります。

6款農林水産業費につきましては、経営体育成支援事業、土地改良施設等整備事業、及び農村環境改善センターホール改築事業の減額補正であり、7款商工費については、小売店業者振興支援事業、産業連携推進プロジェクト事業、及び「いろり火の里」推進事業に係る交流人口拡大促進事業委託料の追加補正、並びに「かっぱつ広場」芝生管理委託料の減額補正であります。

8款土木費につきましては、道路維持費、移住定住促進事業の追加補正、下水道事業特別会計繰出金、住まいづくり支援事業の減額補正であり、9款消防費については、消防ポンプ整備事業、無線情報伝達装置整備事業及び消防三川分署改築事業をそれぞれ減額補正するものであります。

10款教育費につきましては、教育総務費における育英奨学資金造成事業及び教育施設整

備基金造成事業の追加補正、小学校費における小学校管理費の追加補正、及び公共施設等長寿命化対策事業に係る横山小学校工事請負費等の減額補正、中学校費における中学校管理費の追加補正、並びに保健体育費における公共施設等長寿命化対策事業に係る町民体育館の工事請負費等の減額補正であります。

12款公債費については、長期債元金償還金及び長期債利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、9款地方交付税、11款分担金及び負担金、13款国庫支出金、14款県支出金、15款財産収入、17款繰入金、18款繰越金、19款諸収入及び20款町債に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表の繰越明許費については、国の補正予算に伴い計上いたしました地域創生まちづくり推進事業、子育て支援事業、あんしん子育て応援事業、経営体育成支援事業、小売店業者振興支援事業、産業連携推進プロジェクト事業、いろり火の里推進事業、移住定住促進事業について、平成27年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表債務負担行為補正につきましては、債務を負担できる事項、期間及び限度額について記載のとおり設定するものであり、第4表地方債補正については、事業費の補正及び確定見込み等により、既定の限度額4億1,340万円を3億5,070万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第3号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2款保険給付費につきましては、医療費等の給付実績と今後の給付見込みを推計し、一般分について追加補正いたし、退職被保険者分について減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款国民健康保険税、3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金、6款県支出金、7款共同事業交付金、9款繰入金及び10款繰越金に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の予算総額を7億8,805万7,000円といたすものであります。

続きまして、議第4号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料等に係る納付金を推計し追加補正いたすものであり、4款諸支出金については、平成25年度分負担金の精算による一般会計への繰出金を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入について、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7,677万1,000円といたすものであります。

続きまして、議第5号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につ

いて、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費につきましては、介護保険システム機器支援等業務委託料の追加補正、4 款地域支援事業費については、介護予防ケアマネジメント事業に係る委託料の追加補正、及び任意事業に係る扶助費、二次予防事業に係る役務費及び委託料の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、7 款繰入金及び9 款諸収入に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6 万7 千7 百円を減額し、補正後の予算総額を7 億9,120 万円といたすものであります。

続きまして、議第6号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2 款公債費につきましては、長期債元金償還金及び長期債利子償還金を減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、2 款使用料及び手数料、4 款繰越金について、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5 万8 千5 百円を減額し、補正後の予算総額を1 億4,871 万1,000 円といたすものであります。

続きまして、議第7号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費につきましては、最上川下流流域下水道維持管理経費負担金の追加補正、2 款事業費については、最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金の額の確定に伴う減額補正、3 款公債費については、長期債元金償還金及び長期債利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、1 款分担金及び負担金、2 款使用料及び手数料、3 款国庫支出金、4 款繰入金、5 款繰越金、6 款諸収入及び7 款町債に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ521 万8,000 円を減額し、補正後の予算総額を3 億9,749 万9,000 円といたすものであります。

なお、第2表繰越明許費については、国の補正予算に伴い計上いたしました下水道事業について、平成27年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、下水道事業債の追加により、借入限度額を1 億970 万円に増額補正いたすものであります。

以上、議第2号から議第7号まで一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前 11時57分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 1時00分)

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、一般会計の補正に関して何点か質問したいと思います。

最初に、議案書の11ページ、総務費の中の財産管理費、それから企画費に関わることであります。

まず1点目として、ふるさと基金積立金ということで6,000万ほど計上しておりますけれども、これと企画費の三川町ふるさと応援寄附金寄附者謝礼500万の減額、関連あることと思います。要するに、寄附金としてのふるさと応援寄附金、9月補正を経まして1億4,570万ほどの金額になっていたと思いますけれども、そういった中での謝礼部分が500万減る、この辺の理由をお聞かせ願いたい。寄附金が予定どおり入りながら謝礼が減額するということの説明をお願いしたいと思います。それから併せて、寄附に対する経費を引いた部分、これをふるさと基金として積み立てるという理解でいいのか、その辺の内容について説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく企画費の中で、今回、地域創生まちづくり推進事業ということで、今の補正に絡んだ事業ということで取り組むようでございます。明許繰越ですので、実質は27年度に行われる予定だと思っておりますけれども、その中で、地方版の総合戦略の策定ということが一つ大きな仕事になるようです。

この件に関して、業務委託ということで500万ほど計上になっております。この業務委託の内容について、どのような業務をどのように委託するのかということで伺いたいと思います。併せて、その下の地域情報発信事業、この事業の内容。それから空き家の有効活用支援事業、この三つの事業の内容について説明をお願いしたいと思います。

それから、13ページの方に移ります。

3款の民生費の中で、保育園費という項目の中で、これも今の国の補正予算絡みの事業ということで、あんしん子育て応援事業というものが出てきたようでございます。この内容について伺いたいと思います。それから、その内容と併せまして、私の理解の中では、この補正予算における単独事業といいますか単年度事業といいますか、単発の事業というふうを受け止めておりますけれども、27年あるいは28年以降のこの事業の行方といいますか、継続はどうなるのか、その辺も教えていただきたいと思います。

それから、次の14ページ、7款の商工費、小売店業者振興支援事業、いわゆるプレミアム付商品券に関する事業になると思います。今回、国の打ち出した補正予算といいますか緊急経済対策事業の中で、ほとんどの自治体が消費喚起型の事業を実施するという情報もございます。話を聞きますと、20%のプレミアムということも聞いておりますので、その辺の内容、それから27年度においてどのような発行の事業の計画を商工会側と打ち合せしているのか、その辺について、分かる範囲内でお聞かせ願いたいと思います。

それから、15ページの8款土木費、住宅管理費の中で、これも補正予算絡みでの単発事業というふうを受け止めますけれども、移住定住促進事業100万ほど計上しております。こ

の事業の目的、内容について説明をお願いします。以上です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと応援寄附金の積立の考え方についてのご質問と承りましたが、このふるさと応援寄附金につきましては、歳入であります寄附金、さらに歳出ではそれに係る様々な経費がございますので、その経費を除いた額の一定額を基金に積み立て、貴重な財源ということで管理しまして、次年度以降に様々なまちづくりに関する事業に活用していく、そういう考え方でおります。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

第1点目の11ページ、ふるさと応援寄附金に関わります謝礼の500万減額の理由ということでございますが、当初から一貫して、寄附の謝礼につきましては、おおよそ6割程度をその経費として見ておりました。これにつきましては、寄附金の額が非常に不透明な状況の中でありまして、ある程度歳出で不要になる部分を見込んだところでございます。

実質的な謝礼につきましては、寄附いただいた部分につきまして、郵送料も含めておおむね5割程度を還元するという当初からの基本でございましたので、今回、何回かの補正によりまして寄附額が非常に大きな額となってまいりました。その関係から、謝礼の部分につきましても非常に大きな金額になっているところでございます。そのため、今回、3月の補正で、ある程度今後見込まれます内容を精査しながら、不要の分を減額をさせていただいたというところでございます。

それから、第2点目の同じページの地域創生まちづくり推進事業、この中の内容についてのご質問でございました。

中盤にあります総合戦略策定業務の委託料につきましては、ある程度、今回の国の内容につきましては、計画書を策定する業務そのものを委託するということはできないところでございまして、その策定に必要な諸資料、また意識調査、そういった部分、基礎的な部分にあたるわけではありますが、これを業者に委託して策定を進めていきたいと考えているところでございます。

また、二つ目の地域情報発信事業の委託でございしますが、この内容につきましては、町内の情報システム、現在各課でいろいろな情報を入力するというよりも、企画調整課で一括にサイト・ホームページ等を更新しながら行っているところでございます。当然、情報については各課で情報提供することになっておりますが、これを具体的に、各課で最新の情報を入力できるようなシステムで今回組み直しをしたいと思っております。具体的には、「町長と語る会」で子育て世代の方々との意見交換の際にも話がありましたが、そういった子育て世代に対する的確な情報の発信を実施していただきたいということで、特設サイトを開設するなどの動きを今後実施していきたいと思っております。その中で、システム開発等、またそれに関しまして、ある程度ホームページのリニューアルが出てきますので、その関係経費について今回計上をさせていただいたというものでございます。

また、空き家有効活用支援事業の委託経費でございます。

これにつきましては、今現在、空き家の実態調査は全体的には終わっておりますが、データとしては24年に整理をさせていただいたデータを現在使っております。その後、昨年9月以降にも条例が施行されまして、指導等の影響により解体もしくは自然倒壊も中にはございましたが、そういった部分で空き家になった再調査を外部に委託してまいりたいと考えているところでございます。

その具体的な部分で、評価までいけるかどうかについては、まだ当然業者と詰めておりませんが、今後、できる限り具体的な評価も外部に委託できるような形で進められたらというふうには考えておりますが、当然その評価自体が実際に中に入りましての評価ではございませんので、外見から見ての評価という形になろうかと思っておりますが、そういった部分でのある程度の評価をしながら空き家の再調査を行いまして、データベースの整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 13ページの子育て応援事業助成金のご質問でございます。

この助成金につきましては、子育て世代の保護者の負担を軽減するために、第3子以降の子どもの保育料について無料化する制度を行うために計上したものでございます。

これにつきましては、県内の市町村で同様の助成を行っておりまして、本町におきましても、平成27年度の当初予算においてその制度の導入についての検討もしたところでございますが、今回、この地方創生の交付金をきっかけといたしまして、補正予算を組み、27年度に繰越明許いたしまして、この事業を実施したいということで上程させていただいております。

この内容につきましては、現在国において、保育園・幼稚園の方に在園している、第1子から第3子までいる場合については、第3子以降を制度で減免しているわけでございますけれども、町の単独事業として交付金を活用して行っていきたいということでございます。

この二つ目の質問にありました28年度以降の考え方ということでございましたけれども、これにつきましては、この交付金の行方にもあろうかと思っておりますが、担当課といたしましては、この制度について、子育て世代の負担軽減ということでございますので、恒久的な制度として構築をさせていただくように要求してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 14ページのご質問で、小売店業者振興支援事業補助金の関係でございますが、この事業につきましては、地域住民生活等緊急支援交付金を活用させていただきまして、まずは、実質は平成27年度の事業という取り扱いで実施したいと考えております。

この事業は、米価の大幅な下落により農家経済が低迷したという地域経済の状況の中で、それをいくらかでも活性化を図りたいという一つの景気刺激策といえますか、そういったものが必要だろうと。そんなことで、プレミアム付商品券発行事業を拡充して実施したいとするものでございます。

事業につきましては、26年度と同様に、出羽商工会三川支所の方に事業主体をお願いして

おりまして、過日、概略ではありますけれども事業の持っていき方について相談させていただきました。

事業につきましては、26年の国の補正予算を活用ということでございますので、昨年のように4月からの商品券発行という形になれば、ある程度、昨年のような形で進めていかないと4月の発行というのはなかなか難しいと思っております。

そういったことで、この補正予算が可決になれば、商工会の方でもまた近々細部にわたる打ち合わせを実施したいという計画であるようでございます。金額についてはまだはっきりとした形でこちらで提示しておりませんでした。この事業そのもののプレミアムが周辺市町の情報ですと20%いってございます。そういったことから、本町も同様にする必要があるのではないかということも内部では相談されております。

また、商品券の発行価格からいけば、ここでは1,570万の補正予算になってございますけれども、1,400万ほどをプレミアム分に、また残りの170万ほどは事務費等、印刷それぞれかかりますので、人件費もあろうかと思えます。そういったものにもどうかということで進めてはおります。まだ決定している状況ではございません。ただ、1,400万とすれば、事業費から見れば7,000万の商品券の発行額ということになるわけでございますが、実質それを合わせた8,400万の経済効果を狙う事業という形でスタートするものと思われま。ただ金額については、昨年よりも非常に大きい額になっておりますので、1回でやるか2回でやるかはこれからまた詰める状況かと思われま。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 15ページの移住定住促進事業の補助金関係でございますが、こちらの事業につきましては、目的といたしましては、町外の方から本町に移住する際の住宅の建設または購入、中古住宅も含めたそういった移住・定住に際しての助成を行うということで、移住の促進を図るということで事業を実施するものでございます。

事業の概要、中身につきましては、町外の方から本町の方に移住・定住する際の助成ということで、新しく三川町の方に移住する方、中古住宅含めて5世帯分、1世帯に20万ということで100万を見込んでいるところでございますし、現在、町でやっています町内の方については、住まいづくり支援事業で支援していくということで、町外の部分については移住定住促進事業で支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ふるさと応援寄附金に関する件については一般質問等でも議題にしておりますので、後に譲りたいと思います。

それから、地域創生まちづくり推進事業、これは要するにこれからの地方版の総合戦略というものの出発点にあたるのかと理解しておりますが、その辺の理解、それでいいのかどうか。

それで、今の説明にありました総合戦略策定、それから地域情報発信、これは単年度で終わるかもしれませんけれども、空き家の有効活用、これらについて補正予算での、要するに1回の事業という位置付けだと思うんですが、地方創生というものに関していえば、国でも

地方でも最低5年ぐらいの計画というものを想定する、あるいは施策というものを5年ぐら
いやるといふことがあるわけでございます。

これを出発点として今後どのような展開をしていくのか、先走って悪いですが、27年度
予算の中ではこういった項目の事業がないということも含めまして、27年度は繰越明許
の中で、この部分でやるとは思いますけれども、こういうものはやはり継続性というものが重
要ではないかと思っておりますので、その点、今後の28年度以降の考え方にどう繋げていくのか、
その辺伺いたいと思っております。

それから、同じような質問の内容になるんですが、保育園費の中でのあんしん子育て応援
事業、国でもやっと子育てというもの、あるいは人口減少というものに具体的な事業を展開
してきたという感じがいたします。この分野においては三川町は先行してきたという自負が
ございますけれども、先程の説明の中で、国の意向にかかわらず、できれば恒久的な支援と
いうことでやりたいという教育次長からの話もありましたが、やはりこういった部分を今後
ますますもう1歩も2歩も進めることが大事なのではないかと思っております。そういった
ことを体系的にといいますか、全体のまちづくりの中でこの子育て支援というものを三川町
の特徴として打ち出す必要があるのではないかと私は思っておりますので、その点の基本的
な考え方を確認したいと思います。

それから、プレミアム付商品券に関してですけれども、先程の答弁の中で近隣市町の動き
の話がありました。確かかどうか分かりませんが、鶴岡市辺りですと20%のプレミアムと
いう中で総事業費が10億円という話も聞こえております。今までやってこなかった分だけ
他の周辺の市町の中では非常に引き合いといいますか人気が出るのかなど、活発な取引が行
われるのかなと思っておりますが、その中で、三川町としては周辺の市町に埋没することのないよ
うな、そういった手立てが必要であろうと思っておりますし、それと併せて、実質、27年度は2
0%のプレミアムということを実施しますと、その後はどうなるのかということも含めた長
い意味での商業振興、これも掲げる必要があるのではないかと思っております。

当然、三川町としては今まで、かつて15%、それから26年度では10%ということの
中で商業振興に取り組んできた経緯があるわけでございますので、そういったことも含めて、
改めて町民の方々にアピールしながら、今年は20%、28年度以降はまた別の形ではある
けれども継続的に応援しますというふうな、そういった姿勢を出すことも私は重要ではない
かと思っております。その辺、現時点ではどう考えているのか、説明お願いしたいと思います。

それから、最後の移住定住促進事業、今まで町で行ってきました住まいづくり支援事業と
併せて、町外からの移住というものにスポットをあてた事業ということで、非常にいい事業
だと思います。これを今回は100万円という金額の中で繰越明許を27年度で実施されるわ
けですが、状況を見ながら私は拡大する方向に向かうべきかと思っております。その点、現時点で
どう考えているのか、説明お願いします。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 1点目の、地方戦略の先駆け、出発点としてどう進めてい
くのか、また継続性をどう図っていくのかというご質問でございました。

今回の補正予算で、5ページにあります繰越明許費、これにつきましては、一部を除きまして地域活性化、地域住民生活等の緊急支援交付金の事業が大部分を占めてございます。その地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金の中には、ご承知のとおり地域消費型という、現在、地域の消費が進んでいないということから、国の方では地域消費の拡大という部分、さらには地方創生型として総合戦略の先行型というような位置付けで交付をされているところでございます。

11ページの予算内容につきましては、大部分が計画策定に関わります経費でございます。593万ほどの計画策定にかかる経費がございます。これは当然、来年度、計画策定で実施する内容の経費を計上してございますが、これ以外に地域情報発信事業としましては、先程ご説明しましたとおり、情報のホームページを含めた特設サイトも新設を考えた部分でございますので、継続的などという部分は少ないわけでございますが、空き家の有効活用につきましても、当該年度の部分という支出になってございます。

しかしながら、先程議員からご質問ありましたとおり、地方戦略そのものについては5年間を目安として計画を策定していくものでございます。その先行型として、現在企画の地方創生まちづくり推進事業をのせてございます。それ以外の各課についても、先行型としては、それぞれがどういった指数を目標として、その指数に対してどういった実際の実施状況になっているか、PDCAサイクルにのっとりまして評価をしていくというものでございますので、当然ながら継続性を持った事業の展開でなければならないのではないかと。単年のみで人口減少が解決するものでもございませぬし、そうした部分では長期的な視野に立っての計画策定を進めていくという形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 子育て支援の考え方と申しますか、今後の展開についてのご質問でございましたけれども、基本的に今回の交付金を使って、活用させていただいて取り組むわけでございます。議員もご指摘ありましたとおり、本町においては保育園・幼稚園の委託や施設を建設以来、様々な形で子育て支援に取り組んできたと考えております。

それにつきまして、本日の阿部町長の施政方針の中にも子育て支援のことを申し上げておりましたし、過日、新聞に掲載された庄内首長の挨拶の中でも、阿部町長が「子育てするなら三川町」というスローガンを掲げましてこれに取り組んでいるわけでございますので、私ども健康福祉課保育園担当といたしましても、そういった方針のもとに、今後新たな企画・提案をさせていただき、施政を実施させていただきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） プレミアム付商品券発行事業の関係でございましたけれども、事業そのものの継続的考え方はどうなのかということでございます。

26年度の実施状況もそうでしたけれども、その事業を活用して実施している事業主が自ら何らかのプレミアムを付けるとか、何かこういったプラスアルファの部分をつけながら、さらにこの事業を効果的に活用してほしいということを以前から話はしてありましたところです。26年度も、実際二つか三つほどの事業所の方でそういった取り組みがあったという

ことで、非常に良かったなと思っております。

そういったことを踏まえ、来年度、再来年度と、この事業の継続については、その年その年の事業の実施状況を検証といいますか、確認させていただきながら、何も継続というものを否定するものでございませぬけれども、そういった事業による効果というものを確かめながらやるべきではないかと考えております。

そんなことで、このプレミアム付商品券の発行事業については、また来年も同様にこの事業の検証をさせていただき、また次年度への状況については相談に応じながらという形でやっていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 移住定住促進事業の拡大ということでのご質問でございましたけれども、先程話しましたとおり、100万ということで事業費としては見込んでおるわけですが、できればそういった部分が事業の効果が出て、5世帯が6世帯ということで事業が拡大するということについては事業課の方としても望んでいるところでございますし、この事業、地方創生ということで事業の部分の総事業費、それから国費等の限度額があるわけですが、その中で、できるだけそういった移住促進に繋がるよう、事業費の中で、国費の割り当ての中でできるだけ支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私の方からは、12ページの臨時福祉給付金給付事業について、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が載っていますが、これはなぜ減額になったのかということと、実際給付された世帯は何世帯くらいか、それぞれ聞きたいと思っております。

それともう1点ですが、14ページの三川町宅配サービス支援事業費補助金と載っていますが、この200万の内訳はどうなっているかお聞きしたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 12ページの臨時福祉給付金等に関するご質問でございますけれども、今回、ご質問のとおり、二つの給付金を合わせて900万ほど減額になってございます。これにつきましては、予算要求の段階におきまして概算的にその対象の数値を把握していたということがまず一つございます。そのようなことで、精査をしまして絞り込みをした結果、かなり必要となる予算が圧縮されたという背景がございます。

詳しく申し上げますと、例えば臨時福祉給付金につきましては、当初見込んでいたところが1,700人ほど見込んでおりましたが、実質絞り込みましたところかなり減りまして、対象者は1,100人ぐらいだったということで、実際に交付決定したところにつきましては94%でございます。実数としまして78人の方がこの交付を受けなかったということでございます。

それから、子育て世帯の臨時特例給付金につきましても、当初予算の中では1,050人ほどの対象者を見込んでおりましたが、積算、絞り込みしましたところ、実質的には950人弱ということで、交付決定したところは99.16%ということでかなり高率になってござい

ます。給付に至らなかった人は実数として8人、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 14ページの三川町宅配サービス支援事業費補助金200万の件でございますけれども、この事業につきましては、今年度、26年度であれば山形県地域商業新サービス創出支援事業ということで、まずは買い物弱者と言われる方々への食料品や生活用品等の宅配サービスを県の事業でやっていたところでございますが、この事業につきましては、ご承知のように26年度で県の補助事業が終了するという状況でありましたし、こちらの方としまして、何とか来年度もこの事業を続けたいという考えはございました。ちょうどそのときに、この今の地域住民生活等緊急支援交付金の事業がございましたので、これをこの事業に充てるということと、それから、町独自の事業という形になりますので、事業名称をここにありますように「三川町宅配サービス支援事業」と名前を変えまして、内容的には今年と同様の内容でやっていくというものでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私の方から、一般会計の方と特別会計も1件質問したいと思います。

まずはじめに、11ページの地域創生まちづくり推進事業でございます。ただいま同僚議員からも質問ありましたが、その中の総合戦略策定業務委託ということで、資料を集めるのに業者に頼んでやるというお話でありました。

この事業は手を挙げたところに交付するという事業だと私は理解していますが、これはいつの段階まで策定して補助金をもらうのか、それが一つと、また、空き家有効活用でありますけれども、これも空き家の再調査ということで業務委託するようではありますが、再調査した結果、これは役場の方で何か台帳を作っておくとかそういうのか、それともホームページなり何かで町民、また他の人にお知らせして、そのデータの活用の仕方、これをどういうふうに考えているかお知らせください。

続きまして、13ページであります。

3款民生費の子育て支援事業、出産祝金、これが増えていますが、単純に子どもがこれから増える見込みがあるからということでもいいのかなというふうに私は思いますけれども、何か増やす特別な理由がもしあれば、この辺もご説明願いたいと思います。

続きまして、14ページ、商工費のプレミアム付商品券でございます。

先程から同じような質問がありますが、近隣市町村、私が知っている限り、山形県では全部の市町村がこれに手を挙げて補助金をもらうということをやっているということでありました。また、隣の鶴岡市は、新聞を見るところ20%ということでありましたので、これは他の市町村もやってきますので、何かあまり同じことをやっていると、総額が向こうは何十億だったかということでもありますけれども、三川は1,400万ということで、この金額は人口割とかそういうので決められてくるのでしょうか。また、使い道として2回か3回に分けるか商工会と相談して決めていくというお話でありましたけれども、できれば、同じ時期に金額でいくと色あせてしまいますので、時期をずらすとか、そういうふうなところで少し効果

の上がるような使い方というのは何か策はあるのか、その辺お知らせください。

続きまして、「いろり火の里」の推進事業であります。

交流人口拡大促進事業業務委託でありますけれども、これは具体的にどんなことをどこに業務委託で頼むのか、その内容を説明いただきたいと思います。

最後になりますけれども、下水道の特別会計の方で、ページ数でいきますと、歳入の方であります、4ページです。使用料、これが公共下水道の方では85万5,000円、農村集落排水の方は60何万でしたか、少なくなっています。この辺、使用する人はそんなに減らないと思いますけれども、減る理由を、水道を使わないように節水して減ってきているのか、また、減ってきているとすれば、総括原価方式でしたか、かかったものを皆で割るという方式のようでもありますので、また下水道の値上げに繋がるのか、その辺お知らせください。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 計画策定業務のご質問でありましたが、まずはじめに、先程もご説明申し上げましたが、今現在、国から来ております地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

歳入では8ページの方に、総務費国庫補助金の中に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金3,906万円が計上されてございます。この内容が5ページの繰越明許費、これに関わります事業にほとんど行ってございます。ただ、6款の農林水産業費を除いた全事業について、その事業が行っているというものでございます。この中には先程申しました地域消費と地方創生の先行型と、それぞれ区分されて計上してございます。

そういった部分では、まず、企画の方でなっております地方創生部分に入ります総合戦略の策定業務の委託、それからご質問ありましたのは補助金、いつ頃手を挙げるのかという部分のご質問のようでした。先程の繰越明許費、5ページにあります明許費の補助金に対して、すでに手を挙げ、見込みがあるということで今回補正をさせていただいたところでございます。

具体的に申しますと、国からすでに消費型としては1,727万1,000円、それから地方創生の先行型として2,178万9,000円、手を挙げた場合にはこれだけの金額が来る。ただ、その際に事業の制約等がいろいろございます。その辺で国と連絡を取りまして補助金の見込みがある程度確実視されるということで、今回補正予算に計上させていただきまして、予算計上した部分について、翌年度に繰り越すために繰越明許というような形をとらせていただいたところでございます。したがって、すでに実施計画の予定については国に提出をしているところでございます。

また、もう1点、14ページの「いろり火の里」推進事業の交流人口拡大促進事業という部分での委託料の関係であります、これにつきましては、本町の場合、人口増加も重要でございますが、交流人口もという部分で位置付けております。したがって、今回来ております地方消費型の部分を活用しまして、旅行券の発行を提案しているところでございます。これにつきましてはいろいろな考え方があるわけではありますが、本町の宿泊施設に泊まった場合に、泊まった内容について支援をしていくというものでございます。これは、県辺りです

と、県全体でも山形県では1万円の旅行券を5,000円で販売するというような対応も今現在考えているやに情報等をいただいておりますので、そういった部分と重複しないような形でこの旅行券を町として発券していきたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 空き家の台帳の件は。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 空き家の状況の情報関係についての活用の仕方という部分でございました。

空き家については、今回24年に調査した部分について再度調査をし直すというものでございますが、その際に、利活用できる空き家がどのくらいあるのか、また、当然所有者の意向、そういった部分もありますので、そういったものを調査できるような体制でデータベース化をしていくというものでございます。簡単に言いますと、空き家の状況を再度台帳整理をしながら、活用できるもの、それから今現在国の法律ができておりますが、国の法律にも合致できるような体制で調査をしていく。「特定空き家等」という表現になるわけですが、そういった区分を設けながら、基準を設けて区分をしながら対応していきたい、また、使える、利用できる空き家については、移住促進するために、所有者等に利用を伺いながら、紹介できるものについては町のホームページに掲載しながらその利用について促していくというような手法を今現在考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 13ページの子育て支援事業、出産祝金950万に対するご質問でございます。財源内訳をご覧くださいますと、国県支出金900万円ということで、5ページの繰越明許費の子育て支援事業900万円、これを含む額でございます。したがって、実質的に26年度の所要額としては50万円の追加が必要であったということになります。当初予算が880万でございました。ということで、第3子以降の部分も含めて88人分を見込んでいたわけですが、年度末になりましたとあと5名分足りなくなったということで、実質的には26年度の所要額50万円を追加させていただいているところでございます。

ちなみに、26年度の出生分に係るものが65名、それから第3子以降対応分については28名ということで、合わせて93名、いわゆる930万円になってございます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 14ページの小売店業者振興支援事業補助金の関係でございます。いわゆるプレミアム付商品券の関係でございますけれども、この事業そのものは、まずはこのたびの地域住民生活等緊急支援交付金、これを活用して、この中でも地域消費喚起という形での目的で使う交付金ということでございます。この中で、プレミアム付き事業につきましても、その分が1,400万ということで事業限定したわけでございますけれども、この内容についてはこれからまた商工会の方とも、議員ご心配のように、使用回数等あるいはもっと効果の上がる方法、そういったものを主眼にいろいろこの事業のやり方について一緒に進めていきたいと考えております。

なお、金額そのものについては、先程申し上げました地域消費型のこの事業については国

の方からの内示という形で町の方に来ていまして、これが約1,700万ほど聞いております。この中から1,400万をこのプレミアム事業で活用させていただくというような考えでいるところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 下水道事業、それから農業集落排水事業の使用料の減少の関係でございますけれども、この減少の分につきましては先の議会の方でも、新年度の27年度から農業集落排水、それから下水道事業の使用料金の部分の改定ということで可決いただいたわけですが、節水機器等の普及によりまして、使用水量、有収水量の方が減少しております。農業集落排水事業についても約3%から減少している見込みでございます。使用する、使用見込みの使用人口についてはほぼ横ばいでございますけれども、有収水量の減少に伴い、このたびの減額ということで提案させていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今答弁いただきましたけれども、総務費の地域創生まちづくりの方で業務委託でそういうことをやるということでありました。

先程もありましたけれども、その中でPDCAということで、今度はチェックもしていないといけないということを国から言われているということでありましたが、そのチェックの部分もこの業務委託料の方に入っているのか。

それから空き家ですけれども、よその市町村のホームページを見ますと、やはり空き家が公開してありまして、写真付きで出ている市町村を私は見たことがあります。そんなことで、情報を集めているということでもありますので、これは意見であります。ぜひ利活用の方で公表していってほしいということで、質問は、チェックの仕方も入っているか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 本町では、総合計画事業についてでございますが、PDCAサイクルで評価をすでに平成22年度から実施してございます。そうした意味では、PDCAサイクルに乗せた形で総合戦略事業についても乗せていくという形、具体的に申し上げますと、総合戦略事業を総合計画事業に組み入れながら、PDCAサイクルで評価をしながら、さらに事業の改定をするなり評価してチェックして実施していくという形式をとりたいと思っておりますので、当然、総合戦略事業すべてについては、PDCAサイクルに乗せるという形にして向かっていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 1時57分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時20分)

先程、梅津議員の質問に対して、本間保育園主幹より答弁漏れがありましたので、これを許可いたします。本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 先程、梅津議員から質問がありました13ページのあんしん子育て応援事業助成金の件でございますが、第3子以降の保育料無料化につきまして、現在の制度を説明しまして、在園児を対象とした制度だということでご説明申し上げ、今回の事

業について町単独事業で進めるというお話をさせていただきましたが、その対象について答弁が漏れてしまいましたので、補足して説明申し上げます。

今回のこの事業につきましては、第1子が小学校6年生までを対象といたしまして拡大をし、事業を実施する予定であります。そうしたことから、第3子以降につきましては、現在の対象事業よりも増える形となりますので、この事業として今後実施をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 私から、14ページが一番上にあります農村環境改善センターホールの改築事業について伺います。

当初予定されておりました設計調査業務委託が今回は実行されなかったということでございますが、施政方針でも若干この点については述べられておったようでありまして、今後、27年度、新年度の中でその方向性のある程度示されるという施政方針でございました。まず1年、この26年度予定されておった設計業務委託料を実行されなかったこの理由ですね。

それから、これからこの農村環境改善センターホールの持っていくべき姿という形で、いろいろと話が出ております子育て支援センターの機能拡充とか、それから児童交流センターの老朽化とか、いろいろな諸問題が発生しているわけでありまして、総合的に勘案して、これからどういうふうに持っていくのか、その辺の少しお考えを伺いたいと思います。

それから、先程も出ておりました15ページの移住定住促進の事業でございますが、入ってくれば1世帯20万ということは分かりましたけれども、それぞれ10万、20万の補助金を出すとなればそれなりの要件が必要かと思いますが、その辺の要件をどのようにまとめていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、16ページの体育施設費の工事請負費が5,000万弱ほど減額補正ですが、これにつきましての工事内容等、もし変更等ありましたらその辺の内容等も説明をいただきたいと思っておりますし、非常に高額な減額でございますので、これに関わる諸事情をお知らせいただきたいと思っております。

最後に下水道の特別会計を伺いますけれども、歳出の部分で、一般管理費の維持管理費経費とそれから建設負担金、それぞれ増額と減額補正となっておりますが、それぞれの理由をまず説明を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） まず一つ目、15ページの農村センターの設計委託料の減額でございますが、これにつきましては、26年度の当初予算編成の際に、農林水産省の補助事業を使いまして現在の農村センターホールの改築ができるという感触をつかみまして、それに基づいて当初予算を計上させていただきました。その後、26年度に入りましてから東北農政局の方に協議をさせていただきました。その協議の中では、現在の農村センターホールを耐震化、あるいは長寿命化という形で事業はあるわけでございますが、現にホールがあるというものについての改築が制度上なかなか難しいというのが協議の中でだんだんと分かってまいりました。

これをどのような形で今後進めていくのかという部分は一番大きい話になろうかと思いますが、現在の農村センターのホールにつきましてはアスベストが入っておりますので、この除去等を含めた形の改修は難しいであろうというのが一つの柱として計画をしております。それに伴いまして、先程改築と申し上げましたが、実際は増築ということで向かったわけですが、制度上難しいと。だとすれば、他の事業にシフトしながら何らかの財源確保ができないかということで、26年度向かってまいりました。その中で、12月に補正をさせていただいた社会教育総務費の調査設計業務199万8,000円でございますけれども、この補正をさせていただきまして、国土交通省の補助事業の方に考え方をシフトしてまいりました。ただし、その中でも農林水産省の補助というメニューは当然ございましたので、それも視野に入れながら進めてまいりましたが、最終的には、27年度について、国土交通省の事業を採用するために向かっていこうということで、先程申し上げた12月に補正をさせていただいたものでございます。

そういった意味では、その際に同時に減額と追加補正をするべきだったというご意見もあろうかと思いますが、最後まで農林水産省の補助も諦めたくないという思いもございまして、こういった形態をとらせていただいたものでございます。

なお、今後の農村センターホールの考え方ということでございますが、先程申し上げましたとおり、現在の姿での改修は非常に難しいという柱がございますので、先程、議員からも指摘ありました、施政方針の中にもある施設の新たな見直しという部分の中では、今回概要設計という形で、将来どのような設備・機能が必要になるのか、あるいは面積・規模が必要なのか、こういった対象者を想定して施設を建設するのか、そしてそれが今後の町の財政計画にどのように影響していくのか、そういったものを検討するために調査をさせていただきました。

そういった意味では、現在の施設にこだわらず、ホールとしての機能を今後も維持できる施設、あるいは子育て支援センターについても、そういった子育て世代を支援できる施設、あるいは学童保育、そういった学童に通う子どもたちを支援できる施設を総合的に考えていこうというのが、本日、施政方針の中でもありました、新たな施設整備というような考え方で持っているところでございます。

それから、3点目の16ページの保健体育費の体育施設費の5,049万9,000円の減額理由でございました。

これにつきましては、町民体育館の改修工事につきましては耐震化工事と長寿命化工事を想定しておりまして、基本的に26年度の当初予算に耐震化、長寿命化の方もどちらも計上させていただきました。その後、国の補助金を活用して耐震化部分の補助事業ができるということでございましたので、基本的には当初予算による耐震化分を使わないと。繰越明許をした事業費で工事をいたしましたので、こういった大きな減額となったところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 最初に、移住定住促進事業の関係でございますけれども、

この要件等でございます。

移住促進のこの事業につきましては、現在まで、住まいづくり支援事業ということで、町内外の方の住宅建設等に対する支援を行ってきたわけでございますけれども、今回の繰越明許におきましては、町外から本町に移住される方についてこの事業を使いながら支援するというので、本町に住所を有する方の支援については今までどおり住まいづくり支援事業、町外から移住される方については、住所について本町に住居が完了するときには住所が移転する、そういった方について移転促進事業の対象とするというような形で考えているところでございます。

それから、最上川下流域下水道事業の特別会計の維持管理負担金と庄内処理区の負担金、それぞれ増減ございますけれども、最初に一般管理費の負担金であります下流域維持管理負担金、こちらの方につきましては、一般のこれまでの維持管理、25年度の決算の額が確定いたしましたので、この部分の維持管理の負担金、それぞれ流域の有収水量、当初想定していた水量、そういったものを確定して今回額を追加するもの。それから減額についても同じような形で、前年度の確定したものを受けて、それぞれ処理場分と単独分の二つございますが、処理事業の建設の部分、かかった費用を前年度の部分の精算が終わりましたので、このたび所要額を計上したということでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 農村環境改善センターのホールの件につきましては、今委員会の方でもいろんな角度から検討なされているということは重々理解できます。これも、あそのセンターというのは町民の拠り所として非常に活用度が高い一つの拠点だと私は思っておりますし、いろんな福祉関係から含めて、非常に町民の関心も高い施設になろうと私は思います。

そうした意味からして、今後、子育て支援を含めていろいろな角度で新しく構想を練る場合に、委員会のみならず多方面からの意見というのは重々吟味して、これからの計画性を持って進行していただきたいと思っております。様々今ありましたが、今後、国交省のメニューに絞ってきて進めていくということでございましたので、その辺の動向はこれから分かりませんが、ひとつ、あまりにも遅きという形ではなくして、やはり待望する施設でございますので、できるだけ早い時期にそうした方向性を検討していただいて、明らかにしていただければと思います。これを要望しておきたいと思っております。

それから、移住定住促進についての説明は、先程も同僚議員がしておりましたので同じような答弁しか今いただけませんでしたが、やはりこの事業をやるといったら、三川なりのそれだけのメニュー、カラーというものを出すべきではないのかと思います。単に他市町村から移住してきたから認めて1世帯に20万という出し方ではなくして、そこに住む期間ほどのぐらいなのか、そうしたこともきちんと要件として定めるべきではないのかと思います。

それから、所管は違いますが空き家の利用・活用、そうした部分を含めてタイトにこの移住促進を進めていく必要が当然あるのかと思いますので、その横の連絡等はしっかりと持っていたかなければならないと思っております。

そうした今後の進め方、定住促進の事業のあり方については、やはりどこの市町村もこの事業、人口増加・人口定住、これには力を入れているわけでありまして、これはもっぱら与えられているパイをそれぞれの市町村が奪い合っている状況であります。本町がこれから目指す町の将来像として人口増加を掲げるとすれば、他市町村にないカラーを打ち出すべきだということだと私は思います。それは、ひいては少し突発的な考え方も当然出てくるだろうと思いますが、この事業が単なる今 100 万の事業しかございませんけれども、将来の三川町を描くとすれば、この事業をより拡大して三川の特徴あるカラーを打ち出して、そしてまた他市町村に負けじと人口定住を進めていく、そうした意気込みをぜひこの事業を通じて発揮していただきたいと思います。将来的なその事業の活用について、もう一度当局のお考えを伺いたいと思います。

それから、下水道事業のいろいろと 26 年度の最終的な利用、そうした実績等が出てきての増額、減額の補正でございます。山形県のこうした浄化する処理施設というのは県内に四つほどありますけれども、庄内の処理区が、平成 10 年、11 年頃になりますか、一番供用開始が遅れておりますので、どうしても利用単価といいますか負担金は割と 1 m³あたり高いわけですね。

それはそれとして、今、浄化センターとして、経営計画、それから財務計画を、当然、県と打ち合わせをしながらおそらく立てているだろうと思います。ですから、今、26 年、27 年、28 年の 3 年間の 3 期の財務計画が進行しているだろうと私は思いますけれども、やはり最終的なデータが出て、その負担金が 500 万、600 万と、そう大きなずれが生じること自体の計画の正確性といいますか、そうしたものがもう少しきちんとやっていたかかないと、当局の財政当局も困るのではないのかと思います。

まず、他市町村の他市区の浄化処理センターの状況を見ますと、利用者負担をできるだけ低く抑えるという経営努力も結構しているわけです。例えば山形の浄化センターは、下水の汚泥を酸素に触れない状況で加温して、そしてメタンガスを発生させる。メタンガスによってエンジンを回して、いわゆる処理に要する電力の 4 割を賄っているんです。浄化センターそのものがそうした経営努力をしているということでありまして、例えば浄化処理センターを見渡しますと、広大な緩衝緑地があるわけです。そうした緑地を例えば利用して、あとの三つの処理区は太陽光発電をやっているわけです。庄内の処理区は今どういうふうになっているか分かりませんが、こうした努力も当然しながら一般利用者の負担を軽減してやるという努力は当然経営側には求められるのではないのかと私は思います。現在の状況について、庄内処理区センターのそうした努力についての状況をお知らせください。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） まず最初に、農村環境改善センターの代替施設については、広く町民の意見を聴取して建設していただきたいというお話でございました。

ご存知のとおり、今の農村環境改善センターは、三川町公民館として本当に町民の拠り所の施設として活用していただいている、あるいは本町のみならず、庄内地域の中央に位置する本町として、非常に利便性の高い施設として利用されているということでございます。そ

の中でも、ホールにつきましては非常に使い勝手がいいということで、また町民の方々の芸術文化を愛する人たちについては音響設備等の整ったホールも、新たに建設する場合はそのようなことも考慮していただきたいということで、いろんな要望が出されてきたところ
です。

それで、先程、教育次長の方からいろいろ、縷々今年度の検討経過について申し上げたところですが、町の財政事情、それから国の社会資本整備総合交付金事業を現在考えているところですが、その交付金事業につきましては非常に使い勝手がいいというか、そういうことでの国等の見直しも予定されているというような部分もありますので、財源的な状況をきちんと押さえながら早期に方向性を見出していきたい、教育委員会と町当局と一体となって、いろんな関係機関等の、あるいは関係団体等の意見を聞きながら、早期の方向性を見出していきたいと思うところです。

それから2点目の、移住定住促進事業に絡んだ本町独自のカラーを打ち出すべきというご提言でございますけれども、今回の補正予算で繰越明許しております地方創生関連2法に関わります繰越明許事業でございますが、それには、関連法案が通りましてからこの交付金が決定するまでの期間が非常に短かったということから、地方消費の喚起型、あるいは地方創生の先行型の交付金の使い道について、非常に自由度が高いと国では言っているんですが、非常に消費喚起に繋がる事業という部分での、全国一斉にプレミアム付商品券に取り組むとか、非常に制約が強い交付金事業ということでございました。そういうことで、来年度策定いたします地方版総合戦略の中で、新年度当初予算に組み込んでいる部分の財源内訳として、地方創生先行型として取り組める事業については取り組んでいこうと。それから地方版総合戦略の中で本町の人口ビジョンを考えて、あるいは有効な施策について28年度以降に財源手当をしていこうというような形で進んでいくということで考えております。

空き家の利活用、それから移住定住促進事業につきましても、今の地方版総合戦略の中では、雇用を作る、それから若者世代の希望を取り入れる、子育てしやすいまちづくりの希望を取り入れる、そして新しい人の流れを作る、そういう大きな括りがございますので、そういう形で27年度の事業計画されたものを、一部、繰越明許で今回地方創生の先行型事業として組み入れさせていただいたということでございますので、小林議員ご提言の本町独自のカラーを出してということで、子育て支援等につきましては、従来から本町につきましては他町に先駆けて、医療費の無料化とか、保育料の無料化とか、幼稚園保育料の無料化とかいろんなことで手立てをしておりますので、それをさらに充実していくという形の中で、移住定住促進等につきましても地方版総合戦略の中できちんと位置付けて取り組んでまいりたいと思うところでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 下水道事業の最上川下流流域の庄内処理区の建設負担金関係を含めた下水道事業の処理区のいろいろな活用ということのお話でございました。

先程話がありました、山形浄化センターの方では汚泥の活用、それから余剰地での太陽光発電ということで、庄内処理区におきましてもそういった余剰地での太陽光発電ということ

で進めているところでありますし、現在は経営努力を重ねるということで、不明水をいくらかでも少なくして有収水量を確保するというので、管路の点検機械を使った点検を行いながら不明水の発生を極力防ぎ、そういった点検、それに対する改修工事、それから施設の方も15年近くなりますので、施設の老朽化している部分についての長寿命化を見据えた修繕、そういった部分も行って、施設の改善、有収水量の確保に努めているところでございます。

そういった形で、庄内処理区におきましても、今回、当初予算に比べますと860万ほどの減額となっておりますけれども、経営努力を重ねて、新年度の予算の方でも26年度の予算に比べて少ない負担で処理、負担できるような形で予算を計上しながら、何とか経営努力を現在も行っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 今日は大変な風が吹いているようでございます。ここの下の方にももうトタンが飛びそうな管理不良の物があるようでございますので、私も一般質問で空き家に対して質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。確かに今、もうトタンが剥げそうでございます。

今、減額の話が出ておりました。農村センターや町民体育館、これに事情があつてこういうふうにとことこの答弁でございました。私からも減額についてお尋ねしたいと思います。

消防の分署でございます。これも減額270万ほどとなっておりますし、先程から聞いて、入札もあるだろうと思っておりますけれども、事情があつたものですから私からも質問いたします。

それから、減額の大きいので横山小学校の工事請負費でございます。その2点、入札もあるだろうと思っておりますけれども、どのような事情でこういうふうな減額になったのかお聞きします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 消防三川分署改築事業に係ります予算の減額の理由でございますが、お見込みのとおり入札によるものでございます。予算といたしましては745万2,000円の設計委託料を計上しておりましたが、落札額が473万400円ということで、この差額272万1,000円の減額の必要が生じたものでございます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 16ページの横山小学校の公共施設等長寿命化対策事業という名称で出ておりますが、横山小学校の改修工事でございます。ただいま総務課長の方から答弁ありまして、同じように入札によるものでございます。業務委託につきましては請負額167万4,000円、工事につきましては8,640万ということで結果が出ましたので、差額分を減額したものでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回、消防分署が改築になるわけですが、この設計の中で、何年前か私が質問した事項にもありますけれども、県の消防学校も女性消防士の採用を見込んで女性専用の宿泊施設等を用意しております。今回の三川分署の設計では、この女性消防士採用を見越した設計になっているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回の設計でございますが、女性隊員も採用できるような形ということでトイレ等準備しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 一つだけお聞かせください。13ページの土地改良区改良施設整備ということで400何がし減額になってございます。これは京田川とありますが、この辺の詳細をお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 13ページの土地改良施設等整備事業の減額の件でございますけれども、まず二つございまして、一つは京田川地区の農村地域防災減災事業の負担金につきましては、この事業そのものは26年度から平成30年度までの県営事業でございましたが、この26年度分につきまして予算が付かず、調査設計費のみの対応ということになったということで聞いております。そういった関係で、具体的なハード事業分がなかったということから、その分がそっくり27年度の方に移行になるということで県の方からは聞いております。そういったことで京田川地区のこの負担金につきましては、449万3,000円が減額になっているということでございます。

それから、もう1点、沖堰地区の関係ですが、これは26年度の事業費が確定した関係で、その差額分を減額するという内容でございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第2号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第7号）」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第3号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第4号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第4号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第5号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「平成26年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第6号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第6号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第7号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第7号「平成26年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。日程第14から日程第19までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第14から日程第19までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第14、議第8号「平成27年度三川町一般会計予算」、日程第15、議第9号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第16、議第10号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第17、議第11号「平成27年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第18、議第12号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第19、議第13号「平成27年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました平成27年度三川町一般会計予算並び

に特別会計予算5件、以上6件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第8号「平成27年度三川町一般会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,300万円といたすものであります。

債務負担行為につきましては、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定め、地方債については、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、5億7,820万円と定めたところであります。一時借入金については、借り入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成27年度の一般会計予算総額は、平成26年度当初予算に対しまして4億8,300万円、率にして13.4%の増となっております。その主な増額要因につきましては、三川誕生60周年記念事業、子育て支援関連事業、臨時福祉給付金給付事業、瑞穂の郷づくり事業、多面的機能支払交付金事業、かわまちづくり整備事業、小・中学校屋内運動場天井等落下防止工事及び町民運動場施設設備改修工事などの増によるものであります。また、減額要因といたしましては、社会福祉法人等支援事業、小売店業者振興支援事業、公債費元利償還金などの減であります。

次に、議第9号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,840万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成27年度の国民健康保険特別会計予算総額は、平成26年度当初予算に対しまして5,680万円、率で7.4%の増となっております。

次に、議第10号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,630万円といたしまして、平成26年度当初予算に対しまして80万円、率にして1.1%の増となっております。

次に、議第11号「平成27年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,930万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定め、また、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成27年度の介護保険特別会計予算総額は、平成26年度当初予算に対しまして5,490万円、率にして7.0%の増となっております。

次に、議第12号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,080万円といたし、地方債につきましては、限度額を4,180万円と設定したところあります。

平成27年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、平成26年度当初予算に対しまして360万円、率にして2.4%の増となっております。

次に、議第13号「平成27年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,460万円といたし、地方債につきましては、限度額を1億290万円と設定し、また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めたところであります。

平成27年度の下水道事業特別会計予算総額は、平成26年度当初予算に対しまして1,690万円、率にして4.2%の減となっております。

以上、議第8号から議第13号まで、一括にご提案申し上げましたが、概要につきまして、引き続き所管の課長が説明いたします。

また、細部につきましては、審議の過程でそれぞれ課長等より説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 本案について、所管の課長より概要説明を求めます。

○議長（成田光雄議員） 最初に、議第8号について、石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） それでは、平成27年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算説明書1ページをご覧くださいと存じます。

第一の総括的事項の1と2につきましては、町長の施政方針等と重複する面がございますので、総括的事項3から申し上げます。

3. このような地方財政計画の状況を踏まえて、本町においては住民・地域・行政の三者による協働のまちづくりを展開することを基本に、行政需要に的確に対応した事業展開を図るため、公共施設の耐震化及び長寿命化に積極的に取り組むとともに、さらなる地域産業の育成と振興、町民の健康と福祉の向上、子育て支援策の充実を目指した予算編成を行ったところであります。

歳入では、地方消費税が1億4,480万円（40.6%増）、ふるさと応援寄附金を含む寄附金が5,100万円（7,165.1%増）と前年度比で大幅な増額を見込んでいるものの、町税の減収や地方譲与税の減額の他、臨時財政対策債の発行可能額も1億4,550万円（9.1%減）と見込まれるため、歳入の確保の面では依然として厳しい状況に置かれています。

一方、歳出では学校施設や社会体育施設の整備、消防三川分署の改築などの大規模事業の他、医療・介護などの社会保障に係る公的負担の増額などにより、平成27年度の一般会計予算は前年度比4億8,300万円増の40億8,300万円（13.4%増）としたところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 町税は、町民税や入湯税など減収を見込み9億1,001万8,000円（前年度比2.0%減）を計上しました。

2. 地方譲与税は、地方財政計画などから推計し4,320万1,000円（17.4%減）を計上しました。

3. 利子割及び配当割交付金は、課税の状況などを推計し、それぞれ110万円（21.4%減）、86万円（1.2%増）を計上しました。

4. 地方消費税交付金は、消費税率の引上げによる増収を見込み1億4,480万円（40.6%

増)を計上しました。

5. 自動車取得税交付金は、課税の状況などを踏まえ650万円(同額)を計上しました。

6. 地方特例交付金は、減収補てん特例交付金分の380万円(同額)を計上しました。

7. 地方交付税は、地方財政計画や基準財政収入額及び需要額の見込みなどを考慮し、14億6,500万円(2.1%増)を計上しました。

8. 分担金及び負担金は、負担状況並びに実績などから推計し、3,958万4,000円(7.5%増)を計上しました。

9. 使用料及び手数料は、実績などから推計し2,046万円(4.6%減)を計上しました。

10. 国庫及び県支出金では、施策・制度の活用を図り、それぞれ3億2,578万7,000円(23.6%増)、2億8,480万8,000円(47.4%増)を計上しました。

11. 財産収入では、利子収入の見込みなどから推計し、645万6,000円(50.3%増)を計上しました。

12. 寄附金については、ふるさと応援寄附金の実績等を踏まえ5,100万円(7,165.1%増)を計上しました。

13. 繰入金は、各種事業の展開状況等を考慮し、財政調整基金繰入金6,500万円、減債基金繰入金12万9,000円、ふるさと基金2,640万円、リーディングファーマーズ銀行基金270万円、国際交流基金200万円及び教育施設整備基金120万円を繰入れることとし、9,263万円(116.9%増)を計上しました。

14. 繰越金は、過年度実績等を考慮し6,000万円(同額)を計上しました。

15. 町債は、後年度の公債費負担軽減に配慮しながら、臨時財政対策債の他交付税措置される町債の活用により、5億7,820万円(41.7%増)を計上しました。

次に、第三歳出予算の概要について申し上げます。

1. 人件費については、7億6,977万7,000円(1.3%増)を計上しました。

2. 一般行政経費は、継続的な見直しにより経費節減に努めているものの、物件費については委託料などの増額により3億5,445万円(24.8%増)、維持補修費については5,736万3,000円(24.7%増)を計上しました。

3. 扶助費は、身体障害者支援などの需要状況などを考慮し、3億4,778万9,000円(14.7%減)を計上しました。

4. 補助費等は、負担金などの更なる適正化と見直しに努め、1億1,095万2,000円(51.7%増)を計上しました。

5. 繰出金は、介護保険事業特別会計への繰出金の増額などにより5億1,104万6,000円(1.2%増)を計上しました。

6. 公債費は、これまでの償還計画分に平成26年度発行予定額の利子分を加え、5億914万7,000円(3.4%減)を計上しました。

7. 総合計画事業費については、住民ニーズを考慮した上で、計画的かつ効率的な予算の配分に努めるとともに、国補助事業などの活用による防雪柵設置工事や舗装改良工事、小・中学校の屋内運動場の天井等落下防止改修及び町民運動場の夜間照明塔改修の他、消防三川

分署改築などの事業の実施により、総額13億8,291万円(42.1%増)を計上しました。

8. 予備費は、過年度の実績などを考慮し1,000万円(同額)を計上しました。

第四 結びに、平成27年度の地方財政計画では、地方交付税は減額となるものの、地方消費税の増収や地方創生のための財源の上乗せにより、地方の一般財源総額は実質的に平成26年度を下回らない水準が確保されるとしています。しかしながら、地方財政の大幅な財源不足は続いており、国の厳しい財政状況や財政健全化に向けた取り組みの進展など、国政の動向をさらに注視していく必要があります。また、財政健全化法の施行とともに、地域主権の確立に向けた環境整備が進められつつある中で、さらなる健全財政の運営が求められています。

こうした中、平成27年度の三川町一般会計予算の編成にあたっては、健全な財政運営の堅持を基本としながらも、社会の情勢変化に迅速に対応し、協働のまちづくりの理念のもとに多くの政策課題に取り組めるよう配慮したところであります。以上でございます。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第9号及び議第10号について、遠藤町民課長。

○説明員(遠藤淳士町民課長) 予算説明書の59ページをお開きください。

平成27年度 国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

第一 総括的事項

1. 国民健康保険事業は、地域経済の変動や雇用状況等の影響を受けやすい他、比較的医療費が高い高齢者や中高年者である被保険者の加入率が高いことなどから、後期高齢者医療制度や前期高齢者交付金等各種の制度改正並びに国県による財政支援策等が講じられてきましたが、依然として財政運営は厳しい状況にあります。

このような状況の中、安定的な保険事業の運営をめざしつつ、医療費の動向等を可能な限り推計して編成いたしました。

2. 給付割合につきましては、0歳～小学校就学前が8割、小学校就学～69歳までが7割、70歳以上の一般の方が8割・一定以上所得者が7割給付としております。

3. 平成27年度の被保険者数は1,820人と推計し、その加入率は24.0%にあたります。また被保険者1人当たり保険者負担額は、別表基礎調のとおり見込んでおります。

第二 歳入予算の概要

1. 国民健康保険税については、医療給付費分を前年度比7.1%減の1億2,006万円、後期高齢者支援金分を前年度比6.8%減の3,426万円、介護納付金分を前年度比16.4%減の2,227万円を計上いたしました。なお、適正な課税と一層の収納率の向上に努めることとしております。

2. 療養給付費等国庫支出金につきましては、前年度比8.6%減の1億4,603万2,000円を、3. 療養給付費等交付金については、前年度比22.7%減の5,284万1,000円を、4. 前期高齢者交付金については、前年度比10.4%増の1億7,660万1,000円を、5. 県支出金については、前年度比115.0%増の9,513万8,000円を、6. 共同事業交付金については、前年度比39.8%増の1億2,611万8,000円を計上いたしました。

7. 一般会計からの繰入金として、前年度比2.2%減の3,376万4,000円を計上いたしま

したが、その内訳は、国民健康保険税軽減相当分等が2,400万円、出産育児一時金の基準額の2/3相当分としまして140万円、事務費分が375万8,000円、財政安定化支援事業分が181万6,000円及び特定健診等事業分を279万円であるとしております。

8. その他交付金等については、県の指導方針及び実績等を勘案しそれぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要についてであります。

1. 療養給付費と療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比6.7%減の4億760万円を計上いたしました。

2. 高額療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比1.6%減の4,400万円を計上し、高額介護合算療養費については、21万円を計上いたしました。

3. 任意給付関係のうち、出産一時金を1件40万4,000円とし、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産した場合は1万6,000円を加え、計42万円とし、葬祭費を1件5万円とし、前年度と同額の280万円を計上いたしました。

4. 後期高齢者支援金等については、前年度比2.2%減の1億10万9,000円を、5. 前期高齢者納付金等については、前年度比25.0%減の9万3,000円を、6. 老人保健拠出金については、前年度と同額の6,000円を、7. 介護納付金については、国から示されている介護納付金見込額をもとに前年度比16.4%減の4,340万円を、8. 共同事業拠出金は、前年度比109.2%増の1億8,874万8,000円を、9. 高額療養費貸付金等は、前年度比62.5%減の30万円を、10. 保健事業費については、前年度比2.5%増の1,914万5,000円を計上いたしました。

11. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し、年間所要額を計上いたしました。

12. 予備費は、保険給付費に要する額の2.8%相当を計上いたしました。

第四 結語

事業運営については、経費節減に努めるとともに、保健事業費の確保と増加傾向にある療養給付費等を考慮しつつ、財政基盤の安定化に配慮するということとしております。以上であります。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第10号について、遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） それでは、引き続き65ページをお開きください。

平成27年度 後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

第一 総括的事項

1. 後期高齢者医療は、高齢社会の進行に伴い、高齢者の心身の特性や生活実態などにあつた医療を提供するとともに、高齢者の医療費の現役世代と高齢者世代の負担の明確化を図ることを目的に75歳以上の高齢者及び広域連合から認定を受けた障害のある65歳以上75歳未満の者を対象に平成20年4月に創設されたものであります。

平成27年度予算については、山形県内の全市町村で構成する「山形県後期高齢者医療広域連合」が実施する医療給付事業等の計画を踏まえて編成いたしました。

2. 医療給付については、原則として9割給付ですが、一定以上の所得者は7割給付となっております。また、受給対象者の世帯の町民税の課税状況等に応じまして一部負担金の上限額は変動するというようになっております。

3. 平成27年度の受給対象者数は1,402人と推計いたしました。

第二 歳入予算の概要

1. 後期高齢者医療保険料については、前年度比0.5%減の4,000万円を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金として前年度比2.9%増の3,223万円を計上いたしましたが、その内訳は、事務費分が682万4,000円、保険基盤安定化分2,540万6,000円であります。

3. 手数料、繰越金及び諸収入については、県の指導方針及び実績等を勘案しそれぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要

1. 後期高齢者医療広域連合納付金については、前年度比0.6%増の7,086万4,000円を計上いたしましたが、その内訳は、保険料等負担金が6,604万8,000円、事務費負担金が481万6,000円であります。

2. その他一般経費等については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上いたしました。

第四 結語

後期高齢者医療制度の目的を踏まえ、円滑な事業運営が図られるよう山形県後期高齢者医療広域連合との連携に努めるものとしております。以上であります。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第11号について、五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 67ページでございます。平成27年度介護保険特別会計予算の概要について申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 介護保険は、高齢社会において老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支える制度として定着し、サービス利用者は着実に増加しております。それに伴い保険給付費も伸び続け、今後も高齢化の一層の進展により増加することが見込まれます。そのような実情を踏まえ、介護予防の推進体制の充実・強化を図るとともに、利用者や家族の希望に沿ったサービスを安心して受けられる介護保険事業の円滑な運営を目途とした予算を編成いたしました。

2. 保険給付の割合は、原則として9割であるが、一定以上所得者は8割です。

3. 平成27年度の第1号被保険者は2,331人と推計いたしました。

第二 歳入予算の概要については、1. 介護保険料につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年の介護保険給付費等を見込み、これを保険料算定の基礎として算出いたしました1億4,889万4,000円を計上いたしました。

2. 介護給付費国庫負担金については、施設等給付費に負担率15.0%、居宅等給付費に負担率20.0%を乗じて算出した1億4,612万2,000円を計上いたしました。

3. 介護保険調整交付金につきましては、介護保険給付費に交付率8.24%を乗じて計算し

た6,595万1,000円を計上いたしました。

4. 地域支援事業費国庫交付金については、地域支援事業費（介護予防事業）に交付率25.0%、地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）に交付率39.0%を乗じて算出した593万9,000円を計上いたしました。

5. 介護給付費交付金については、介護保険給付費に支払基金負担率28.0%を乗じて算出した2億2,410万6,000円を計上いたしました。

6. 地域支援事業支援交付金については、地域支援事業費（介護予防事業）に支払基金負担率28.0%を乗じて算出した143万3,000円を計上いたしました。

7. 介護給付費県負担金については、施設等給付費に負担率17.5%、居宅等給付費に負担率12.5%を乗じて算出した1億1,400万2,000円を計上いたしました。

8. 地域支援事業費県交付金につきましては、地域支援事業費（介護予防事業）に交付率12.5%、地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）に交付率19.5%を乗じて算出した297万円を計上いたしました。

9. 一般会計からの繰入金については、介護保険給付費に負担率12.5%、地域支援事業費（介護予防事業）に負担率12.5%、地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）に負担率19.5%を乗じて算出した額と事務費、低所得者保険料軽減負担金の合計1億1,874万1,000円を計上いたしました。

10. 介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費に充当すべき第1号被保険者保険料相当額の411万3,000円を計上いたしました。

11. その他諸収入等については、予想される項目を可能な限り設定しそれぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要については、1. 介護給付費については、各介護サービス等の需要を可能な限り推計して8億44万5,000円を計上いたしました。

2. 地域支援事業費については、2,159万7,000円を計上いたしました。

3. 財政安定化基金拠出金については、1,000円を計上いたしました。

4. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上いたしました。

5. 予備費は、保険給付費に充てる予備費として50万円を計上いたしました。

第四 結びとして、介護保険制度の創設の目的を実現するため、円滑な事業運営が行われるよう努めるものであります。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第12号及び議第13号について、宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 予算説明書の71ページをご参照いただきたいと思います。

最初に、平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、第一 総括的事項について申し上げます。

農業用水の水質保全と生活環境の改善を行い農業生産の安定と生活環境の向上を図るこ

とを目的に推進しております農業集落排水事業につきましては、平成4年度に成田新田地区が供用開始して以降、平成11年度までに横川地区、猪子地区、青山・天神堂地区、助川地区、東郷西部地区、そして門前地区の小規模集合排水処理施設整備事業が供用開始となりました。これら7処理区の処理施設の維持管理経費について予算を編成いたしましたところであり
ます。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 使用料及び手数料につきましては、使用実績及び使用料改定による増収を見込み3,946万1,000円(7.8%増)を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金につきましては、公債費の元利償還費などの財源として6,893万5,000円(2.2%減)を計上いたしました。

3. 町債につきましては、将来にわたる財政上の運営を十分考慮いたしまして、4,180万円(5.8%増)を計上いたしました。

続きまして、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 総務費のうち一般管理費につきましては、維持管理のため人件費を含め707万5,000円(3.8%増)を計上いたしました。

2. 総務費のうち施設管理費につきましては、成田新田地区をはじめ、全7処理区の施設管理運転経費等2,424万7,000円(5.2%増)を計上いたしました。

3. 公債費につきましては、長期債の元利償還金及び利子償還金の財源として1億1,932万8,000円(1.8%増)を計上いたしました。

第四 結びといたしまして、事業運営につきましては、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対しその予防的修繕等も行いながら、安定的な農業集落排水事業経営に努めてまいります。

以上が、平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。

次に、76ページをご参照いただきたいと思います。

平成27年度三川町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、第一 総括的事項について申し上げます。

快適な生活環境の確保と最上川流域の水質保全を図るため最上川下流流域下水道事業に合わせ整備しております平成5年度採択の公共下水道事業につきましては、平成26年度末までの供用区域の維持管理経費を計上するとともに、事業認可区域の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金など国の財政支援策の動向を可能な限り推計し、予算を編成いたしましたところであり
ます。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 分担金及び負担金につきましては、新たな宅地開発等の予定がないため100万3,000円(84.6%減)を計上いたしました。

2. 使用料及び手数料につきましては、使用実績及び使用料改定による増収を見込みまして8,733万円(7.0%増)を計上いたしました。

3. 国庫支出金につきましては、国の動向等を勘案し、その所要額2,509万8,000円(16.3%

減)を計上いたしました。

4. 一般会計からの繰入金につきましては、公債費の元利償還費などの財源として1億6,826万5,000円(4.4%減)を計上いたしました。

5. 町債につきましては、将来にわたる財政上の運営を十分考慮いたしまして、1億290万円(4.1%減)を計上いたしました。

続きまして、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 総務費につきましては、一般管理費として、維持管理のための人件費を含め8,876万3,000円(7.7%増)を計上いたしました。

2. 事業費につきましては、公共下水道事業の雨水排水路整備費及び建設負担金等を推計し、8,985万円(23.6%減)を計上いたしました。

3. 公債費につきましては、平成27年度発行予定額及び一時借入金の利子分を加え、その所要額2億568万7,000円(2.2%増)を計上いたしたところであります。

第四 結びといたしまして、事業運営につきましては、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する污水管やマンホール等の下水道関連施設につきまして、整備後20年近くなる箇所もあることから、当該施設等については予防的修繕も行いながら、安定的な下水道事業経営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(成田光雄議員) 以上で本件の提案理由及び概要の説明を終了します。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。本件については、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議長を除く9人の議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。ただいま、予算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、3月17日までに審査を終わるよう期限を付けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は3月17日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これをもって散会します。

(午後 3時36分)

平成27年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年3月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	山科亮哉会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
本間明教育次長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日 3月11日(水) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 2名

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上2名の議員より一般質問を行い、残り5名の議員については第3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、9番 佐藤栄市議員、登壇願います。9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員）

1. 農業行政について	1. 平成26年の米価下落で農家の収入は激減している。27年の町の対応として「瑞穂の郷づくり事業」は歓迎すべき事業だと思っている。 その他に農家の収入増への対応を伺う。
2. 観光行政について	1. 観光による三川町の発展を望む声は、町民の中にある。 これからの三川町の観光ビジョンをどう描いているのか伺う。
3. マイナンバー制度について	1. 平成28年から実施されるマイナンバー制度について、導入経費も予算化されているようだが、現在の進捗状況と町民への影響と今後の対応を伺う。
4. 国民健康保険について	1. 平成30年に県一本化に向けて進められている準備の中で保険財政共同安定化事業も含め、進捗状況と課題とこれからの対応を伺う。

4年前の今日、3月11日、東日本大震災という大きな災害がありました。昨年も被災地に行ってまいりましたが、土盛りをされているところもありますけれども、多くは瓦礫が除かれたそのままの姿が広がっていました。一日も早い復興と、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。

それでは、平成27年第2回議会定例会において一般質問いたします。

はじめに、農業行政について伺います。

平成26年の米価下落で農家の収入は激減しています。そんな中、27年の町の対応として出てきた「瑞穂の郷づくり事業」は歓迎すべき事業だと思っています。「がんばる農家支援」やリーディングファーマーズ銀行とともに、町単独の支援の充実が図られたと思っています。

しかし、農家の収入増には生産面の支援だけではないと考えています。農家の収入増への対応をどのように考えているのか伺います。

次に、観光行政について伺います。

観光による三川町の発展を望む声は、町民の中にもあります。これからの三川町の観光ビジョンをどう描いているのか伺います。

次に、町では正式名称の「社会保障・税番号制度」と表記しているようですが、マイナンバー制について伺います。

今年の10月、個人の番号が通知され、来年の平成28年の1月より開始されるマイナンバー制度について、町も導入経費を予算化していますが、まだ知らない人やよく分かっていない人が多いようです。現在の進捗状況と町民への影響や今後の対応を伺います。

次に、国民健康保険について伺います。

平成30年の国民健康保険事業の県一本化に向けて進められていますが、その準備の中で、保険財政共同安定化事業も含めて、進捗状況と課題、これからの対応を伺います。答弁を受け、再質問いたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤栄市議員にご答弁申し上げます。

はじめに、農業行政についてのご質問についてであります。ご承知のように、平成26年産の米価の大幅な下落により、本町の場合、米の所得で約3億円の減収があるものと試算いたしましたところであり、農家経営に大きな影響があるものと見ております。このまま米価の下落が進むとすれば、農業産出額の7割以上を米が占める本町において、農家の生産意欲の減退が危惧されるところであります。

このような状況に加え、米の需給調整は、平成30年産からを目途に生産者主体の判断により需要に応じた稲作を推進することとなるため、来年度より、町の特産品である「米」に主眼をおき、本町の米づくりの特色を活かした施策として、新たに「瑞穂の郷づくり事業」に取り組むこととしたところであります。

農業行政において、各種の補助事業等は、大きく見れば農家所得の増加に繋がるものと思われませんが、国及び県では、このたびの米価下落に対応すべく、稲作農家の生産活動の維持を図るための利子補給事業や生産コストの低減等の事業を緊急的に講じているところであります。

今後においても、既存の事業の活用と併せ、所得の増加に繋がる効果的な取り組みが可能になるよう、農業者、関係生産団体等と連携して積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、町の観光行政に係るご質問にお答えいたします。

町といたしましては、観光振興の一つとして、第3次三川町総合計画及び平成27年度施政方針に述べておりますように、「いろり火の里」エリアを拠点に観光協会などによる各種イベント等を支援し、賑わいの創出と交流人口の拡大を図ることとして位置付けているところであります。

また、27年度は、昨年の山形DCに引き続きポストDCが県下一斉に行われることから、本町もその一員として、庄内のみならず、町の観光や飲食店、産直施設などの「食に関わる発信」等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、10月末には全国グリーン・ツーリズムネットワーク山形大会が庄内を中心に開催されることとなっており、本町にあつては、なの花ホールを会場に分科会や全体会が開催される予定であります。大会は「食」をテーマにしており、本町にあつても、県内外の参加者の方々に加工品や郷土料理、おもてなしにより、三川町ならではの「農村の温かさ」をPRしてまいりたいと考えております。

本町の観光行政については、庄内広域の観光関係団体との連携による町の魅力の発信に加え、町内の事業所、商店、農業生産者の企画と行動により、「いろり火の里」エリアを核とした賑わいづくりの創出を支援するとともに、民間の活動等を中心に広がりを見せている都市と農村との交流事業やグリーン・ツーリズムにより、農村の持つ癒しの空間と安らぎ、温かさをPRすることで、さらなる交流人口の拡大に向けた取り組みを中心に推進してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度に関するご質問にお答えいたします。

この制度につきましては、平成25年5月に関係法令が成立したのち、いわゆる「社会保障・税番号制度」として国、県、市町村が連携を図りながら体制整備に取り組んでいるものであります。現時点におきましても、国では各般にわたる制度内容を検討しているとのことであり、本町といたしましては、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

その中で、特に町民各位に直接関係する内容としましては、今年の10月以降、「個人番号」が記載された「通知カード」が順次届くこととなります。その後、「個人番号カード」の交付申請手続きを経て、平成28年1月以降、役場窓口にてカードを受け取られた後は、身分証明書として活用できる他、自宅のパソコンを通じて所得税の電子申告等の手続きが可能になる予定であります。

こうしたことから、本町としましては、平成27年度予算に所要額を計上するなど、今年秋以降の事業展開に万全を期すよう、関係課で準備を進めているところであります。

なお、平成28年1月以降の国におけるマイナンバーの活用に続いて、平成29年からは市町村業務においても活用が可能になることから、本町といたしましても所要の条件整備等、マイナンバー制度を活用するための体制構築に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険制度に関するご質問にお答えいたします。

この国民健康保険制度につきましては、平成22年5月に都道府県単位による広域化を進めるための法整備がなされ、本県におきましては、平成23年9月20日付けにて「山形県市町村国民健康保険広域化支援方針」が公表されるなど、順次、その実現のための調整が図

られてきた経緯があります。

まず、「保険財政共同安定化事業」の制度改正につきましては、山形県内の市町村が相互に扶助し合う医療費の対象範囲を平成27年度から医療費全体に拡大するという改正内容であり、この新方式が平成29年度まで継続されることから、本町といたしましては、増額する拠出金等の所要額を平成27年度予算に計上し、新方式への対応を図っております。

また、このたび、平成30年度に都道府県と市町村による「共同保険者」という新たな体制構築を中心とする「国民健康保険法」の改正案が今国会に提案され成立する見通しにあり、今後一層、県当局と市町村の連携強化が求められてくるものと推察しているところであります。

その中で特に、市町村が国保税として徴収し山形県当局に納付するいわゆる「分賦金」については、各市町村の被保険者数と所得水準に応じた按分額に医療費実績を反映した算定方式が示されているところであり、今後の具体的な制度構築に向けた取り組みを注視してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 最初に農業振興について伺いますけれども、農業振興に関しては何人か質問していますので、何点かに絞って質問いたします。

農家の収入は、作付面積の減少や販売金額の減少で大きく減少しています。国からの交付金とかいろいろな支援で続けられているのが実情ではないかという捉え方をしていますが、「人・農地プラン」や「農地維持支払」を全集落で実施していることは、制度を活用しての農家収入を増やす一つの手段であり、行政の農家への対応としては評価します。

ですが、まだまだ活用できる制度はあると考えております。以前に言いましたが、ゲタ対策など、27年度からは認定農業者でなければ受けられない仕組みになっています。大豆に関しては、個人であっても農協の大組織に加入すれば受けられるようですが、麦や他の作物には該当しませんので。

農業委員会や産業振興課では、この1年間、何度か「認定農業者になりませんか」という呼びかけをしています。まず最初に、その呼びかけによりどのくらい認定農業者が増えているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川農業委員会事務局長。

○説明員（大川栄一農業委員会事務局長） お答えします。

新たな認定農業者の状況ということでございますけれども、認定農業者そのものは、ご存知のように、基幹的農業従事者が、おおむね400万円以上の所得のある方がまず一つはメインとなります。

そういった関係で、本町としては、審査会を毎月のように開きまして、新たに認定農業者になられる方、また更新される方、様々ですけれども、その方について審査をしております。現在、大体220名ほどの認定農業者の方がいらっしゃいますけれども、この方について、適宜、先程申し上げました毎月の審査会で更新等も含めて審査しているわけでありまして。ほとんどの方が更新になっている状況ですけれども、農家全体から見れば認定農業者の割合とい

うのは非常に低く、40数%と見ております。そういった状況の中での220名ほどですから、実質は、農家としては500名近い方がいらっしゃると思っております。そういった方々についても、やはり、今回の27年度からのゲタ・ナラシ対策等の交付を受けられる方の基準が限定されておりますので、この方にも呼びかけをしております。しかしながら、その呼びかけの中でも、誰でもということでもなく、これまで認定農業者になられた方も、それなりの理由があって、基準を超えてクリアして認定農業者になっております。そういったことで、新たな方といっても26年度の中ではほんの数名と記憶しております。

その他にも、認定農業者そのものが「まずは経営の見直しをするか」と、このまま慣行栽培だけで続けてもなかなか所得の上がない状況というのは皆さんお分かりかと思えますけれども、そういった経営の見直しについてどう考えているかということも、非常に私の方では重視しております。

そういったことから、認定農業者のある程度の、おおむね400万という基準がありますけれども、所得まで達しない方については、やはりやる気という部分を大事にしたいという考えから、一つは青色申告に取り組む、または取り組んでいる。また、「人・農地プラン」で集落の中心的形態の中に含まれて位置付けられている方。また、経営指標というのがあるんですけども、そういったものも付けながら、常に自分の経営をチェックできる体制でいること、そういったことを、一つの条件というわけではございませんが、一つの経営向上という部分でのやる気という部分を審査会では考えているところであります。

そういったことで、認定農業者そのものは対前年と比べれば増えたとか大きく減ったとか、そういう状況ではありません。以上です。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 先程、ナラシも入っていましたがそのとおりなんです。認定農業者にならないと入る資格がないということで、やはり認定農業者にはもっとなってもらべきだというふうに私も思っています。

しかし、面積要件が外れたといいながらも、所得要件の400万、おおむね320万という数字は、所得では無理だというふうに捉えています。今年の青色申告の状況の中でも話をしてみても、もうそれは無理なんだろうと。すると、増やしたい、増やすべきだと私も思いますが、増やせる要素が全然ないというふうに捉えています。更新時の段階でも、前は面積を増やしますよというので数字の積み上げができたんですけども、面積要件がないということは所得要件だけですよね。そうすると、今話したように、もうなれる人はいないのではないかと。ほんの数人しかいなくなります。

そこで伺いますけれども、認定農業者の要件とは、面積要件は外れましたが、あとは所得要件と労働時間の要件もあったと思えますけれども、それしかないんですか。お伺いします。

○議長（成田光雄議員） 大川農業委員会事務局長。

○説明員（大川栄一農業委員会事務局長） ただいま要件の確認のご質問でございましたけれども、基本的には認定農業者というのは、そもそもこの制度そのものが、農業経営基盤強化促進基本構想、いわゆる促進法ですが、そちらの方から出ている制度でございます。この制

度からいけば、簡単に言えば、先程議員がおっしゃったように所得要件と労働時間の要件、この二つでございます。この二つを、労働時間についても、1日8時間労働として237日以内であれば労働時間が1,900時間以内というように収まるようでございます。そういった二つの要件をクリアすれば、まずは認定農業者としての基準としてこちらは基準に合致するという事で認定をしておりますが、先程申し上げましたように、なかなか所得だけでは到達しない方も多いわけでございます。

そういったことで、先程申し上げました、国の方もそうですけれども、やる気という部分を重視しなさいというような指導も出ております。ただ、そのやる気というのは、ただやる気だけでは困ります。やはり経営改善が一つの、認定農業者にするということの一番の大もとは経営改善です。本人が経営改善に取り組む意思があるかないか、ここが非常に重要なポイントかと思っております。

そういった意味で、先程申し上げました、例えば青色申告にこれから取り組もうと考えますとか、考えようとしているとか、認定農業者として集落の「人・農地プラン」に位置付けられているとか、それから更新のたびにこちらで農家の方におあげしておりますけれども、経営指標に毎年取り組み、それを3年、5年でこちらでもう一度審査させていただく、そういったような条件も付けながら、とにかく経営を改善する意思を高めていこう、それが大きな狙いでございます。

そういったことで、先程申し上げましたように、現時点では、対前年と比べればそう大きく数字の変更はない状況で、おおむね400万になっていなくても、その方をこれからの経営改善の状況が十分計画書でうかがえる、そういう内容についてはこちらでも認定という形でやっているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 今、「認定農業者になるためにやる気というのも評価しますよ」と、今回初めて聞きました。少し古い話なんですけれども、魚沼郡のある農業委員会の会長が以前、「やる気のある農業者は皆、認定農業者にする」と話していたという話を聞いたことがあります。その認定農業者の要件というのは、所得では無理だと感じていますので、町で要件というのは決められるものなんですか。伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川農業委員会事務局長。

○説明員（大川栄一農業委員会事務局長） 認定農業者になるための要件は、先程申し上げましたように、おおむね400万であり労働時間が年間1,900時間以内、この一つの基準です。これは国の基準でもありますし、それに基づいてこちらも合わせてやっているわけですし、町でどうのこうの勝手に決めるということではございません。ただ、国の方の指導もあり、やる気という部分をどう評価するか、どう考えるかは市町村の考え方に合わせるというような言い方をしております。

ただ、そこで本町の場合は、おおむね400万に達していなくても、今後、向こう5年の経営計画をそのとき出しさせていただくことになっておりますので、その内容において、5年後の経営改善が十分見られる、あるいはおおむね400万に到達し得る、あるいは新たな経営に取

り組んで経営の改善を図ろうとする意思が十分にあり、今後5年のみならず将来的にも改善する余地が十分ある、そういったような客観的な見方となればそれまでなんですが、審査員の中で、皆さん同様の認識を持った中であれば認定していくという形で進めているのが状況でございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 今、国の要件だということで、ただ、町の考え方にも理解は示せるというような答弁だと理解しました。

やはり、実情に合った認定農業者の決め方ができる部分があるのであれば、町で打ち出していくべきだろうと。ただ、今のままだと、400万、おおむね320万の所得がないので認定農業者にはなれないと思っている人たちが結構いると私は思っているんですけども、その要件がこういうふうな形でも、やる気と、そういう町で示せる要件を伝えていかないと増やそうにも増えないのではないかなと。面積要件は外れましたが、「面積要件4町歩ないから私は認定農業者にはなれないんだ」と思っている人たち、農家も結構いるんです。だからそういう面では、町でできる部分をはっきりさせて、やる気もプラスしますということで話をしていかないと無理なのではないかと思えますけれども、この点に関してはどうですか。

○議長（成田光雄議員） 大川農業委員会事務局長。

○説明員（大川栄一農業委員会事務局長） 議員のおっしゃることももっともかとは思っておりますが、単純計算からいきますと、おおむね400万の所得を得るためには、通常のみ農家が主体の方であるとすれば7ha以上ないとおおむね320万には到達しないと試算しております。それでは7町歩以下の人はどうなのかというところが非常に本町としても現実的な問題であります。

そういったことで、先程申し上げたような、青色申告だとか「人・農地プラン」とか様々申しあげましたけれども、そういった農業者であって、なおかつ農業経営計画が改善の余地が十分見られ、審査の段階でも本人の意思が非常に感じられる、そういったものについては取り組もうとしているわけですし、ただ、これまで、先程220名ほどの方がいらっしゃるということでお話したわけですが、それ以外の方については、経営規模拡大という意思もなく、そういった経営改善という考えがなかったのかなと。

ただ、町としては、一つの農業経営体、集落営農とかそういったものの呼びかけもしておりますし、ただ言えることは、今までのような慣行米の栽培形態だけではとても経営は改善にならないのではないかと申し上げます。

そういったことで、この周知という部分でございますけれども、この件についてもこのたびの集落座談会等でもお話しておりますし、ただ、個別に内容を聞かないと分からない部分が多々あります。面積だけではないという部分をこれからも機会あるごとに話していきたいと思っておりますし、また、生産組合長を通じながらも集落の方へのそういった周知、指導等もお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 少し話がかみ合っていないみたいですが、もう農家自体が、

以前は4町歩ない農家はもう認定農業者になれないんだという気持ちになっているんです。面積要件が外れましたといっても、だったらということで、今度400万の壁がありますよね。それでも、それだけでなく「変えていこう」という意思があればできるんだというような話し方をしないと、「自分はもう認定農業者になれないんだ」という気持ちの人が多いう話をしているんです。ですから今、これから伝えていくということなので、そういう形でやってもらいたいというふうに、この話はこれで切り上げます。

次に、町は今年度から、大規模化、生産コストの削減、有機特栽を進めるということで、三川町の農業振興の柱をはっきり示しました。これは大切な部分だとは思っているんですけども。それと、若い農業者の話し合いの場や勉強の場も与えているという、これもすごくいいことだという評価をしています。

それで、農業振興の柱を決めた、その柱を実現していくためのやり方というのも考えているんだろうとは思いますが、私はその中で、町の考えと同じなのか違うのかよく分かりませんが、既存の組織ではない組織、町の農業の発展、柱をはっきりした以上、それを進めるために、戦略会議みたいな形で本当にやる気のある農家やいろんな農家の人たちで集めた、そういう会議を持つべきなのではないかなと。この考えを持っているのは私だけではなくて農家の中にもいるんです。

ということで、町がこれからその柱をやっていくためにどういうことを考えているのか、それから、そういう戦略会議的なものを持って、目標だけを掲げるのではなくて実際にやるんだということにしてもらいたいと思っていますけれども、その2点、伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまのご提案の中で、戦略会議を持つべきではないかというご提案でございました。私はこの所得向上という部分でこのたびの「瑞穂の郷づくり事業」というものが位置付けられていると考えておりますが、様々な経営形態があるわけです。

このたびの「瑞穂の郷づくり事業」というのは、あくまでも米に特化した考え方の事業でございます。ですから、それに三つの柱を設けたわけですが、一つは大規模、一つは低コスト、一つはこだわり米づくりの有機特栽、そういったものへの取り組みというふうにしたわけでございます。このそれぞれの三つの柱についても、ただいま、農協を始め関係農業者の方で、いろいろこの事業の取り組みについて協議され、組織をつくろうとしている状況と伺っております。

議員がおっしゃる戦略会議というのも一つの方法かとは思いますが、現時点で、この戦略会議について、持つ・持たないについても、そういった取り組みに向かおうとしている方々の声ももう少し聞きながら対応してもいいのかなと考えております。

ただ、一つの町の方向付けとして、米農家の多い本町の場合でございますので、このたびのこの事業の打ち出しというのは評価をいただいていることに非常にうれしく思いますが、問題は、この事業がどう検証されるかという部分が大きな問題です。このためにも、町としても毎年この事業の状況を検証しながら、さらにこの事業が発展し、広い意味でこの事業が

波及することを非常に期待しているわけであります。

そういった意味で、この事業に取り組もうとする組織の皆さんの考え方についても耳を傾けながら、こちらもこの事業が発展することを前提にいろいろ取り組みをやっていきたくて考えております。ただいまの戦略会議の件は一つのご提案として受け止めさせていただきます。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 戦略会議というのをわざわざ出したのは、町民の中にもそういう声があることもそうなのですが、基本的に、農協、役場とか普及所とかの会議はいろいろ組織がありますよね。その中で話し合われても、正直な話、制度に乗った、進めなければならない部分の話にはなるんだろうけれども、町で掲げているような、これからの三川町の農業の進め方の柱はこれですと示した以上は、そういう既存の組織の中では今までと同じなのではないのかと思っています。農家とか関係者が自由に話せるような集団を作ったらどうかという提案です。提案として受け止めますという話でしたので、次に行きます。

次に、観光行政に移ります。

最初に、27年度の「菜の花まつり」をどのように考えているのか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 27年度の「菜の花まつり」については、ご存知のように実行委員会を立ち上げて内容等を決めるわけでありますが、一応こちらとしては、5月5日こどもの日に「菜の花まつり」を例年のようにやっていただければと思っております。

ただ、昨年のように菜の花の花を咲かせることができなかつた状況から見れば、今年度はその分リベンジといいますか、問題ないように、十分、菜の花畑として活用できる「菜の花まつり」ができると思っておりますし、細部の内容については実行委員会の方の考えで決めていただくという形になります。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 「菜の花まつり」、町はいろいろ努力しているのは私知っていますが、やはり、それを気にしている町民は結構いるようです。

それで、菜の花畑をブロックローテーションしてはどうかという話があります。簡単に言えば、「アスレなの花」の南側、それから「なの花荘」の両脇という形で、ブロックローテーションをしてはどうなのかというような話がありました。まつりが終わってすき込みをしたら、「菜の花米」という名前をつけて、ふるさと納税してくれた人にやったらどうかという内容の提案でした。私も以前同じようなことを個人的に話したことがあるんですけども、担当者の努力や苦労も知っていましたのでそれ以上言えないでいましたが、地権者との交渉等、難しいところはあるとは思いますが、この提案は今考えるに価値のある提案かなと思っていますので、そのことについてどう考えるかお聞きします。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 二つのご提案と思いましたが、一つは菜の花畑を三つのブ

ロックに分け、そういった連作障害等も考えたお話かと思いますが、この件についても、現在の場所は2場所でブロックローテーションを考えている栽培をやろうとして昨年度失敗しましたが、そういった取り組みをやろうとしているわけであります。それを3ブロックというご提案でございますけれども、この件については、地権者もありますし、また、2ブロックでどうなのかという結論がまだ出ていない状況なので、これはこれとしてご提案として受け止めたいと思います。

それから、「菜の花米」という、その土地で栽培した米に、一つのプレミアムというんですか、そういったものを付けた栽培米を販売してはというご提案のようでございますけれども、この件については、やはり農家の皆さんの一つのアイデアかと思いますが。そういったアイデアをどしどし実現できるような方向で、まずは農家あるいは民間、そういった方々の主導でやられたらいかかかと思ひますし、町の方もそういった活動については、支援すべきことがあれば対応すべきと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） もっと今の件で言いたいことはあるんですが、もう一つ、観光による町の振興の中で、以前、「いろり火の里」に足湯を作って三川町に人が集まるようにしたらいいのではという提案が商工会からありました。議会が行っている小中学生との懇談会の中でも「足湯を作ってはどうですか」という提案もありました。しかしまだ、検討はしたんでしようけれども、形にはなっていないようです。

そのことはそのこととして町も受け止めていると思ひますが、今回は「三川町で飲食店をやりたいと思っている人がいる」という話でした。何人かそういう人がいるのだから、屋台のようなものを作って、外柵を幾つか並べて、電気と水道を付けて貸し出してはどうかという提案があったんです。物を作ってしまえばリスクになりますので、そのイメージを絵に描いて要項を作って、町のホームページでどのくらいの反応があるか募集してみることはできるのではないかと考えていますけれども、この点についてどう考えるか、少し伺いたいと思ひます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 以前、「いろり火の里」に足湯という内容のご提案をいただいたところでありまして、足湯につきましては、管理上非常に厳しい状況だということで、今現在実現していないところであります。

今回ご提案いただきました、屋台の形式を使って、たぶん道の駅としての活用として賑わいを持たせたらどうかというご意見だと存じ上げますが、今現在「いろり火の里」の宿泊施設、振興公社の直営でございますし、また、道の駅の中にありますラコスについても1店舗空席になってございます。また、マイデルにつきましても高齢化がだんだん進んできているということで、運営のいろいろな難しい部分も山積しているとお聞きしております。

まず、内部の部分がある程度しっかりさせていただいてから、そういったご提案について、十分今後の検討課題とさせていただければと思ひております。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9 番（佐藤栄市議員） 先程から何点か「提案として受け止めます」という形で受け取られてしまっているので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、マイナンバーについて伺ひます。

おととい、9日にテレビをつけていたら、マイナンバー制度のマスコットといえるマイナちゃんというのが映っていました。初めて見ましたけれども、これからだんだんいろんな形でPRが始まるのかなと感じました。

マイナンバー制度を調べてみると、社会保障・税、それから災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になるといわれていました。社会保障と税は分かるんですけども、災害対策に必要なるといひのがイメージできませんので、この点、分かれば具体的に教えていただきたいと思ひます。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 今ご質問がありました件につきましては、私どもも内閣府のホームページ等の資料をベースに対応している状況ではございますが、ご質問の災害対策につきましては、市町村においては、被災者台帳の整備をするにあたってマイナンバーを活用できるだろうと。さらには、災害救助法によります救助並びに支援金の交付。また、被災者生活再建支援法によります支援金の交付にも、国として活用できるということで聞き及んでいるところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9 番（佐藤栄市議員） まだよく分かっていないんですけども、マイナンバー制度というのは、公平公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上というふうに記載されているようです。「実現する社会基盤」と言われている割には知らない人が多いし、私もマスコット自体あるのもおととい知ったような状況ですけれども、マスコミ自体も、今までこの制度に関してほとんど扱われてこなかったという中で、答弁にもありましたが、今年の10月にはそれが通知され、来年の1月には始まりますということですので、それに関してあまりにも時間がないというか、PRする形がとられていないのではないかとということで、国は国でマスコミ等でやるんだろうけれども、町として、これを町民に知らせるための手立てというか手順みたいなものをどのように考えているのか伺ひます。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） マイナンバー制度の周知に関しましては、県を通じまして、先月2月23日付けでこの周知方についての広報依頼が届いているというような状況でございます。その中におきまして、国としましては、この3月から7月、9月から10月、さらには12月にかけて集中的なPR、広報活動を行うということでございましたので、先程ご質問の中にありましたマイナちゃんというイメージキャラクターについても、この3月になりまして初登場したものと捉えているところでございます。

このたびの協力要請につきましては、こういった国の動向等を踏まえながら、町でも随時広報周知活動を行ってほしいという旨の依頼でございましたので、しかるべき時期に広報紙並びにホームページ等を通じまして周知を図ってまいるといひことになると思ひております。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 国民の利便性の向上も一つ入っていますけれども、その中で私がかかるのはe-Taxで申告するとき、更新の必要な住基カードではなくて新しいカードが使えますということは知っています。先程の答弁の中で電子申告ができるということもありました。その他にはどんなことが便利になるのか、分かる範囲で教えていただきたいですし、時間がないのも一つ。カード社会になってからいろんなトラブルや犯罪が起きています。この制度の中でも、カード偽装とかなりすましというのが心配されると言われています。また情報漏洩なども考えられますが、対応は国で考えているとは思いますが、セキュリティに関しては町にはどのように伝えられているのか、この2点をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） まずマイナンバーの活用方法につきましては、一番は、これまであまり統一されていなかった身分証明書としての活用が十分成果を上げるものということ国の方でも考えているようでございます。それを使いまして、いわゆる年金の受給の手続き、さらには児童手当の現況届、そういったもろもろの手続きがこのマイナンバーが載っております個人番号カードによりましてできると聞き及んでいるところでございます。

その中で、このカードを活用することによりましての情報漏洩等の危険性につきましては、国といたしましては、特定個人情報保護委員会という第三者機関を設置しまして、その運営状況につきまして、随時、調査・監視機能を確保するというようになっておるようでございます。この国の機関が市町村並びに民間団体で、民間組織で活用する内容につきましても、随時、点検・監視すると聞いておりますし、市町村でマイナンバーを活用する際には、データのやりとりを行う際に中間サーバーという一つの制御装置が設置されます。それによりまして、暗号化された情報をそれぞれの国並びに市町村、あるいは市町村間での情報交換に活用するというものでありまして、そこでの漏洩等に対しましての対策を図るということで聞き及んでおります。

またさらには、個人の情報交換を行った履歴につきましては、29年の1月からは、その個人の情報交換されましたご本人がどういった情報交換をされているかという履歴も確認できるシステムを構築するということでございましたので、こういったもろもろの仕組みを整備して、秘密漏洩を厳しく取り締まるというふうに聞き及んでいるところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） これももっと聞きたいことがあるんですが、時間がないので次に移ります。

国民健康保険について伺います。

私はこの間説明があった保険財政共同安定化事業は、県一本になるための準備事業と捉えていましたが、27年度から保険給付が県一本になる、29年度までということで、まずは、保険財政共同安定化事業と30年からの国保の県一本との違いを簡単に教えていただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 現在取り組んでおります保険財政共同安定化事業の対象医療費を全体に拡大するということになりますと、外見上は県ですべて運営するという捉え方になるわけですが、実際には、その事業を実施するにあたっての財源の確保の内容がまったく異なるということでございます。現行の制度では、各市町村がこの共同安定化事業を実施するための拠出金につきましては、国からの補助、県からの交付金等を財源として運営しておりますわけですが、平成30年度以降は、共同保険者となります山形県がその保険給付額すべてを準備するということになる、大きな制度の、体制の内容が変わるということでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 山形県には国民健康保険税の格差が1.7倍あると言われております。県一本にして保険税の平準化を図るのが県一本化だと理解してはおりますけれども、それでいいでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 単純にすべての市町村の被保険者の方々が同一金額での保険料を納めるということにはなりません、今現在、相当の格差があるという中で、今後県との共同保険者になった場合につきましては、被保険者数に応じた按分額と所得水準に応じた按分額、この二本立てで各市町村に納めるべき分賦金が配分ということになります。この中にそれぞれ医療費実績に基づいての増減を行った上で各市町村に配分するということとなりますので、所得水準の高い市町村、あるいは医療費水準の低い市町村、それぞれこの段階で一人あたりの納めるべき保険税に格差が出ている。ただ、今、現状の大きな格差よりはかなり平準化が図られるということでございます。簡単に言いますと、所得水準、それから医療給付水準が同じレベルの市町村であれば、同じ負担を求められるという考え方でご理解いただければと思います。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 今説明してもらいましたが、もう少し。三川町というのは一人あたりの医療費が少ないですね。それと収納率が高いです。そういうところというのはどのような形で見てもらえるのか。町民が、県一律ではないという説明でしたけれども、もう少しその辺のところを、もう一回お願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） まずは、医療費水準が低いという部分におきましては、これは24年度実績でございますが、県平均24万7,000円に対しまして、本町の場合は23万1,000円、約1割、県平均を下回っているという水準でございます。一方で、所得水準に関しましては、同じ24年でございますが、県平均が一人あたり53万8,000円に対しまして、三川町の場合は69万7,000円という平均値が出ておまして、これは逆に3割高になっているという状況でございます。

こういったところを、先程話しましたとおり指数化しての負担をそれぞれ求められてくるということございまして、今後、具体的な算定方法についてはまだ私どもにも届いておら

ないところですが、それぞれの要素を指数化した形で、県平均で納めてもらうべき国保税に乗じた形での割増、あるいは割り落としをかけて、各市町村への負担が求められてくるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で9番佐藤栄市議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員）

1. 地方創生の取り組みについて	1. 「安定した雇用を創出」の取り組みについて伺う。 2. 本町へ「新しいひとの流れをつくる」取り組みについて伺う。 3. 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」取り組みについて伺う。
2. ふるさと応援寄附金について	1. 本町では平成25年度70万円であったのが、平成26年度は1億5千万円に迫ろうとしている。予想外の寄附に町もその使い道を含めた取り扱いに努力されているが、その一方で「行政サービスの対価である税金が、サービスを提供しない第三の市町村に移転する」問題も含まれている。 この予定が立てられない税金に対する町の考えを伺う。
3. 農業政策について	1. 本町の地形的有利性を活かした農業振興策として「瑞穂の郷づくり事業」を進めているが、その事業と共に進めて行く本町農産物の販売戦略について町の考えを伺う。
4. 両田川橋架け替えについて	1. 多くの町民から長年、対策を望まれている両田川橋の歩行者、自転車の事故の懸念と自動車渋滞緩和について、橋の架け替えを地域住民の声として県に働きかける期成同盟会を創るべきと考えるが、町の考えを伺う。

平成27年第2回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まずはじめに、地方創生の取り組みについて伺います。

一つ、「安定した雇用を創出」の取り組みについて。一つ、本町へ「新しいひとの流れをつくる」取り組みについて。一つ、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」取

り組みについて伺います。

二つ目に、ふるさと応援寄附金について伺います。

本町に寄せられる寄附金は、平成25年度70万円であったのが、平成26年度は1億5,000万に迫ろうとしております。予想外の寄附に、町もその使い道を含めた取り扱いに努力されていますが、その一方で、行政のサービスの対価である税金が、サービスを提供しない第三の市町村に移転する問題も含まれております。この予定の立てられない税金に対する町の考えを伺います。

三つ目に、農業政策について伺います。

本町の地形的有利性を活かした農業振興策として「瑞穂の郷づくり事業」を進めておりますが、その事業とともに進めていく本町の農産物の販売戦略について、町の考えを伺います。

最後に、両田川橋架け替えについて伺います。

多くの町民から長年対策を望まれております両田川橋の歩行者、自転車の事故の懸念と自動車渋滞緩和について、橋の架け替えを地域住民の声として県に働きかける期成同盟会を創るべきと考えますが、町の考えを伺います。答弁を受け、再質問いたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

はじめに、地方創生の取り組みに係る3点にわたるご質問ではありますが、関連がありますので一括にお答えいたします。

国は、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国及び地方版の総合戦略を策定をするように位置付けするとともに、国として人口減少と地域経済の縮小を克服して地方の好循環を確立すべく、総合戦略を昨年暮れに策定したところであります。

この戦略の中では、「地方における安定した雇用の創出」、「地方へのひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての支援」、「安心なくらしと地域の連携」の四つの基本目標に沿って、それぞれの政策パッケージを想定し、地方版の総合戦略を支援していくこととしているものであります。

本町の総合戦略における具体的な取り組みについては、平成27年度に計画策定するものであり、三川町の将来人口ビジョンをもとにした地域経済の分析や有識者及び機関・団体の代表者などから広く意見を聴取するとともに、国の総合戦略との整合性を図り、策定する予定であります。

また、今定例会の補正予算に計上いたしました地方創生の先行型事業として、計画に盛り込まれるべき事業を平成27年度に繰り越しして執行し、将来にわたって活力ある地域社会の形成を目指してまいります。

次に、ふるさと応援寄附金に関するご質問ですが、このふるさと応援寄附金につきましては、地方自治体に寄付することにより、個人住民税及び所得税について一定額が控除される制度であり、ご質問のように、寄付金税制のあり方や受益者負担の原則など、様々な問題について、国において議論され、制度化されたと承知しているところであります。

このような中、本町におきましては、今年度に入り、全国の多くの方々からご寄付をいた

だいているところであります。このような状況は年度当初には予測できなかったところであり、今議会定例会の補正予算においてご審議いただきましたとおり、寄付金については、一定程度をふるさと基金に積み立て、貴重な財源として管理するとともに、後年度において、子育て、教育、産業振興等まちづくりに繋がる、特に、新規事業等の財源として繰り入れを行い、計画的に活用してまいりたいと考えているところであります。

次に、本町農産物の販売戦略に係るご質問にお答えいたします。

「瑞穂の郷づくり事業」は、ご承知のように、大幅な米価の下落が生産意欲の減退のみならず、農業経営の継続が危惧される状況にあることから、本町の農業の特色である大規模水田経営と有機・特裁の米づくり農業をさらに推進し、生産米の高品位調製やコスト縮減、こだわり米による付加価値や差別化を図ることにより、農業所得の向上を目指す事業となっております。

内容的には、機械助成による生産面の支援が中心であり、販売や消費の拡大を直接支援する事業にはなっておらないところでありますが、この事業の活用により、消費市場が求める生産を増やし、さらなる販売の拡大を図ることは可能と思われまます。また、個別の販売開拓を実施したい農業者等に対しましては、国及び県の事業等の活用や町単独事業である「がんばる農家支援事業」により、産直販売や出店のきっかけづくりなどのオーダーメイドの企画も支援してまいりたいと考えております。

次に、両田川橋架け替えに関するご質問にお答えいたします。

両田川橋は、産業、経済、文化の広域的な交流・連携の促進はもとより、高速道路や庄内空港等へのアクセス機能や災害時における緊急輸送道路として重要な道路ネットワークを形成してきたところであります。

しかしながら、当該橋梁は昭和37年の竣工ですすでに50年以上経過し、その主要部の一部には劣化も見受けられる状況にあることに加え、坂道である道路部と橋梁区間は狭隘な道路幅員となっていることから、架け替えについて、県当局に強く要望してきたところであります。

このようなことから、本町では、当該橋梁の架け替えを早期に実現させるため、今年度、鶴岡市、酒田市及び庄内町と本町による「庄内空港立川線整備促進期成同盟会」設立準備担当者会議を開催しながら、当該同盟会の規約や負担金、さらには事業計画等の内容を調整し、設立に向けた準備を進めてきたところであります。

このような状況を踏まえ、本町といたしましては、来年度には当該同盟会を発足させる予定としているところであり、隣接市町、さらには道路管理者である山形県と十分な連携を図りながら、早期の設立に向け努力してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは再質問いたします。

まずはじめに、地方創生の取り組みについてであります。

ただいまの答弁で、11月に国が示して、今考えているところであるという答弁でありま

した。これは、日本全国どこでも皆同じようなことを、新聞を見ますとどこも同じようなことをやっていると思います。

それで、三川町としてこれから作ると言っておりますけれども、どの辺にどういう注目をしてこれから作ろうと考えているのか、その辺、具体的に教えてください。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

先程、町長から答弁ありましたとおり、国では昨年の暮れに長期ビジョンと総合戦略をもって進めたところでございまして、その総合戦略に乗って、各自治体でも総合戦略を作っていくというような方向で、国の創生法の中に市町村の策定、努力義務が課されたところでございます。

国が示しておりますのは、一つには町野議員から質問がございました、地方における「安定した雇用を創出する」と。これについては、地方において若者向けの雇用を2020年までの5年間で30万人分作りたいと。その中には、若い世代におけます正規雇用の労働者の割合の向上と女性の就業率の向上が一つ。

さらには、地方への「新しいひとの流れを作る」という部分では、東京圏と地方の人口の転入出を均衡させるという目標を定めておりまして、東京圏から地方へ4万人増加させる、また、東京圏への転入を6万人減少させるという目標を定めております。

さらに、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という部分では、若い世代が、安心して結婚、妊娠、子育てできるようにしていくために、第一子出産前後の女性の継続就業率の向上、さらには結婚希望実績指数というものを作りまして、その向上を図る。さらに、夫婦、子ども数予定実績指標の向上という部分。

さらには四つ目として、地域に合った、時代に合った地域づくりを行っていくという部分では、小さな拠点の整備や地域連携の推進を図っていくというものでございます。

それぞれこういった国の目標が定められておりまして、それに対する政策のパッケージとして、いろいろな補助事業のメニュー的な部分、例えば、地域経済雇用戦略の企画実施体制の整備に対する部分の支援、さらに地域間産業の競争力強化、こういった部分の支援等、いろいろなメニューが示されてございます。そういった部分では、本町でも今後、そういった国の内容を捉えまして、27年度に具体的な計画を策定するというものでございます。

今回、第1日目の補正予算で繰越明許をした部分についての地方創生分については、今回の目標、総合戦略の先取的な部分で補正をさせていただいたところでありまして、それらを中心にしながらも、先程答弁させていただきました国の内容に沿って計画づくりを進めていくというものでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ただいま説明いただきましたけれども、それはここに載っています国の総合戦略というところにのっっている中身の説明だと思います。大体これを見た中身をそのまま答弁していただいたのかなと思います。

そこで、町として、これは全国的にどこでも皆同じものを見て同じ考えでいますので、こ

れそのままというか、これに背いてはいけませんけれども、町独自でこれに立ち向かうというか、対応する何か方策というものは、今考えはあるんでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 先程もご答弁申し上げましたが、3月の補正で明許費用として策定費用を予算計上させていただいております。各関係機関・団体、そういった方々からいろいろな意見を聴取しながら、また、町民からもこういった意見を多く出していただくために、講演会、フォーラム的な部分で、そういった戦略的な内容の部分を多く意見をいただく。それに基づきまして戦略策定の委員会を作りまして、具体的にはその場で煮詰めていくというものでございますので、軽々に、ここで町としてこういった部分という部分については答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それなりに考えはあるんですけども、今この場で軽々にはお答えできないということでありました。

でも、これは戦略としてこれから進めていくわけでありまして、こんなことを考えているんだということは、別に言ってもそのとおりのことではありませぬので、「こんなアイデアがあるな」ということがあれば聞きたかったですけれども、その辺は答弁いただけなかったということでありまして。

これから、他の市町村も全部そうであります、この地方創生で一番要になるのは雇用の創出というふうに私は思っています。雇用があれば人も流れてきますし、若い人が結婚もするし、子どもも生まれるし、子育てもできるということで、やはり一番の要としては雇用創出かと私は捉えております。

そこで、今みかわ産業団地もあります。いろんな情報がありますが、今、その辺はどうなっているのか。それから、雇用創出という面では、受け皿というのは「来たい」という企業があってから準備するのでは間に合わないと思います。

そこで、みかわ産業団地の現状、それから、今後もっと他の地域の開発とかその辺、町の考えはどうか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 地方創生において雇用の創出が大切だということでの質問でございますけれども、私も同感でございます。本町のように、大学進学等で都会に出ていった子どもたちが戻ってくるには、それなりの雇用の場がなければならないということで、認識としては同じにしているものでございます。

それで、本町の場合は大規模商業施設等もございます。それから三つの産業団地、工業団地もございます。そのようなことで、ある程度は雇用の確保は図られているのかなと認識しているところですし、また、昼間人口と夜間人口につきましても、昼間人口がはるかに本町の場合は上回っているというような状況から、雇用の場については確保がある程度できていると認識しているところでございます。

ただ、優良企業の誘致につきましては、総合計画の中でも積極的に図るということとして

おりますし、今、未分譲となっているみかわ産業団地につきましては、今般、大手流通企業からの引き合いがございまして、早晚、分譲の内諾という形で進める予定にしておるところでございます。

そのようなことから、みかわ産業団地につきましては、経済状況の関係から引き合いのあった企業が撤退したことなどから、随分、分譲までは10年近くかかっているということから、非常に慎重にならざるを得ないということで考えておりますけれども、拡張用地につきましては、白地地域ということで、県道沿いからバイパス、みかわ産業団地の拡張用地として確保をしておりますので、立地が確実視されるとすれば、そういう形で拡張についても考えていきたいと思うところでございます。ただ、地権者との分譲価格の面とか販売価格の面というようないろんな諸条件がございまして、そこは慎重に進めてまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） みかわ産業団地の方も引き合いがあって近々埋まる予定だという説明でありました。大変良かったなと思います。それで、次の企業なりを呼び込むためにはそれなりの準備ということで、他にも白地というものがあると伺いました。

それで、私もよく分かりませんが、この間テレビで、農地を外すのも、これから国の方では農業政策で自由化ということで、減反もなくしていくということでありまして、その農地を、農振法を外すのに今までは国の農林水産省の方で権限を、ある程度の面積とは聞いていますけれども、それを今度からは地方、県とか、市町村までには来ないと思います。県とかに農地を外す権限を与えるんだというふうな情報をちらっと聞いたことがありますが、その辺はどうなっているのか、分かれば教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 今のご質問は農振除外の規制の関係のようでございました。農地転用でございますので、具体的には産業振興課長の方からご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 大川農業委員会事務局長。

○説明員（大川栄一農業委員会事務局長） ただいま農地転用の許認可の拡大の話のご質問でございましたが、この件についてはまだ正式には決まっていないと私は認識しておりますし、確かに様々な検討をされているということでございますが、本町のような小さな町にあつての権限というのは、たぶんないだろうという理解はしております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） すみません、私も未確認の質問をしてしましまして。今後、そういうふうな方向があるということは聞いています。その中で、先程も言いましたけれども、企業が来たいと言ってから造成なりするのでは、やはり少し間に合わないのではないか、手遅れではないかと思っておりますので、次の企業を呼び込むためにも、準備なりそういうものをしていければと思っております。

また、企業を呼ぶといっても、実際100人、200人規模の大きな企業がすぐ来るかという

と、これは大変難しいと思います。どこの企業も、今人を払ったりいろいろしています。国では、東京からこちらに移ってきた企業には税金を安くするとか言って政策は打っているようですが、そう簡単には企業は来ないと私は認識しております。

そこで、手っ取り早いといったら語弊がありますが、雇用創出、そんなに何百人という雇用は生まれませんが、小さな会社、起業家、新しく事業を始める人、そういう人を三川で応援して、空き家は今回私はありませんが、いろんな空き家の利用だとか土地を提供するだとか、そういうふうにして、小さな起業家、若い起業家を呼ぶ政策というものがあれば、そこは1回で5人、6人の小さい規模ではありますけれども着実に呼べるのではないかと、うふうに私は思っていますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 先程副町長の方からも答弁がございましたが、平成12年の国調と平成22年の国調、比較しますと、大規模商業施設ができる前と後でございますが、本町に勤務していただいている方が約1,000人ほど増えてございます。そうした意味では、雇用の確保はだいぶ進んでいると考えているところでございます。

また、先程申し上げました、新規の大手の企業からお口添えをいただいておりますし、さらには問い合わせも、面積の小さい部分ではその都度問い合わせ等をいただいている状況ではありますが、企業の内容とマッチングしない部分がかかなりございまして、なかなか本町に入っていただけるとい部分ではないところでございます。

しかしながら、地の利と申しますか、本町の立地条件の中では、非常に他市町村が企業誘致、さらには住宅造成等で伸び悩んでいる中、本町では順調な推移を示しているものと理解しておりますし、その中で、新規の起業家の創出、そういった部分については来年度以降の一つの課題と捉えて、総合戦略に含めていくかどうかという部分も一つの検討材料にはなるのかなと考えておりますが、何分、計画策定は来年度でございますので、ここで入れるというような部分でのご答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今答弁あったとおり、地の利というところはやはり利用していくべきかと。三川町、いろいろいいところはありますけれども、地の利は大変有利性だと思っております。また、もう一つ有利性と言えば、雪崩のない、災害の少ない町ということで、その辺もアピールの材料としては大変強いかなと思っております。

そこで、少し提案というか、突飛かもしれませんが、次期エネルギー戦略としては、皆さんも新聞・テレビでご存知のとおり、水素がこれからエネルギーの要となってくるであろうと私は考えております。

そこでその水素、東京や都市圏ではありますけれども、地方ではまだスタンドとかそういうものはなかなかございません。1個作ると4億円とか言われていますが、やはり庄内の中心地でありますし、三川バイパス、近くには庄内空港も高速道路のインターチェンジもございます。なので、そういう水素スタンドとか、私はもっと大きく言って水素のプラント、これは三川の工業団地かどこか、そういうところでできないかなと思っております。水素は普通

この辺のどこにでもある空気からもできますので、何も地下深く掘るとかそういう条件が要らないということで、三川でも条件的にはやれる可能性があるかと思っています。少し突飛すぎたので答弁は要りませんが。

そんなことで、やれるところから今から準備しておいて、他市町村、日本全国どこでも同じ課題でやっていくわけでありますので、有利性を使いながら来年度の事業へ進めていっていただければということで、次の質問へ移らせていただきます。

続きまして、ふるさと応援寄附金であります。

これは国の政策でありますので、先程の答弁もありましたけれども、仕方がないというのは仕方ないんですが、行政のサービスをしていない市町村に税金が流れていくというのは税金のあり方としては本当ではないのではないかと思います。

そこで伺いますけれども、三川町に入ってくる寄附金は1億5,000万を超えるというところではありますが、その反対に出ていく分もあるわけです。申請すれば三川町の人が他の市町村に寄附したときに控除できる分というのがあると思いますけれども、その辺ほどの程度あるかというのは町当局は把握しているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 今、ご質問にありましたふるさと応援寄附金に関しましては、所得の申告上、寄附金控除等の対象になるものでございます。町民課で所管しております住民の方々の確定申告並びに住民税の申告等の状況を見ますと、今現在手元にあります25年分の申告内容としましては、寄附金控除を受けている方々が24件ほどございます。その総額は67万9,000円ほどの寄附金額となっておりますが、この中で、どの団体、組織等に寄附されているかというような内容につきましては、ほとんど捕足ができないという状況でございます。特に10万円の寄附金という方が数名いらっしゃいますが、これについては、おそらくは社会福祉協議会等に寄附されている方々かというふうに推察しておるところでございます。その他2万、3万というようなレベルの方々が数名いらっしゃいますので、これらの方々は、いわゆるふるさと応援寄附金の実行者かなと、推測の域でございますが、一応の報告をさせていただきます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） なかなか実態はつかめない、つかみにくいということでありました。ところが、たぶん、確実に増えてはいるんだろうということは想像できます。

それで、また少し質問なんですけれども、このふるさと応援寄附金ですが、これをいただいたことによって、地方交付税に計算するときに用いられる基準財政収入額というのにこれはあたるのかあたらぬのか。もしあたらぬとすれば、入ってくる分はいただきでありがたやありがたやなんですけれども、出ていったときには減る。減る分は地方交付税で補っていただけるものなのか、その辺、少し教えてください。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと応援寄附金の地方交付税での取り扱いの関係でございますが、普通交付税の基準財政収入額には含まれないと理解しております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ということは、収入額に含まれないということは、減った場合、収入額が減るはずなんですけれども、減ることもないんですか。基準財政収入額が減るわけですよ、控除で。そうすれば、減った分、地方交付税がその分補てんしていただけるのではないかというふうに思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 寄附金につきましては、地方交付税については一切関係なしということで、そういった影響はないものと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） では、これは交付税にはまったく影響ないということによろしいんですね。テレビなどを見ると、入ってくるのより減る市町村が出てきていると。それで財政を圧迫しているという報道があったと私は思いますけれども、それにまったく影響がないというのであれば大変ありがたいお話でありまして、何だかんだ言う必要はなく、これを一生懸命お礼をしていっぱいお金を集めていくということでもいいかと思えます。

そこで、この間3月6日、高市総務大臣がふるさと納税のあり方について国会で答弁されているようでした。あまりにもお礼に特化したものはどうなのかと。また、換金性のあるようなお礼というものは税法上も問題があるのではないかということ述べておるようでありました。

何を言いたいかと申しますと、いろいろ問題も含んでおりますので、この辺を、私以上に認識しているとは思いますがうまく利用して、本町の場合、ふるさと基金ということで、一旦プールして使い勝手のいいものに使うということのようでありますので、これを利用して三川の発展に寄与できればと私も考えております。

続きまして、農業政策についてであります。

先に示されました「瑞穂の郷づくり事業」では三つの柱として、大規模化、コスト削減、それからこだわりの米というところで、これは大変いいことだと思っております。その中で、これはこれで大変いいことでもありますし、一つ問題があるとすれば、大規模化、コスト削減、大規模化していけば、就労、農業に携わる労働人口が少なくなるということで、担い手不足何だかんだという話には少し影響するのかと私は個人的に思いますけれども、大体いいというふうに思っています。

そこで、問題として私が思っているのは、いろんな政策はあると言いながらも、三川の農産物を売る政策があるとは言いながらかなり薄いと思っていますけれども、この辺、もっと積極的な政策というものは考えているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長より、先程の答弁訂正があります。これを許します。

○説明員（石川 稔総務課長） 大変失礼いたしました。まず、ふるさと応援寄附金ということで、三川町、本町がいただいたものにつきましては、先程申し上げましたとおり、地方交付税算定の際の基準財政収入額に含まれませんので、交付税が減るとかといった影響はございません。

さらに、もう一つでございましたが、三川町民が他の自治体にふるさと納税ということで寄附した場合でございますが、この場合は町の個人住民税が減ります。そういったことから、交付税を計算するにあたっての基準財政収入額が減りますので、この点については、基準財政収入額が減った分地方交付税で補てんされるというシステムからいくと、交付税は増額になる要素になります。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 町として販売を目的とした施策はどうかというご質問のようでございますけれども、この「瑞穂の郷づくり事業」については、前にもご説明申し上げておりますが、まずは米の生産に特化した内容でして、いろいろ農業振興という部分を考えれば、今、町野議員がおっしゃるように、販売とか、あとは加工とか流通、様々そういったものにいろいろ対応しなきゃならない部分があるかと思いますが、ここで質問にあった販売の施策の考えでございますけれども、現時点では、既存の事業としては「がんばる農家支援事業」とか、また商工業者との関係を持った形での事業となれば、地域産業活性化支援事業とか、そういった角度で販売に向けた戦略、または産直とか様々な取り組みが可能でございます。そういったものを活用しながら対応できるのではないかと思います。

ただ、事業の性格上、ある程度大きな面積を対象としている関係からすれば、やはり農協あるいは他の集荷業者、様々あるわけですが、そういった方たちの販売の戦略、そういったものも非常に大きなものがあるのではないかと思います。

また、「こだわり米」の方についてお話させていただければ、もうすでにその組織においては、生協とか取引をかなり太いパイプでやられているようですし、生産を増やすことで、さらにまた販売量の拡大、いわゆる販売の拡大、そういったものに繋がるのではないかと思います。ということでこの事業について取り組もうとしていることを聞いておりますし、非常にありがたい話だと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 「こだわり米」の方もいろんな組織と手を組んでやっていっているという状況であります。

また、私が言いたかったのは、既存の農協なり生協なり今のところはどこでいいんですけれども、その他に、先程の起業家でありませんが、新たに三川の農産物を一回売ってみようかなというふうな意欲のある人がいたら、そういう人を応援するような政策というものを考えたかどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 先程申し上げましたが、既存の事業にも「がんばる農家支援事業」がございます。この中でそういうお話をいただければ、さらなる事業の拡大支援、そういったものもまた一つの相談できる要素ではないかと思います。ここであれもこれもと行政の方で手広く販売についての施策を出すというよりは、町野議員がおっしゃるように、農家自身のやる気をこちらでも支援していきたいということで考えたいと思います。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私の質問が少し違っていたようですけれども、「がんばる農家支援事業」なり、そういうものもいいんですが、もっとそれより大きな事業でやっていきたいというときには、「がんばる農家」の補助金では足りないのかなと思ったものですから、そういう大きなものにも町として考えていける考えはあるのかと思って質問したのです。

それで、この間、農家の人といろいろ話したときでありますけれども、私もいろんな仕事をしている絡みで中国の方にも年2、3回行っております。そのとき、中国で食べたキンカンですか、これが大変おいしかったのです。ものすごくおいしくて、これいいねということで、隣にいた人と、「ひょっとしたら日本に持ってきたら売れるのかな」というふうなことを考えました。「いや売れるよ」ということで話して、向こうに足りないというのが、その場所でしたが、りんごがないんだそうです。りんごだったらこの辺にもあるんじゃないかということで、「そういうの俺やってみようかな」という話をしていたら、近くで話していた人が「りんごってこの辺で採れるのか」というふうな話になりました。そうしたら、その近くで聞いていました農家の人が、「いや、ここは水位が高くてだめだから、そういう果樹には向かない」とか、あと「温度差がないと糖度が乗らない」ということで、やはり熱く語ってくださっているんです。「そうか、そうか」ということで、「売るときには」という、売の話にはなかなか飛びついてこないんですけれども、どうしてもこの辺の農家というのは、すぐ作ることに専念しているということがあるようです。

そういう意味で、作るのが悪いのではないんですけれども、これから野望を持って、「この農家、庄内、三川の農産物を小ロットでもいいから一回試しに売ってみよう」みたいな、そういう挑戦できる人を支援できる政策というものも、まあ考えているんでしょうけれども、その辺もこれから考えていっていただけたらというふうなことをお願いしておきます。

続きまして、両田川橋の架け替えについて伺います。

今、答弁があったとおり、今後、他市町と共同で準備を進めていって、来年度、期成同盟会をやるんだという答弁でありましたけれども、大変いいことだと思っています。その辺、具体的にどの辺まで話が進んでいるか教えていただければと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 両田川橋の架け替えに関する期成同盟会等のお話でございますけれども、先程の町長の答弁の方にもありましたが、今年度、鶴岡、酒田、庄内町の担当で集まりまして、来年度、期成同盟会、「庄内空港立川線」という路線名を入れた形で、その主目的に両田川橋の架け替えといったものも入れながら、架け替えに向けての、やはり隣接市町に入っていただくというのが、今後、期成同盟会等で県に働きかける際には大変重要になってきますので、「庄内空港立川線」の沿線にある酒田、鶴岡、庄内町という市町から入っていただきながら、その規約の内容、負担金はどういった形ですればいいか、それから事業の主目的、概要等についても、担当課長等で集まりまして、それぞれの市町の方から負担金ということで、設立総会をやる場合には負担金も伴いますので、27年度の予算にそういった部分、ご負担をお願いする部分についても内諾を得ながら、それぞれの市・町

の方から新年度の予算の方に負担金を入れていただくということで内諾をいただいているところでもあります。

27年度につきましては、その設立に向けて、今年度関係市町と連携した部分について、ぜひとも早い前半のうちに同盟会を設立して立ち上げたいということで考えているところがございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 関係市町と共同でこれから進めていくというお話でありました。

そこで、聞きづらいし答えづらいかもかもしれませんが、関係市町のいろいろ考えの温度差というのはやはりあるかと思えます。答えられる範囲で構いませんけれども、周りの市町というのはどのくらい本気度というか、答えられる範囲で結構ですので、分かる範囲でお答え願えればと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） この同盟会につきまして、先程も言いましたとおり、2回ほど集めて、その事業の内容、負担金等についてそれぞれ詰めてきたところでございます。本町の赤川を横断するというので、橋そのものは本町にのみ架橋されているわけでありましてけれども、庄内町でいえば、庄内町の方から本町の方に通勤、通学、それから買い物等での利用もございますし、当然、鶴岡市であれば長沼方面とか鶴岡の赤川の東側の方からの出入り、それから酒田であれば、庄内空港側の方は酒田エリアですので、東側の方に行く場合ということで、それぞれ利用があるということで、本路線、それから当該橋梁の緊急輸送道路ということで、本路線の性格的な部分もございますので、そういった部分について隣接の市町の方から理解いただいて、当該橋梁の持つ重要性、そういったアクセス性というものを理解して、最終的にはこの橋の必要性について十分隣接の市町の方からご理解いただいて、負担金の部分についても27年度予算に計上していただくということで理解をいただいておりますので、十分そういった部分、関係市町の協力も得られるということで判断しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 答えにくい質問、答弁ありがとうございました。

それで、私どもも知っているところ、やはり県もあそこの橋は庄内空港に繋がる重要な橋という認識でいるようでありましたし、また、今補修工事をやっていますけれども、補修はある程度長寿命化にはなっているのですが、これから期成同盟会を立ち上げて10年くらいのスパンは十分にかかるというふうに思っております。その間、あそこを通行止めにするわけにはいきませんので、今現在も狭くて危ないような状況にあります。その辺の、これからできるまでという、まだ決まってはいませんが、これから長い要望の中で、できるまでの間、安全というものは確保できなければいけないと思っていますけれども、その辺の安全の確保では、町では関係ないですか、その辺も十分関係機関に話をさせていただきまして、明快な答えをいただきましたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会とします。

(午前11時46分)

平成27年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年3月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	工藤 秀敏 副 町 長
鈴木 孝純 教 育 長	山科 亮哉 会計管理者兼 会 計 課 長
石川 稔 総 務 課 長	梅津 直人 企画調整課長
遠藤 淳士 町 民 課 長	五十嵐 泉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川 栄一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野 淳一 建設環境課長
本間 明 教育次長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田 勉 監 査 委 員	青木 桂 教育委員会委員長
庄司 正廣 農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田 弘 議会事務局長	高橋 朋子 書記	齋藤 哲 書記
-------------	----------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 3月12日（木） 午前9時30分開会

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 請願審査委員会報告（産業建設厚生常任委員会）

請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」について

日程第 3 請願審査委員会報告（産業建設厚生常任委員会）

請願第2号 T P P（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳
守を求める意見書提出を求める請願

○ 閉 会

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員）

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 学童保育の充実強化について | 1. 中長期的には学童保育所を各小学校区に設置すべきではないか所見を伺う。 |
| | 2. 学童保育指導員が安定して働ける条件整備、処遇改善について所見を伺う。 |
| | 3. 子どもの成長に役立つ学童保育所環境づくりについて所見を伺う。 |
| 2. 平成27年度介護保険事業について | 1. 第6期計画期間における介護保険料については町の独自施策などによって引き上げを回避すべきでないか所見を伺う。 |
| | 2. 要支援1・2の被保険者のサービスの受け皿づくりをどのように考えているのか所見を伺う。 |
| | 3. 特別養護老人ホームの待機者ゼロに向けて、すみやかに「増設・増床」すべきでないか所見を伺う。 |

私は、平成27年第2回定例会、2015年3月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

質問の第1は、学童保育充実強化について3点伺います。

2015年1月15日に、国の学童保育関係の補助金予算案が示されました。それによって、2015年4月から施行される子ども・子育て支援新制度に向け、国の学童保育予算案が大きく変更されました。

今回の予算案は、2016年度までに待機児童約17万人の受け皿を整備する、そのための整備予算が前年比191億2,600万円増の574億9,700万円、そのうち運営費は前年度比73億円増の431億7,000万円、施設整備費は前年比118億3,000万円増の143億3,000万円となっています。新制度によって学童保育の量的拡大及び質の改善に必要な経費を計上し、市町村における子育て支援事業計画に基づく取り組みを支援するとしています。

一方、2014年7月末に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した放課後子ども総合プランに基づき、2019年度末までに学童保育について約30万人の受け皿を新たに整備することを目指しています。三川町においても、2014年9月議会で三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。

子ども・子育て支援新制度が2015年4月に施行されることを踏まえまして質問いたします。

1点目として、中長期的に学童保育所を各小学校区に設置すべきではないか、所見を伺います。2点目として、学童保育指導員が安定して働ける条件整備、処遇改善について所見を伺います。3点目として、子どもの成長に役立つ学童保育所環境づくりについて所見を伺います。

第2は、平成27年度介護保険事業について3点伺います。

昨年6月に強行成立した医療介護総合法と新年度政府予算での社会保障費の聖域なき見直しによって危機に直面させられているのが、介護と医療の分野です。

まず介護では、介護報酬2.27%削減が介護の崩壊を招くと介護関係各団体から、また福祉関係を基盤とする自民党議員からさえ厳しい批判の声が上がっています。そして、要支援者の訪問介護、デイサービスを介護給付から外し、市町村の地域支援事業に移行するという方針は、介護提供事業者確保の見通しがまったく立たないとして大問題になっています。この開始を、政府案では第6期計画が始まる2015年度からとしていましたが、厚生労働省の調査で2015年度から移行できる自治体は7.2%にとどまることが明らかになりました。結局、政府は2年間の猶予期間を設けざるを得なくなっています。

このことを踏まえまして、1点目として、第6期計画期間における介護保険料については、町の独自施策によって引き上げを回避すべでないか、所見を伺います。

2点目として、要支援1・2の被保険者のサービスの受け皿づくりをどのように考えているのか、所見を伺います。

3点目として、特別養護老人ホームの待機者ゼロに向けて速やかに増設・増床すべきでないか、所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

初めに、学童保育所に係る3点のご質問につきましては、それぞれ関連がありますので、一括でご答弁申し上げます。

ご承知のように、本町における学童保育につきましては、入所児童の保護者と地域の関係者で組織する学童保育所運営協議会が学童保育所を開設し、その運営にあたっているところであります。

学童保育所として使用している施設につきましては、旧押切保育園を転用した児童交流センターの一部を無償貸与し、運営費につきましても、国の基準により算定される補助金に町が上乗せ交付し、学童保育所の運営を支援しているところであります。

質問にありました各小学校区への学童保育所の設置についてであります。国全体における放課後児童クラブの数は、平成26年5月現在で約2万2,000カ所ありますが、なお利用できない待機児童が都市部を中心に1万人弱いるとの見込みから、国では、平成31年度末までに約30万人分の受け皿を新たに整備する方針を打ち出しております。

一方、本町の学童保育所の利用状況につきましては、平成26年度の登録児童数75人に対し、平均実利用人数は約59人であり、児童交流センターの施設規模から見ても、入所できない児童が生じることはないものと考えております。

こうしたことから、本町の人口規模や財政状況、学童保育指導員の確保の観点などから、今後ともスクールバスの活用等により、3地区の児童を対象とした学童保育所を継続して支援してまいりたいと考えております。

なお、現在使用している児童交流センターは老朽化も進んできていることから、新たな施設整備の方向性について今後示してまいりたいと考えております。

また、学童保育指導員は運営協議会が雇用しているものではありませんが、保育に必要な指導員の確保を円滑に進めていただくため、平成27年度から指導員の雇用に要する経費の補助率を上げるとともに、県の処遇改善支援等事業補助金の活用により処遇改善も支援しているところであり、町としては、今後も学童保育所の良好な環境づくりと、みかわ学童保育所運営協議会の適切な運営を支援してまいります。

次に、介護保険事業に関するご質問にお答えいたします。

まず、今定例会において改正を提案している第6期介護保険事業計画期間における介護保険料につきましては、計画期間内における介護サービス量を推計するとともに、高齢者人口や要介護認定割合などを加味して算定したところであります。

保険料段階につきましても、現行の8段階から9段階に増やし、低所得者の負担軽減を図るとともに、低所得者が本来納付すべき保険料のうち、軽減額についてその財源を一般会計から補てんすることとしております。

また、第6期の月額保険料の基準額は、第5期と比較しますと7.7%の増加となるものであり、他の団体と比較しましても、できる限り保険料の増加を抑えたところであります。

次に、要支援1・2の被保険者のサービスの受け皿についてのご質問であります。介護保険制度のセーフティーネットの機能強化を踏まえて、平成29年度末までに、予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるよう、

介護保険制度の地域支援事業に移行することとされております。

今後、生活支援・介護予防の体制整備に向けたコーディネーターや協議体を設置して、既存の介護事業所によるサービス提供に加え、NPO、民間企業、ボランティアなどとの情報共有及び連携・協働による取り組みを推進してまいりたいと考えております。

最後に、特別養護老人ホームの増設・増床についてのご質問でございますが、特別養護老人ホームにつきましては、入所希望者が多く、平均在所日数が約4年と長いため、全国的にも満室の施設がほとんどとなっております。しかも、国や地方の財源不足のために、特別養護老人ホームの新設を制限している状況にあります。全国では約40万人以上の待機者がいるといわれており、入所までには数ヵ月から10年程度の期間を要するといわれております。

このようなことから、平成27年度からは、特別養護老人ホームについては中重度者に重点化を図ることとされ、また、一定以上所得者の利用者負担の見直しもされたところであります。

本町の次期介護保険事業計画期間においては、町内に有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置も今後予定されていることから、既存福祉施設の活用や在宅サービスの充実等とも併せ、在宅医療介護連携等の取り組みを柱とする地域包括ケアシステムの構築を目指し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） それでは、順番に従って再質問させていただきます。

中長期的には、今後5年間の中で子ども・子育ての計画をみると学童保育所が1ヵ所ずつ推移するというところで、老朽化になった今のみかわ学童保育所を維持していくと。今の規模は5年の中でも60数人で推移ということですが、町長は4期目の公約で、政策の2番目に「子育てしやすいまちづくり」を挙げています。この中に、子育て環境の一層の整備充実ということで、充実の中身は先程のご答弁だったと思うんですが、私が一番、先程言った運営費については、私も補助率を上げたということはずごく評価します。

その上でもう一つ、学童保育所の今のあり方の中で、国の施策も子ども・子育て支援法が4月から施行されるにあたって、本当に先程言ったように大きく変わっています。

それでお聞きしたいんですが、今年度の予算が664万円計上されて、そのうち50万が調査設計業務委託料ということで計上されていますが、この50万の中身といいますか、どのような調査内容で、将来に向けてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいま質問がありました調査設計費でございますけれども、26年度の当初予算においてこの経費を計上させていただきました。内容といたしましては、先程町長の答弁にもありましたとおり、現在の児童交流センター、学童保育所として利用しているわけでございますけれども、こちらの老朽化も出ておりますので、将来的にこの施設をどうすればいいのかという観点で概略的な調査を行おうということの予算でございます。

内容的には、将来この施設を新たに改修・改築、移転、そういったことをした場合について、どの程度の規模、どういった内容のものが必要か、どういった金額がこの改築等にあって必要かというものを出す必要があるであろうと。将来的に財政負担を考えたときには、それをどのように財政計画に盛り込むかという観点で、今回概要の調査設計をさせていただきました。

具体的な内容といたしましては、先に遊佐町の方が子育て支援を目的としたセンターを建設いたしました、その中に学童保育所も併設しておりました。そういった形態を念頭に置きながら概要設計にあたったわけですが、基本的に、今年4月から施行される子ども・子育て支援の条例設定も行っておりますので、最低基準を定めております。その最低基準の中で行っていくための経費を算定するための調査として実施したものでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ということは、今あるみかわ学童保育所の、そこでの増築・増設、そういうことでいいんですか。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 先程ご答弁申し上げましたとおり、その改築にあたりましては、当然現在地での改築もございますし、移転という言葉を出させていただきましたけれども、他の場所での建設等も考えられるわけでございます。そういったものを含めての調査をさせていただいたところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 先日出ていた改善センターの方の中で、今子育てセンターのことも触れましたが、そのことについても考えていらっしゃるんですか。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 先の質問にもありました公民館、ホール機能でございますけれども、そういったものも含めた複合化施設というものも念頭に置きまして調査をしたところでございますが、今回、この50万円につきましてはあくまでも学童保育所を今後どうするかという視点での予算の計上でございました。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 計画のことはそういうことだということで分かるんですが、私は先程、スペース的には問題はないと思うんですが、これは平成24年の12月26日に出された議会提言書の中においても、学童保育所については今後の取り組みで、特に登録者の多い横山学区にあっては、横山小学校を活用した学童保育所を新たに設けるなど、地域の実情に沿った学童保育体制の確立を検討すべきであるということで、24年のときはそういうことで提言があって、それで私も実際調べましたけれども、ミーティングルームがあるけれども生活のスペースにはならないということはあると思うんですね。

ただ、私が、子どものニーズの数ということで、今回も4月から子ども・子育て法が変わっておよそ40人という支援基準になったということは条例でも設定されたということなんで

すが、今現在いる子どもは、先程町長の答弁もありましたけれども、26年度は全部で75人、そのうち横山小学校の子どもたちが52人なんです。これは本当に7割を占めている。あと、押切の子どもたち、東郷の子どもたちが生活しているわけですけども、私が選挙で当選したときに、いろんな、横山、特に新興住宅の人たちが学童保育に入れている人たちが多かったんですね。自分たちが住んでいる横山地区の小学校区に学童保育が欲しいということを出されていました。

だから、何としてもこの人たちの、特に三川町は住宅政策で若い世代を呼び込んで、東郷の地区もそうですし、これからも押切地区の方に住宅政策を進めていくという考えもあると思うんですね。それでなければ、どんどんその人たちが、結婚してこちらに来られる人が多いと思うんですが、子どもを作って、そして生み育てていく、そして三川町のために人口増加の一助となるということは確かにあると思うんですね。だからそういう面で、今一番多い数の横山地区に何とか実現できないかと私は思うんです。

国の方でも様々な予算が計上されています。紹介しますと、国が今提示している学童保育所を整備する施設整備費が143億円となっています。私が調べたところによりますと、その内容は、市町村が子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び放課後子ども総合プラン、先程出ていました放課後子ども教室の関係なんですけど、位置付けというか、放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助となっている。実施主体はやはり対象が市町村なんですね。あと様々な団体、学校法人とか社会福祉法人とかがあるんですが、この予算のものが補助率は1/3、対象は1,096ヵ所ということで、創設整備費2,442万7,000円となっている。また、学校敷地内の整備する場合の補助基準額の新設として、学校敷地内等創設整備4,885万9,000円が案として出されている。

つい昨日、3月10日です、県の子育て支援課の方で今回の学童保育所の説明会があったんですが、次長の方にその連絡は入っているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいまの質問は、学童保育所の利用人数の多い横山地区に新たに学童保育所をとということでございました。一般質問の中では各小学校区に学童保育をとということでの質問がございましたので、ただいま横山地区にとということで限定してございました。

基本的には、先程町長の答弁にもありましたとおり、現在の車社会の中で、本来学校から歩いて下校していく中で保育所がある、あるいは学校の敷地内、学校の施設内に学童保育所があるというのは全国的にあるわけでございますので、そういったものは理想でございますけれども、私どもは、これまでの学童保育所運営協議会が設立し運営してまいりました学童保育所を支援しております。これを新たに施設整備いたしますと、そういった運営経費での問題、あるいは大きいのは学童保育支援員、4月から放課後健全支援員という形になりますけれども、その支援員の確保が非常に難しい状況にあります。それは現在の協議会でも実感されているものだと思っておりますけれども、そういった意味では、今議員から紹介ありましたとおり、国の方は待機児童を解消するために新たな施設整備を行いますよと。その中で

は、学校での、施設内での空き教室の活用を盛んに訴えているわけでございます。

私どもの方、横山小学校におきましては、小学校の学校教育の考え方もございますけれども、最近とみに、軽度の発達障害を抱えるお子さんとか学力の面で差がつくお子さんがいらっしゃる中では、個別指導、あるいは取り出した中でグループ学習を行っております。そういった使い方をしているものですから、横山小学校においても現在空き教室はない状況になります。

そうしたことから、先程議員が体育館のミーティングルームの話をされたんだと思います。ミーティングルームは狭い状況でありますし、現在、学童保育にそれをそのまま使える状況でもございません。そういった意味では、学校内での放課後子ども教室との一体化施設というのは難しい状況にあります。新たに施設建設をした場合については、これまでも、町が公共施設を建設した場合については、当然その後の維持経費がかかります。あるいは将来的には改修も必要となってまいります。そういった公共施設の長寿命化、あるいはそういった計画を考えたときには、なかなか新しい施設は難しいんだろと考えております。ただ、現在の施設が老朽化しておりますので、将来的には、先程の答弁にありましており、町内1カ所、スクールバスを活用した形で行っていくのがベターではないかということが今現在考えている担当課の考えでございます。

先程、学童保育の会議の案内を承知しているかということでもございましたが、申し訳ありません、私の方は承知しておりませんが、担当係の方では確認しているのかもしれませんが、申し訳ありません。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 学校の施設内では難しいということは分かるんです。もう一方、放課後子ども教室との一体化も難しいということも分かります。

あと、もう一つお聞きしたいのは、学校の敷地内で新設する場合に先程言った4,885万9,000円が補助金として下りると。町の方で3分の1は負担しなければいけないというような補助金なんです、これについての可能性というのはないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 先程、26年度の調査概要設計のときに、今後の施設のあり方について、その規模を想定した場合の概算費用を出すためというふうに申し上げました。このデータを活用いたしまして、平成27年度にその方向性を出させていただきたいと、先程の答弁あるいは町長の施政方針の中でも申し上げておりますので、その考えでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 27年度ということですが、先程の計画の中にもずっと載っています。学童保育所がずっと5年間、5年間の中で学童保育所に関しては計画を出す。そしてそれに対して交付金下りるということです。そして交付金の下り方が、今まで厚生労働省だったのが、多くは子ども・子育て13事業の中の一つとして学童保育所にその5億円が下りるといっている形になっていると思います。

そういう中で、結局それが、下り方が内閣府が下ろすという形です。そして、指導員の研

修費用については厚生労働省の方からお金が下りるという形になったということなんです。

私が言いたいのは、本当に5年間の中でどんな学童保育所の計画を持つか、その内容によって交付金が交付されるという中身なものですから、5年間の中でそういうことは考えられないのかというところは非常に思いました。

それで、中長期的にということであれば、もっと本当に長い間で考えて、10年のスパンの中で、自分の通っている小学校区に学童保育所があるというのが全国的な水準です。その学童保育所の、例えば横山小学校に横山小学校の学童保育所があれば、その町内会の人たち、それから関係児童・民生委員の人、様々な人たちが応援してくれているわけですが、そういうところの地域の本当の繋がりが今以上に濃密な関係になって、子どもが地域で見守られて過ごしていけるというふうに私は思います。

鶴岡、酒田、遊佐町、庄内町、いずれも南部・北部定住圏を結んでいます。そういうところは多くが基本的には小学校区にあります。自分の地域の小学校にあるわけです。これから10年ぐらいの見通しの中で、ぜひそのところは、幼稚園から上がって小学校に行くときに、子育てが本当に切れ目のない充実した内容にするためには、そういう方向に設置すべきだと私は思います。それを求めて次の質問に入りたいと思います。

2点目では、学童保育指導員処遇改善ということなんです、いま一度学童保育について確認させていただきたいんですが、学童保育は共働きや一人親家庭の小学校の放課後及び土曜日や春・夏・冬の長期休業日の生活を保障し、親が働き続けること、つまり家族の生活を守るという大きな役割を果たす、その仕事を担っているのが学童保育指導員です。町が専任指導員の社会保険料の全額を負担しているおかげで、今専任3名、常勤パート2名、非常勤パート1名の体制がとれることは私も大変評価しています。

しかし一方では、先程言いましたが、指導員が置かれている労働条件と環境は厳しいものがあります。特にこれから夏休みの長期休みが入るわけです。今はそれに向けて対応していこうということで、7時15分から開所して、そして夜の7時15分まで学童保育所をやっています。その間、子どもたちがいるわけです。だから、そうすると専任が今3人いるんですが、9時間、常勤パートが6時間、非常勤パートが4時間というシフトを組んで、何とか夏休みを乗り切っていこうということなんです。

私が、今指導員の置かれている実態の中、先程次長も言っていましたけれども、指導員を何とか確保していこう、40人の一支援単位に2人以上は必要だということですので、それを何とか確保するためにということなんです、今それを呼び込むための時給が700円になるんですね。それで、私は少し近隣を調べてみたんですが、鶴岡の場合は860円から880円、酒田市は850円という1時間あたりのお金なんです。だからそういう面では、もっと指導員を雇い入れる、そのところの支援というのはできないものか、そこを少しお聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 学童保育につきましては、ただいまありましたとおり、指導員が5名、パートも含めてでございますけれども、その皆さんでシフト制をいたしまして夏

休みを乗り切るといった話は伺っているところでございます。

この処遇改善につきましても以前からいろいろお話をいただいています、先程ありましたとおり、平成27年度の予算におきましては、町が指導員の雇用に要する賃金のこれまで2/3の補助であったものを3/4の補助をし、保護者の負担を安定化させたいという思いで補助率のアップをしているところでございます。

それがイコール指導員の処遇改善に繋がるかという部分では、保護者会、運営協議会の考え方もあろうかと思いますが、先程ありましたとおり、鶴岡が860円から880円、酒田が850円ということでご紹介がございました。本町の場合、学童保育運営協議会の方の資料を確認いたしますところ、正指導員の3人のうち1人は、保育士、幼稚園教諭の資格を持っております。その方については基本的に時給換算で890円というふうになっております。そういった意味では、両市と比べても遜色のない数字なのかなとは考えております。ただ、それ以外の保育士の資格を持っていない方、講習を受けて指導員の資格を得ている方々については若干低い状況になりまして、800円を切る状況にはあるようでございます。

そういった意味で、資格を持っていらっしゃる方、あるいは指導員1名は、長く学童保育開設以来ずっとお勤めになっている方ですので、そういった意味での加算もあるのかと思います。そこは基本的に押さえなければいけません、子どもの方は補助を出す立場として、小学校ではございませんが町も保育園を運営しております。その保育園の保育士、幼稚園教諭の方に町が臨時職員を雇用しておりますので、基本的にはその金額を相場として考えていただきたいという話をさせていただいております。それを超えるような形は補助をする立場としてどうかという面がありますので、それを念頭に置いて補助はしております。

この他にも、先程申し上げたとおり、処遇改善の県からの補助金もございましたので、臨時手当という形で運営協議会が支出をし、年間の所得の確保という部分では、一昨年と比較いたしまして改善されているというふうに私はお聞きしているところでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も運営費に関しては評価しています。なおかつ、でもそのところも、今回の子ども・子育て支援法の附則の中では、学童保育指導員の処遇の改善を図る、要するに所要の措置を講ずるということで法律にもなったわけです。

先程、施設整備の方で紹介されましたが、今回、新しく国の方でそれを応援する補助金として新設されたものがあります。これも紹介しますと、今度指導員の処遇改善ということで、夜6時半を超えて開所し、家庭・学校との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置する学童保育所に非常勤職員1名分の処遇改善経費153万9,000円を上乗せすること。そしてもう一つは、6時半を超えて開所し、かつ地域の中核的な放課後児童クラブには非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費283万1,000円を上乗せするというものです。これは本町のみかわ学童保育所には該当するのではないかと思います、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいまありました国の補助メニューによります処遇改善でございますけれども、26年度も実はその事業がございまして、それに該当させるために、27年度から学童保育の方、運営協議会の方にもこういった制度を活用したらどうかという紹介をさせていただいております。

その内容につきましては、26年度、今年度においては、平日1日6時間を越えて、かつ18時30分を越えて開所をする場合については、開所時間延長支援事業として指導員の賃金分を賃金改善の補助を行う、これを27年度から使いましょうということで相談をいたしまして、現在午後1時半から7時までの開所時間を午後1時から7時までとすることで1日6時間を超えることでこの要件を満たすであろうと。そうしたことの補助を受けようということで今話し合いをしておりました。

そうしましたところ、国は考え方を変えまして、開所時間延長の支援事業では名称が分かりにくい、内容が分からないという観点から、放課後児童支援員等処遇改善等事業ということで処遇改善を前面に出してまいりました。その要件は、平日につき18時30分を越えて開所するというものが条件になります。そういたしますと、私どもの支援しております学童保育所運営協議会の運営時間といたしましては、すでに午後7時まで開所しておりますので、この要件を満たすものでございます。

ですので、27年度、この補助に対して申請をしたいというふうに考えておりますが、基本的に先程申し上げました金額的な上乗せというのは、すでにこの補助金の中での上乗せという部分になりますので、補助メニュー全体が見直しになりますので、実質的にどの程度上がるのかというのはまだはっきりしていないところでございます。私どもの方の運営協議会の補助対象としてでございますけれども。

さらに、常勤職員というような言葉がございましたが、国の考え方としては、常勤職員という考え方は常勤的非常勤職員というふうな考え方を持っていらっしゃるようです。ですので、いわゆる常勤正職員という形ではなくて、国の賃金の考え方はすべて非常勤という考え方を持っておりますので、それを根底にしている。これに対して国は、もっと賃金を改善した形での補助基準算定をするべきだという意見もあるのは承知しておるわけでございますけれども、そういった意味では、国の補助を用いまして私どもは活用し、運営協議会の支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ということは、今私が言った150数万と280万の方を二つを活用していく方向で考えているということでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 今申し上げました金額については、ずばり上乗せになるものではございません。全体の中で加算という形で、これまであったベースに上乗せした結果としての金額でございますので、すでに出ている分がございまして、誤解していただきたくないのは、補助金はその金額増えるかと言われれば、そうではないということでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 少し分かりにくいんですが、その二つを取り入れれば、当然二つには1/3の町の負担がかかるわけです。だけれども、その150万だったら100万ぐらいは入るわけです。280万だったら約190万ですか、入るわけですね、2/3が。だから、そういう面では、全体的に学童保育所にかかわる金額が増えるのではないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 現在の町が学童保育運営協議会に対する補助の交付の仕方といたしましては、学童保育に要する運営経費については1/2負担としております。さらに、指導員の賃金に要する経費については3/4を27年度から考えています。保険料については10/10を支出しております。その対象経費を計算いたしまして町の補助金を支出しているわけですが、国・県は対象経費をきちんと整理してきて、町のような上乘せの考え方を持っておりません。ですので、国・県から町の方には、そういった面では補助金がこれまでよりも増える可能性はございますが、町の今の補助金体制から考えた場合については、先程の必要対象経費が増えなければ補助金は増えないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ということは、増える可能性もあるということですね、取り入れたらば。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 経費に対する補助でございますので、運営協議会の方がそういった経費を増やした場合についてはその補助金額が増えるということでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 少し分かりにくいんですが、そういうことだということです。

時間の関係で先に進みたいと思うんですが、3点目の子どもの成長に役立つ環境づくりということで、いろいろとみかわ学童保育所では、側溝の泥上げ、敷地内の草取り等、保護者、指導員、運営協議会、行政が一同に力を合わせて毎年2回やっています。これは本当に子どもたちの外遊びの安全安心に繋がっていると思います。学童保育所は家庭に代わって生活する場だから、この間、トイレの改修、エアコン設置などは町の努力で進めてきた、この点も評価しています。

今現在、指導員の要望として大きいのは調理設備なんですね。この間餅つき行事を公民館で行ったんですが、設備がないために、スクールバスで移動して公民館で餅つき行事をやったり、またバスに戻ってくるということで、計画実施に大変苦労されたそうです。

日々のおやつは大半が市販のものですが、調理設備があれば手作りのおやつも考えたり、餅つき大会も自分たちの学童保育所でできる。私の経験でも、子どもたちの手作りおやつとか、本当に情操に大変効果的だったと思うんです。むしろ学童保育所には調理設備があるというのが一般的でないかと。私が以前勤めたところはやはり調理設備があって、それで手作りおやつも作れたということがあります。

この点について、みかわ学童保育所の今の中に調理設備が作れないものか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 学童の保育事業の中で、例えば今餅つきの紹介がありましたけれども、それ以外に、バスを活用して三川公民館の調理室の方で調理実習をしたりというような行事をしております。そういった意味での行事での調理であればそれは差し支えないのかと思いますが、学童保育所内で恒常的に常設の調理場で50人以上の児童に何らかの食品を加工して出すというのは、食品安全衛生上、非常に問題が出てくる可能性がございます。そういった施設をこれから老朽化した施設の中に設置をしてその問題を克服していこうというのは非常に難しいのではないかと思います。

ただ、現在もカセットコンロ等を使って加熱をして温めて食べるというのはすでに行っておりますので、そういった意味での環境を十分にするための設備であれば考えられますが、大がかりな調理設備の設置というのは考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 大がかりというか、私はもう少し気軽に作れるような、調理設備みたいなところなんです、そんなに大がかりというわけではなくて、コンロだけでなくもう少しまとまったものが気軽に作れるような、そんなところをイメージしていました。ぜひそちらの方も求めていきたいと思っております。

時間の関係で介護の方に移りたいと思うんです。先程、介護の方では第6期計画ということで、介護保険料を低額所得者に配慮しながら決めた、7.7%上がったと。他の団体と比較して、団体としても出された算定だということだったんですが、何とか介護保険料の引き上げを回避するために、私の調べでは、2000年に介護保険料が発足したときは、当初は全国平均で月2,911円だったんですね。65歳以上の保険料は、現在4,972円。現在、2000年から1.7倍上がっている。

三川町の第6期介護保険事業計画では、現在、第5段階で基準額が月額5,200円。それを案では400円上げて5,600円にしていこうということなんです、ちょっとお聞きしてみたいんですが、私は、介護給付費から準備基金を崩して抑えられないものですか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 第6期の介護保険料の関係でございまして、これにつきましては、町長の答弁にもございましたが、いろいろ介護サービス量等を推計して出されたものでございまして、また、介護保険料の抑制というような考え方で、介護給付費準備基金、これは予算説明書の方にも載ってございますけれども、1,900万円弱の残額がございます。これは第6期におきまして、この3カ年で全額取り崩すという前提の中で介護保険料の設定をしたところでございまして、それで5,600円ということでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今の説明でも分かるんですが、今本当に400円の値上がりなんです、先程も言った低所得者の人たちが、特に年金で暮らしている人たちは本当に大変だとい

うような状況があると思うんです。国の方は、社会保障費を抑制するために公的制度を縮小する方向だと思うんです。このままいけば、本当に保険あって介護なしという状況がますます進行するのではないかと思っています。今本当に年金も減らされて、消費税増税で生活がますます苦しくなっている上に保険料が値上がりするとすれば、ますます生活が逼迫されると思います。

そうならないために、私が思うには、根本的な解決は国の方の国庫負担の引き上げ以外にはないのではないかと思います。そのことについて町長はどうお考えでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の第6期の介護保険の計画の根拠となる部分においては、田中議員が言われるように、多くの要介護者にとっては施設介護ということ望まれているということは、これは全国どこにおいても同じ状況かと思うところでもあります。

このような中において、施設介護における介護保険料の算定という部分からいたしますと、確かに、介護の必要な方々がその施設の介護を受けるといったときの施設の運営、その部分については国がしっかりと示しております。介護事業者の利益率、収益率というものは7.8%あるわけであります。障害者の介護施設だと10.8%、法的に介護報酬の中における所得はしっかりと確保されているという法制度のもとにおいては、やはり介護保険料というのは一定の負担をいただかないとこれからの介護保険事業は継続できないという、今の日本の大きな社会保障の中の課題になっているわけであります。

こうした中において介護保険を運営するということからいたしましても、本来であれば受益者負担というものを求めていかなければならないということ、本町もこの段階をさらに見直して、しかも低所得者には負担軽減を図るような施策を講じているということからいたしますと、その面においては、介護保険の今後の運営からすれば、介護の予防事業、これに重点的に取り組んでいかなければならないということもあるわけでありますので、介護というのは、本来は受ける立場の方々のいろいろなこれからの支援ということがありますが、介護保険の運営ということからすれば、この介護における保険料を負担していただいている町民のそれぞれの負担から成り立っているというその面における公平性あるいは公正ということからすると、一定の運営基準というものを維持していかない限りは、これはどこかに負担が大きくなる、ならざるを得ないというようなことでもありますし、特に本町においては、第6期においても一般会計からの繰り入れを行いながら低所得者の負担軽減を図るという計画を示しているわけでありますので、そういった部分については理解をいただきながら、これからの介護はどうあるべきかということ、しっかりとした保険者としての方針を理解をしていただくということが一番重要なのではないかとこのように思うところがあります。

私も家族を介護の現場でいろんな面でお世話になりましたが、その面においては、施設の介護というのは本当に重要だということは十分理解もしております。しかしながら、施設介護というのは、運営ということを考えるときには、一定の利用者、入所者が維持できない限りは、今後の介護の制度においても施設そのものの維持もできなくなるという時代が

来るのではないかと考えているところでもありますので、そういった中長期的な視点に立ったこれからの介護保険事業の運営に本町においても十分配慮しながら対応してまいりたい、このように考えているところでもあります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も介護の方は、町長の言われることも分かるんですが、どんどん介護制度の内容についても予防の方にしても、地方自治体の方に押し寄せてきている。先程もありましたけれども、今度、三川町は29年度から本格的に地域支援事業に移すという格好なんです、私が一番心配しているのは、先程、制度が変わって要支援1の方が地域支援事業に29年度から移るわけです。今まで受けてきたサービスが維持されるのかどうか、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今ご質問がございましたとおり、現行の要支援に係ります介護予防給付に、訪問介護、通所介護については介護予防給付での対応であるものが、制度的には平成27年度からというふうになっておりますけれども、猶予期間を置いてということで、その見直し後につきましては新しい介護予防・日常生活支援事業の方に移行する、そのようになっております。

この中で、現在の訪問介護、通所介護のあり方が、サービスが低下するのではないかというご質問のようでございますけれども、27年度以降につきましては、現行の形も選択できますし、またあるいは、町長の答弁にもございましたけれども、現行のサービスに加えまして、NPO、民間企業ボランティアなどとの情報共有及び連携・協働により実施もできる、そのようになっております。

したがって、三川町本町としましては、平成27年度におきまして、この事業の具体化のために生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員の配置、さらには協議体を設置しまして、生活支援介護予防の基礎整備に向けた取り組みについて具体的に検討してまいり、そういう計画でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 29年度実施に向けて、本当に要支援1・2の方が維持されるようなそういう施策を求めて、私の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（成田光雄議員） 次に、1番 成田元一議員、登壇願います。1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員）

1. 空き家対策について	<p>1. 昨年11月、市町村の権限強化を柱とする「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が制定された。同措置法で所有者への解決に向けた指導について伺う。</p> <p>2. 危険な空き家の撤去を促すため、今年度、税制改正で税金面の優遇処置をなくす方針を固める。「三川町空き家等の適正管理に関する条例」の整備と、所有者との対応、助成について伺う。</p>
2. 「ふるさと応援寄附金」の成果と拡充について	<p>1. 各自治体にとって無視できない貴重な財源なる「ふるさと応援寄附金」、現在までの成果と農家への経済効果、雇用について伺う。</p> <p>2. 今年四月から、自治体への寄附に対する税の軽減上限額が二倍に引き上げられるほか、確定申告をしなくても税の軽減を受けられる特例制度も創設される。新制度での農産物のPRを含めた効果的な活用方法対策について伺う。</p>
3. 教育行政について	<p>1. 昨年、全国学力テストの結果が公表された。「学力の底上げが進展」していると言われる中で、本町の小中学生の学力テストの分析結果と課題について伺う。</p> <p>2. 学力テストのほか、子供の学習状況や生活習慣の調査もしているが、今後、子供たちの学力向上に繋がる教育課程や指導方法の工夫があれば伺う。</p>

平成27年第2回定例議会において、通告のとおり一般質問いたします。

最初に、空き家対策についてお尋ねいたします。

適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観などの面で周囲に深刻な影響を及ぼしています。そうした中で、昨年11月、市町村の権限強化を柱とする空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。同措置法は、放置すれば倒壊のおそれのある空き家や衛生上著しく有害となるおそれのある空き家などを「特定空家等」と位置付け、市町村は所有者に対し、撤去や修繕を命令できるようになりました。所有者が従わない場合、行政執行により生活環境の保全を図ることもでき、また、市町村は危険な状態の空き家の所有者を迅速に特定できるよう、固定資産税の課税情報の利用が認められ、さらに、生活環境保全のために空き家に立ち入って調査することもできるようになりました。空き家増加の背景には、建物を残しておいた方が固定資産税が軽減される仕組みがある、住宅用地の特別措置で

ございます。

政府・与党は、危険な空き家の撤去を促すため、今年度、税制の改革で税金面の優遇措置をなくす方針を固めています。三川町空き家等の適正管理に関する条例の整備と、所有者との対応、助成についてお伺いいたします。

次に、ふるさと応援寄附金の成果と拡充についてでございます。

都市と地方の税収の格差是正を目的に 2008 年 4 月に導入され、地方創生が国の重要課題となる中で、ふるさと納税への関心が高まっています。各地の自治体で過去最高額に達する勢いであり、各自治体にとって無視できない貴重な財源となっています。

今年 4 月から、自治体への寄附に対する税の軽減上減額が 2 倍に引き上げられる他、確定申告をしなくても税の軽減を受けられる特例制度も創設されます。とりわけ財源の乏しい本町は、新制度の P R を含めた効果的な活用方法を大いに英知を集めて対策をすべきであろうと思います。

次に、教育行政についてでございます。

昨年、小学 6 年生と中学 3 年を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。文部科学省によりますと、学力の底上げが伸展していると言われる中で、県内での平均正答率は、小学校、中学校の国語の A・B、中学校の数学 A・B は全国平均を上回ったが、小学校の算数 A・B は下回りました。算数 B は 6 年連続で下回った結果が出ました。算数は、問題の条件に合わせて必要な情報を整理し、根拠を明確にして説明することが苦手と分析しています。

本町での小中学生学力テストの分析結果と課題について、どのように明らかになったのかお伺いします。

学力テストの他、子どもの学習状況や生活習慣の調査もしていますが、その結果の中で、小中学校のどちらも、「読書が好き」、「新聞を読んでいる」などの頻度が高い生徒ほど全教科に正答率が高かったとあります。また、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」に当てはまると答えた子ほど正答率が高い傾向にあります。

今、子どもたちはネットやゲームに囲まれているが、今後、子どもたちの学力に繋がる教育課程や指導方法の工夫があれば伺います。以上、質問いたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 成田元一議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項 3 の教育行政につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、空き家対策の 2 点にわたるご質問であります。関連がありますので一括にお答えいたします。

空き家対策については、本町でも県の町村会を通して法制化や情報の確保、さらには税制面で対応などを国に要望してきたところであり、それらの要望内容を含む特別措置法が昨年 11 月に成立されたところがあります。

特別措置法の内容としては、保安上危険となるおそれがあるものや衛生上有害となるおそれがあるもの、著しく景観を損なっている状態にあるものなどを「特定空き家等」とし、立入

調査が実施できる他、指導から勧告、命令が行えるよう法整備がされ、さらには、措置命令を履行しない場合においては、行政代執行法に定める強制執行が可能となったところであります。

また、税制面では、従来まで空き家に対しても固定資産税等の住宅用地課税特例の対象とされていたところでありますが、市町村長が特定空き家等の所有者または管理者に対して、環境の保全を図るために必要な措置の勧告をした場合には、特例の対象から除外することの法改正が予定されているところであります。

このように、国が空き家等の対策として法律を整備し、それに伴う施行令等も今後予定される状況にありますが、本町が昨年9月に施行した空き家等の適正管理に関する条例においては、今回の国が整備した法律と整合性がとれており、法の趣旨に合致しているものと考えております。

また、国の特別措置法では、「特定空家等」については行政代執行法による強制執行が可能になっていますが、本町においては、来年度より一定の基準において除却に対する支援も実施することから、制度の周知を図るなど、当面は所有者への指導等をもって対処したいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金についての2点にわたるご質問であります。関連がありますので一括にお答えいたします。

今年度から、ふるさと応援寄附金制度を活用し本町を全国にPRするとの考えのもとに、インターネットを活用しながら本町の産業振興や観光振興、また特産品の販売促進などに結び付けて事業展開した結果、ふるさと納税ブームの反響もあり、本年1月末現在で1万2,200件、1億4,500万円を上回るご寄附をいただいたところであります。

この間の対応につきましては、町においては臨時的に職員2名を雇用するとともに、返礼品を対応していただいた事業者からは臨時雇用の増員や売り上げ増の報告についても伺っているところであります。

また、平成27年の税法改正では、特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充することや、寄附者の事務手続きの軽減のためのワンストップ特例制度などが盛り込まれる反面、高額な返礼品は良識ある対応が求められることなどが予定されているところであります。

このようなことから、平成27年度において、ポータルサイトやマスメディア・雑誌等を最大限に利用し、返礼品についても、本町の特産品である米に特化しながらも、地元の産品にこだわった形で新たな掘り起こしも進めていきたいと考えております。

また、地元農家や事業者に情報を発信しながら新たな特産品の拡大に努め、できる限り多くの方から本町に応援していただけるよう対応してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 成田元一議員にご答弁申し上げます。

教育行政についてのご質問であります。教育現場である学校にかかわるご質問でありま

すので、鈴木教育長よりご答弁申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 成田元一議員にご答弁申し上げます。

初めに、全国学力テストについてのご質問にご答弁いたします。

昨年4月に実施しました全国学力・学習状況調査における本町の結果と課題について申し上げますが、小学校6年生につきましては、小学校全体としての正答率が昨年度の全国平均との比較よりもさらに大きく上回っております。教科別では、国語は全体的な正答率が全国平均を上回っておりますが、学習指導要領の領域ごとの傾向を見た場合には、「話す・聞く」の分野が全国平均よりも下回っている状況にあります。

算数につきましても、全国平均を上回ってはいるものの、同時に実施した学習状況調査において「算数問題の解き方が分からないとき、諦めずにいろいろな方法を考えるか」という設問に対して1/4の児童が「当てはまらない」と回答していることから、自ら課題解決に取り組む力を養っていくことが課題となっております。

中学3年生の学力調査につきましては、国語・数学ともに「知識力」に関する問題の正答率は全国平均を上回っておりますが、「知識力の活用」に関する問題ではいずれも全国平均を下回っているということから、知識を実生活の様々な場面で活用する力や、課題解決のための構想を立て、実際に問題を解決しようとする力を養っていくことが課題となっております。

次に、2点目の学力向上に繋がる教育課程や指導方法の工夫に関するご質問ですが、教育課程につきましては、個別指導の確保や課題・つまずきに応じた指導を丁寧に行うとともに、各校において朝の活動に読書や音読の時間を設定し、読む力の育成や言葉に親しむ時間の確保に努めているところであります。

学力調査の課題に対応した指導の方法につきましては、国語において「話す・聞く」の分野が全国平均よりも下回っていることから、授業の中でテーマに沿った話し合いを多く設定し、良い話し方や発表内容を取り上げて示していくことにより、話す力や聞く力の育成を図っております。

また、算数の学習状況調査において課題となった「諦めずに問題を解く力」については、課題解決のためのアプローチとして、簡単には解けない問題や高みを目指す問題を授業の中で提示し、1人では投げ出してしまいがちな問題をペアや3人以上のグループで相談するような授業スタイルにも取り組んでおります。こうした授業では、お互いの考え方の違いや問題解決の方法について、相手に分かりやすく説明し、理解してもらえる方法を学ぶとともに、課題を解決していく中で問題を解く楽しさやそのプロセスに慣れ親しむことを目的としております。

学力向上のための授業のあり方については、教師が課題を明確にし、その解決のための見通しを持った上で、児童生徒の実態に応じた指導を日々行っているところであります。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） それでは、空き家問題につきまして質問させていただきます。

平成24年度の概要調査によりますと、三川町の管理不良が25件、倒壊危険が11件の管理状況でございます。現在、町内には何件の管理不良、倒壊の危険のある空き家を把握しているかお聞きします。また、有効利用、再利用の可能性のある実態調査や持ち主の意向調査などを行う考えがあるのかも伺いたいと思います。このような調査によって、空き家を借りたい人、買いたい人などを紹介する空き家バンクを創立し、空き家の有効活用を促す取り組みもできるだろうと思いますので、この調査についてご説明をお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

空き家の現在の状況ということでございました。平成24年に9月末をもって各町内会長の方から状況をお伺いし、その後に町としましても、台帳の整備、さらには管理不良、倒壊危険の実際の建物敷地等に外観ではございますけれども調査をし、管理不良、倒壊危険ということで判断をしたところでございます。

その状況の内容については今現在も変わってございませませんが、昨年9月に本町の条例が施行になったことに伴いまして、昨年暮れに管理不良、倒壊危険の所有者に対しまして通知をし、今現在指導を行っているところでございます。事前に解体等を行っていただいた方もあるようですし、指導文書を差し上げた後に解体に取り組んだという事例も中にはあるようでございます。

第2点目の再利用の調査というご質問もございましたが、再利用の調査と現在の空き家の状況について、先の補正予算でもお話を申し上げましたが、来年度の地方創生の財源を使いながら、町内の空き家の実態調査を再度実施してまいりたい。その中には、国の特別措置法に該当する「特定空家等」も含めました判断基準を作りながら、その基準に沿った形で内容の指導ができるような対応をとってまいりたいというふうに考えております。

また、当然その際には、再利用できるような家屋等がございますれば、所有者等に意向調査をしながら空き家バンクの実施に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えておりますが、具体的に数町内会の方に話して聞いてみたところ、なかなか使用できる空き家という部分については非常に厳しい状況にあるということでございますが、今後、町の補助金等、リフォーム等の助成金等を活用しながら、そういったある程度住める空き家等の意向も踏まえながら、空き家バンクの創設に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 私の集落でも、道路沿いに今にも崩れそうな空き家がございます。また、横山地区にも人目につくところにも空き家がございます。このような点について、所有者に強く交渉していただければありがたいと思いますが、何せ解体すればお金のかかることとございますので、この点について後でまた質問するかも分かりませんが、助成の件でございませぬが、そのようなことも考えてまた調査していただければありがたいと思います。

それでは、町民課の所管と思いますが、昨年11月、空家等対策特別措置法が成立し、固

定資産税の納税情報から空き家となっている建物の持ち主を探すことが可能になりました。所有者が分からない、持ち主が実在しないなどの空き家が本町にあるのか、もしそのような空き家があった場合どのように対処するのかお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 基本的に、固定資産に関しましては、その所有者等が亡くなった場合、即座に相続人になり得る方々の調査を行っているという状況でございます。複数の相続人がいらっしゃる場合には、それぞれに連絡をとっていただくよう、いわゆる相続人代表者たる方を特定いたしまして、諸般の手続きをとらせていただいているところでございます。

したがいまして、現在本町で管理しております固定資産、家屋、土地も含めて、所有者が不明であるというような物件については存在しないという状況でございます。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 分かりました。そのような不明の方がいないということはいいことだろうと思いますし、大変な仕事だろうと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、空き家といえいいのか、県の建物でございます。使わなくなった公共建設物、三川第一号公舎である旧県職員アパートについて、治安面で不安を感じますが、県では解体処分するや建物を調査していることを聞いているのか、お伺ひします。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 今質問いただきました旧県職員アパートの、空いている、今現在利用されていない建物につきましての今後の活用の計画という部分については、私どもには何ら情報等が入ってきておらないところでございます。

ただ、用途が廃止されたということで、行政財産から普通財産に変わっているということについては認識しておるところですが、普通財産になった以降、どのような活用方法を考えていらっしゃるのかということについては承知しておらないところです。以上です。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） このアパートの件ですけれども、見ますとまだ使えそうでもありませんし、もし良かったら町で求めることも考えられますか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問の県職員アパート、通称独身寮といわれた建物でございますが、その建物につきましては、建設年次の関係から耐震関係の課題も持っている建物というふうに伺っております。そういった中で、本町といたしまして、町民に対し活用するというようなものには考えにくいところでございますし、さらにまた、建物の特殊性から、本町においては払い下げを受けて町で活用するといったような考え方は持っていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） このような県の公舎ですけれども、県内に七つか八つほどあるそう

でございます。県も財政が寂しくて解体ができないというようなことでああいうふうにして
いるんだらうと思いますが、先程も言いましたけれども、治安面での不安もあり、また子ども
たちが中で火をたいて火事みたいな、小火でしたけれども、それも県内であったようでござ
います。そのような点から、今の三川の県職員のアパートですけれども、処分について聞
いていただければありがたいと思います。

次に、これもこれからこういうこともあるのではないかと思います、読み上げます。秋
田県大仙市では、平成24年に全国で初めて危険な空き家を解体、撤去を代執行したそう
です。市長は、当初心配していた市民からの批判や所有者からの訴訟も起きず、また、制度上
解体費用は所有者に請求でき、支払いに応じない場合、敷地を競売にかけて回収することが
できると思っていたが、実際は敷地には金融機関の抵当権が設定されており、市が出資した
解体費用は回収できなかったそうでございます。

このようによく調べもしないで代執行したとは思いますが、本町でこの例のような一連の
費用を所有者が負担できない場合、所有者の縁者で返済義務が生ずる人が見つからない場合、
危険な空き家の解体、撤去の対応について伺います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 国の特別措置法、また町の条例等で、危険な空き家につ
いては、町の条例では代執行までは規定してございません。今回、国が特別措置法として今年
の2月26日に施行された特別措置法には代執行の規定が載ったところでございます。こう
いった個人の所有物に対しての代執行の規定が載ったという部分では、これに則って、町の
行政の中でも行政代執行法がございまして、それに基づいて代執行ができるというふう
に考えられるところでございます。

その前提となります立入調査、それから代執行等にかかわる部分まででございますが、今
年の5月26日の施行日というふうになってございます。2段階の施行月日で適用になる
ということでございますので、本町として今現在の状況の中では、代執行どうのこうのとい
うよりもまず、補正でも申し上げました、すべての空き家等の調査を行いまして、これに対
して指導、助言、さらには勧告、命令、その後に代執行というような形になりますので、命
令も命令してからある程度の期間も置かなければならないという部分では、すぐ行政代執行
という部分については対応していけない状況になるのではないかと。日程関係で本人の事情聴
取といいますか異議申し立ての期間も設けてございますので、そういった部分では、すぐ代
執行とはいかないところでありますが、ただ、非常に危険な物件が町内に、先程成田議員か
らありましたとおり、危険な物件が多くございます。そうした部分を何とか指導、勧告等
で対応していただけるような対応を今後とってまいりたいというふうに考えております。

当然、行政代執行法ですので、行政がその資金について立て替えて執行をするということ
になりますので、その後の回収という部分については、代執行法による資金を個人に請求す
る、所有者等に請求するということになるわけではありますが、その部分については行政代
執行法の規定によりまして行っていく方法しかございませんので、そういった部分を含めて、
十分行政としては慎重な対応が求められることになるのではないかとというふうに考えており

ます。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 早速解体しなければならないような古い空き家もございます。9月に条例が設定されましたけれども、まだ指導はないというようなお話でございましたが、昨日、今日みたいな風で倒れたら大事件でございますので、ぜひ調査していただければありがたいと思います。

それから、このように撤去する場合、お金もかかるわけでございますが、国や県からの空き家対策の費用の一部でも助成していただきたい、応急処置補助金への要望なんかはできるのか、また、もしあったらどのように考えるのかお聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） これはまず一つは、国に対しまして県の町村会を通して要望書を提示してございます。そうした補助金等の支援、さらには固定資産税等、先程成田議員からありました内容についてですが、特例解除等にかかわりますそういった法改正の要望をさせていただいたところでございます。それによりまして、今回、特別措置法さらには固定資産税、税制改正等によりましてその辺の対応がなされたところでございます。

また県につきましても、特に法律的な部分、県での法律的な部分という部分はございませんが、今回国の方で補助金の対応として、国費もしくは県の補助金等の内容も促してございますので、そういった部分では、町の来年度から行います空き家対策の支援事業としても当初予算として100万ほど持っておりますので、そういった活用をしながら危険空き家の解体等について促してまいりたいと考えておるところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 町でもこれから調査に入るわけでございますけれども、空き家の再利用ということで例を挙げて読みたいと思います。

京都では、戸建てや長屋建ての空き家を留学生の住まいや地域の居場所に改修する場合などに経費の助成も検討し補助金を出すといったら、100件ほどの問い合わせがあったそうでございます。千葉県いすみ市では、市の空き家バンクを通じ、賃貸で空き家を提供、これまで170人が利用、46件が成約に結び付いたそうでございます。また、埼玉県の流山市では、住まいに関連する市内の民間企業にチームを作らせ、ホームページに登録して昨年から紹介業務を始めたそうでございます。チーム化すれば、リフォームや解体などについて一度に相談でき、煩雑な手続きを減らせると判断し、このように空き家活用を指導する各自治体の動きが結構起きております。

このように、今、空き家問題は日本全国どこでもこれは問題になっておりますし、このように活用について動いている自治体もあるということで頭に入れてやっていただければありがたいと思います。

それでは、ふるさと納税の方をお願いします。

平成26年にふるさと納税の額が一番多かったのは、長崎県平戸市1億7,884万円、寄附を有効期限なしのポイントに換算する仕組みを導入。ためたポイントに応じてカタログが

ら特典を選べるようにしたのが好評だったそうでございます。前年度は2,175万円だったそうでございます。約60倍に急増いたしました。2位に佐賀県玄海町9億3,206万円、それから北海道の士幌町が3位で9億1,098万円だったそうでございます。トップテンは、肉類や魚介類など魅力ある特典を複数そろえ、ネットを使ったPRに熱心なことが共通しているということでございます。

天童市は、特産のさくらんぼ、ラ・フランス、りんごなどが人気を集め、寄附額が5億円を超えました。天童市のたばこ税の税込と同等の額で7位に入りました。今年度2月末、この間ですけれども、初日だけで申請が800件あったそうでございます。今年は経済効果を拡大させるため、返礼品事業所を17から24カ所に、品数を54から127点に拡大させ、さらに増加を見込んでいるようでございます。

また例ですけれども、尾花沢市では尾花沢牛のサーロインステーキや尾花沢スイカ、銀山温泉の宿泊利用券などを返礼品として用意し、これはクレジットカード決済やインターネット上で送金ができるサービスによる手続きの簡素化が増加の要因と分析しているようでございます。

今紹介しました長崎県平戸市のポイントに換算する仕組み、天童市の返礼品の拡大、尾花沢市のクレジットカードの決済の導入、インターネット上での送金など、各自治体がいろいろな工夫を持っております。本町では新たな工夫がありましたらお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ふるさと納税の新たな対応ということでありますが、本町の場合、その都度、逐次改善してまいりました。実際行っております内容としまして、昨年、申し込みとしては9月になりましたが、12月からクレジットが対応できるような形にしてございます。クレジットで対応したところ、申し込みが今まで以上にあったと。今まで各月を見ても、11月が非常に多かった、2,600件の申し込みがあったところでございます。これはやはりクレジット決済をスタートさせたことによります伸びという部分がかなり見受けられたところでございます。

また、当初8品目、八つの項目から寄附者から選んでいただくという項目でスタートさせていただいたところではありますが、先程の答弁にもありまして、米を特産品としてでき得る限り特化してまいったところではありますが、さらに加工品等の部分についても返礼品の中に入れて、現在22品目の項目を設けて返礼品を選んでもいただくというような対応をしているところでございます。そうしたいろいろな種類を選んでもいただくことによりまして、さらに寄附者に対する返礼も増えてきたものというふうを考えております。

町としまして、町内事業者もしくは個人がどなたでも内容的にそういったふるさと納税の返礼品として活用したいというものでありますれば、こちらの方で審査をさせていただくわけではありますが、ある程度の返礼品の品数等がありまして、それに逐次対応できるような体制で臨める方についてはすでに申し込みをいただいております。当初進めた事業者、個人からは、3、4事業者、個人が新たに追加して今現在の状況になってございます。

来年度もこういった返礼品関係につきまして、より利用できるような対応をしてまいりた

い部分、さらには新聞、雑誌関係でもPRをさせていただいておまして、特にテレビ等の効果が非常に大きいようでございまして、前日夜にテレビに放映になった部分で、翌日すぐに反映するという部分が多々あるようでございます。そういった部分では、多少返礼品競争的な部分がありますので、でき得る限りその部分は抑えながらも、町の特産品をいかにPRするか主眼を置きながら、今後も新たな対応、でき得る限り対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） このように反響があるということは本当にいいことでございます。それに伴えば、先程言っておりましたけれども、雇用する人も増員する考えではございます。

農家の経済効果について少し聞きたいと思います。ある農家の方から、「ふるさと納税寄附金がこんなにあるのに、うちは」と、こう言うわけです。各農家、1億以上になったときから、農家支援についてどのように、余目でしたか、そういうような農家に行き渡るような制度みたいなことをやっておりますが、その点も伺わせていただければありがたいと思います。

それから、22品目ではございますけれども、加工品も入っているだろうと思います。このような平場でございますので魚や山菜はありませんが、22品目で頑張っていたきたいと思います。

それから、ふるさと納税の効果は財源確保や特産品の振興、販路拡大、知名度の向上など、多方面に及びます。今、返礼品についてお聞きしました。そして町民にも何か新たな特典があればということで呼びかけておりますが、町民からの提案はあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 当然、特産品関係の事業者からいろいろなご提案をいただきながら進めてまいったところでございます。返礼品の品物については、米に特化しながらも、しいたけ、菜の花オイル、麺関係も併せてギフトの中に入れてございまして、そういった部分ではそれぞれの注文をいただいているところでございまして、その際にこういった形でホームページに掲載していただきたいですとか、各方々からは要望等をいただいております。

それ以外に、町の支援としていろいろな方策を実施しておりますが、特に今回、ふるさと納税で億単位という金額になったところでございます。先の補正予算でも申し上げましたが、これをふるさと基金に積み立てをし、翌年度、その内容について十分精査しながら利用していくという対応で今現在進めておりますので、ある程度全体に、全農家もしくは全町民に行き渡るような対応、寄附先の充当について、使途について、特に農業だけの希望でもございませんので、教育、社会福祉関係への希望もございまして、そういった部分では、全体的な部分で使用させていただければというふうに考えておりますし、その使途が分かるような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 今のお話で、還元、そのようにしていただければありがたいと思います。

新聞の投稿にこのような文書が載っていました。これは神奈川県川崎市の50代の女性ですが、「ふるさと納税の決め手」ということでもございました。「封筒に印刷されている県を顔に見立てた横顔のような絵、目にあたるどころ、そこがこの町です。はにわの横顔の図柄に思わず大笑いし、待ちに待ったお米、新米、炊き上がったお米、いつか訪ねてこの目で確かめよう、この町の、この田んぼの、この人々が作ってくれたお米、ここが私のふるさとだと。ふるさと納税、損得抜きにこれからも利用していきたいと思っております。おいしいふるさとの米、ごちそうさまでした。」と載っております。ここが私のふるさと、このような人もおりますが、このようにふるさと応援寄附金は見知らぬ人との繋がりが見えてくるようでもございます。

先程から返礼品につきましてもお聞きしましたが、応援者の期待に沿うようにぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、教育行政についてお尋ねいたします。学校別の成績公表と平均正答率についてお尋ねいたします。

これまで禁じてきた市町村による学校別の成績公表を、教育委員会の判断で今年度から認められることになりました。一覧表にしたり順位をつけたりすることは認めない配慮事項も示し、公表には結果分析と改善策の提示義務付けもされました。これは11月の調査ですが、成績が分かるような形で学校名を明らかにして公表すると答えたのは、大阪市と岡山市の教育委員会、112市町村の教育委員会が学校別成績を公表し、平均正答率を公表したのは17の指定都市の教育委員会、479の市町村教育委員会です。

山形市教育委員会は、市内の児童生徒の平均正答率が全国、本県の水準を上回ったということをも市議会産業文教常任委員会に報告しました。鶴岡、庄内、本町の教育委員会は公表のことについてどのように検討したのかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 学力テスト結果公表につきまちはいろいろな考え方があるわけですが、三川町としては、これは一般的にも言われていますが、過度の競争を招く、それから、公表することによって本当に授業の改善に繋がるかどうか、それからあとは大規模校と小規模校、そういう差がありまして単純に比較することができないということで、大体この三つが学力テスト非公表に繋がっているわけですが、三川町の場合も公表はしていませんが、各学校が工夫しながら、そして問題点は何かということで、各保護者に文書で配付しております。

要は、結果、それから今後の取り組み方について、当然家庭の協力も必要ですから、当然その協力と理解、それを求める、そういうふうな具体的な通信という形で各学校で文書にて配付しています。

ということで、得点そのものを公表ということは三川町はやっておりません。ということで、以上です。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 三川町ではやっておりませんということでございます。山形県の教育委員会でも公表しないということになっておりましたが、山形市でこういうふうに表示したということで質問しました。

このたび、これは学習状況についてでございます。その調査で際立ったのが、地域との繋がりに関する回答でございます。「地域の行事に参加している」と答えている生徒が他県に比べて県内は多いそうでございます。祭りの日を休日に、伝統文化を次世代に繋げようと考えている市もございました。地域にも伝統行事がありますし、地域の郷土の祭りの行事に最近子どもがあまり参加しなくなってきたようでございます。はっきり言えば、先生方の協力が無いということでございます。少し前の先生方は協力して地域の伝統行事に対してはやってくれましたけれども、最近、少子化もあるだろうとは思いますが、そういう先生、トップが変わればまた変わるというように感じておりますので、伝統文化や地域行事についてどのように思っているのかお聞きします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 年間の学校スケジュールを作るとき、例えば何月何日はどこのお祭りだ、だから午前中は授業なしにして参加させてくれと。ということで、各地域のいろんな要望を聞きながら年間行事を作成しているというふうに私は記憶しております。当然、いろんな形で地域の方も学校に協力しているという実態を学校長も重々ご存知ですし、もしそういうふうな形、今までこういうふうにあったのに何でなくなったのかという場合には、ぜひとも皆さんの力で、教育委員会でも結構です、学校の方にも言って、そして子どもたちが一緒に地域を盛り上げる、そういうふうなことをぜひおっしゃってほしいと思っております。

それから、先程成田議員がいろんな形で調べているとおり、確かに地域の行事に参加しているというのは、庄内地区は70%ですけれども、全国は45.3%ということで、特に山形県庄内においては非常に子どもたちが地域の行事に参加している、そういう地域であるというふうに私は存じております。

それから、地域や社会の出来事に非常に関心があるということも全国平均よりも上回っておりますし、さらにこういういい面はぜひともこの地域の教育力で伸ばしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 時間も最終のようでございますので、先程のふるさと納税の新聞の投稿ですけれども、本当にあのよう楽しみにしている人がいるということに対してこれからも頑張っていただければありがたいと思います。質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、1 番 成田元一議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前 11 時 47 分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 1 時 00 分)

○議 長（成田光雄議員） 次に、2 番 志田徳久議員、登壇願います。2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 円安による行政に与える影響について	1. 円安により、建設資材等の高騰による建設計画への対応は。 2. 三川町は、自校炊飯で温かい給食を提供し児童・生徒・教職員に好評である。 輸入している食材の原料等が値上がりしている。給食費に影響がでると思われるがその対応策は。
2. 農家所得の向上対策について	1. 三川町の基幹産業である、農業の振興と農家所得の向上は、町の課題である。 米に特化した、町独自の「瑞穂の郷づくり」の趣旨と今後の対応は。 2. 人口の減少、社会環境の変化により米の消費が減っている。 米の消費拡大策をどのように考えているか。 3. 農業への理解などから、消費者との交流事業等の必要性が高まるがその対応策は。
3. 地域の振興策について	1. 生活語である方言を活用した地域振興は人・風土・食・文化などのありのままを伝えることで「地方創生」にも繋がると思うが、その考えは。 2. 「いろり火の里」の改修された「かっぱつ広場」の活用をどのように考えているか。

平成27年第2回議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、円安による行政に与える影響についてであります。

円安により、建設資材等の高騰による建設計画への対応を伺います。

三川町は、自校炊飯で温かい給食を提供し、児童・生徒・教職員に好評であります。輸入している食材の原料等が値上がりしています。給食費に影響が出ると思われますが、その対応策を伺います。

次に、農家所得の向上対策についてであります。

三川町の基幹産業である農業の振興と農家所得の向上は、町の課題です。米に特化した、町独自の「瑞穂の郷づくり」の趣旨と今後の対応を伺います。

人口の減少、社会環境の変化により、米の消費が減っております。米の消費拡大策をどの

ように考えているか伺います。

農業への理解などから、消費者との交流事業等の必要性が高まりますが、その対応策を伺います。

最後に、地域の振興策についてです。

生活語である方言を活用した地域振興は、人・風土・食・文化などのありのままを伝えることで地方創生に繋がると思いますが、その考えを伺います。

「いろり火の里」の改修された「かっぱつ広場」の活用をどのように考えているか、伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項1の2につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、円安による建設資材等高騰が与える建設計画への影響についてであります。本町におきましては、公共施設の耐震・長寿命化計画に取り組むとともに、道路・橋梁等の改修についても、後年度負担を最小限に抑えるため、年次的、計画的に進めているところであります。

このような改修の取り組みにおいては、円安による建設資材等の高騰は一定程度の影響はあるものと考えておりますが、総合計画事業及び中期財政計画に計画しております改修等については、現段階においては実施可能と考えているところであります。

しかしながら、その財源につきましては、国及び県の補助制度等の積極的な活用により、財政負担の軽減を図りながら事業展開していく考えであります。

次に、農業所得の向上対策についてのご質問であります。1点目の「瑞穂の郷づくり事業」につきましては、このたびの大幅な米価の下落により農家の生産意欲の減退が危惧される中、これに加え、米の需給調整は、平成30年産からを目途に、生産者主体の判断により、需要に応じた米の生産が行われることとなります。

このため、町といたしましては、特産品である米に主眼を置き、本町の米づくりの特色を活かした施策として新たにこの事業を実施し、農業所得の向上に繋げてまいりたいと考えております。

また、この事業は3年を期限に集中的に展開し、事業効果を検証するとともに、その後はJA、生産者団体の主体的な取り組みに繋がることを期待しているところであります。

具体的には、大規模水田経営による担い手への農用地集積・集約化の促進及び直播システム導入等による生産コストの縮減、有機・特裁のこだわり米づくりの推進を当該事業の3本柱にして展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目と3点目の質問は関連性がありますので、一括でお答えいたします。

米の消費量にあっては、人口の減少や社会環境の変化等により減少していることもあり、米の過剰基調が続いている状況にあります。平成27年の主食用米等の需給見通しでは、平成27年6月末の民間在庫量を230万トンと推計されたことから、ご承知のように、本町はこのたびの自主的取組参考値を基準とした生産調整の取り組みとなったところであります。

米の消費拡大につきましては、本町では、学校給食における米飯給食の取り組みをはじめ、米粉利用や三川産「特栽米・つや姫」の提供等により、米飯の普及及び食農・食育活動を展開しているところであります。

また本町では、都市部の小学生とその保護者をはじめ、生活協同組合や産直出前便などにより積極的に交流事業を展開しており、今後とも、農業への理解と地場産品の販路拡大に繋がる生産者の活動を支援してまいる考えであります。

次に、地域振興策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、国が制定しました「まち・ひと・しごと創生法」では、人口減少の局面に入っている状況下、地域経済の縮小やさらなる人口減少を加速させるという負のスパイラルを避けるため、総合戦略をもって対処し、それに歯止めをかけるというものであります。

このたびの国の総合戦略においては、雇用の創出、人の流れ、若い世代への対応、地域連携などの基本目標について、各地方自治体でも計画を定めることとされたところであります。

ご提案の生活語である方言を活用した地域振興であります。本町においては、全国方言大会の開催をはじめ、方言を文化として捉えた各施策の展開により、地域づくりや人づくりに大きく貢献してきたと認識しているところであります。

今後においても、今まで築いてきた人的ネットワークを活用しながら交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

第2点目の「いろり火の里」施設内にある「かっぱつ広場」の活用であります。従来は、水はけが悪く、播種による芝生の植え付けだったこともあり、生育が思わしくなかったことから、昨年度から改修を行ってきたところであります。

今後の活用についてのご質問であります。当面は平成27年度に庄内地域のグラウンドゴルフ大会が本町を会場に開催される予定であることから、その大会に向けて良好な管理を進めていくこととしております。

また、その後の利用については、グラウンドゴルフを中心にしながら多目的に利用していただき、施設全体の魅力の向上を図るとともに、広域的な交流拠点としてふさわしい施設にしたいと考えているところであります。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

学校給食の給食費についてのご質問であります。教育現場である学校にかかわるご質問でありますので、鈴木教育長より答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

学校給食につきましては、学校給食法により、学校の設置者である町が給食の実施に必要な施設・設備や調理業務に要する経費を負担し、食材等の経費については保護者負担とすることが規定されております。

このことから、本町におきましては、保護者代表や学校教職員、学識経験者による三川町学校給食運営委員会を設置し、給食費の集金額などに関する協議を行っているものであり、

過日開催された学校給食運営委員会におきましても、乳製品や加工食品などの食材の値上がり傾向について話題となったところであります。

しかし、その協議の中で、平成26年度の給食単価を、食材の値上がり等により6年ぶりに1食10円の単価引き上げを実施したところであり、4月以降においても食材の値上げ情報はあるものの、米飯給食の主要な食材となっている地場産品につきましては比較的安定した価格で推移していることから、平成27年度の給食単価につきましては、今年度と同額の小学校250円、中学校290円で学校給食を運営していくことが決定されたところであります。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 円安による建設資材等の高騰ということで、町では先程の答弁のとおり、中期計画に従って財政負担の軽減を図りながらやっていくということでしたけれども、町でも今回、文部科学省の指導等により、小中体育館の天井撤去等、いろいろ事業が控えているわけであります。当初は複数年で撤去の予定が、単年度でやらなければならないような状況下、それで財政負担の軽減となっておりますけれども、今、マスコミ報道、今日、昨日辺りも出ていましたが、長井市や米沢市のように、財政計画どおりでなく、実は単年度でも大変な赤字になるということで、調整基金から出してもまだ足りない、職員の給料等の削減、あるいは管理職、特別職の報酬等の削減ということが出てきました。

このような、町でもいろんな中期計画がありますけれども、町ではそんなことはないはずと信じておりましたが、米沢市のように突然と状況説明ということもあり得ますので、その辺を確認したいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 財政運営に関するご質問でございますが、本町におきましては、5年をスパンとする中期財政計画、さらに総合計画では、3年間を一つのローリング期間とする計画をお示ししながら事業を運営し、財政も運営しているところでございます。

そういった中で、ご質問にありましたとおり、昨年度の消費税のアップ、それから近年の建設資材等の値上がりといったものは財政に与える影響はなくはないと思っておりますが、様々な建設計画について設計等を実施しておりますが、おおむね計画どおり執行できるような設計もでき上がってきております。

本町におきましては、新年度、何年かぶりになります。財政調整基金の繰り入れを新年度予算で予定しております。そのほとんどは、多くは消防三川分署の関係でございます。これは耐震長寿命化計画を策定した時点から、三川分署については、その財源については財政調整基金を充当するんだという当初からの計画でございましたが、今般、先程質問にもありましたとおり、小中学校の天井の改修の前倒し、さらに町民グラウンドの照明等の改修とか様々な緊急的な課題が出てきたものですから、おおよそ2,000万ほどの財政調整基金の繰り入れを計画しているところでございますが、27年度、またその後年度においても、財政が成り立たないとか運営できないとか、そういった事態にはならないものと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 続いて給食関係であります。今答弁にあったとおり、乳製品等が不足していると。スーパーの中の系列ではバターが棚にないというスーパーもいくつかまだ、この間はほとんどのスーパーでそろったんですが、また空になっているという状況が続いております。当然業務用にもそれは響いていると思います。

というのは、原材料等々、私は申し上げておりますけれども、円安によって乳牛の畜産の飼料等が高くなっているという状況下の中で、畜産経営が苦しくなって畜産を諦める人というような、それこそ負の連鎖が起きておって供給が追いつかないという状況下にあります。それをこれから、この状態が私はこの円安によって続く状況下にあると思われま。それで食材の値上がりが当然予想されるということで申し上げてきたわけですが、当然、三川は自校炊飯ですので、栄養士さんが献立を立てて大変苦勞していると思っております。

ところが、それに従って作っているのが、小学校は委託しておるわけで、これから中学校もそうなんですけれども、それら一生懸命カロリー計算等やっておりますが、給食費を据え置きということになるとその辺が、栄養価とか心配されてきますが、その影響はないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） ご質問の中身については、給食費の現状据え置きがカロリー等に影響がないのかということでございましたけれども、基本的には栄養教諭が担当いたしまして献立を作成しております。まず最初にしなければならないのは、小学生、中学生にとって必要な摂取量のカロリーを確保することが必要になります。ですので、与えられた 250 円、290 円の給食費の中でいかにバラエティーに富んだ温かい給食を提供できるかが基本的にございます。

先程教育長が答弁の中で申し上げましたとおり、食材費の値上げ等の傾向はありますけれども、現時点で、手作り給食をより多く取り入れている本町においては、既製品の値上げはそう大きく影響しておりません。それだけ給食の調理業務に携わっている皆さんにはご負担をおかけしているとは思いますが、地場産品が比較的安定した価格で取得できておりますので、先程申し上げましたとおり、学校給食運営委員会においては現状で1年間やっていけるという判断をしたようでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） おそらく給食運営委員会でも、話題になっているかなっていないかは私は議事録がないので分かりませんが、例えば油にしても、夏の長期休暇の場合はおそらくその油は使えないと思うんです。逆に言えばその辺の無駄、何かアイデア、毎日給食が月曜日から金曜日であれば油がずっと活用できるわけですが、夏の長期休暇になれば、油はおそらく廃棄するしかないと思われまますが、その辺の活用とか何か、それでもだいぶ給食費に響く割合が大きいと思われまますが、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 油の使用につきましては、単価だけ見た場合については、25

年度、26年度、単価が変わっておりません。その油の使用方法についても、これまでもずっと長期休業があったわけですので、その廃棄、新たな油の投入というサイクルも変わっておりません。

さらに、その油の活用につきましては、廃油といたしまして回収して活用しているというふうにお伺いしております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今現在そうですけれども、大手メーカー等、家庭用からすでに値上げしますと発表している状況下でありますので、業務用もこれから値上げが予想されますので、対応策を、当然知恵を絞ってやっていると思いますけれども、また一層の対応がこれから必要と思われまます。

続きまして、農業所得の向上策であります。

初めに「瑞穂の郷」ですけれども、この中で米に特化したということで、三川の農産物の7割を米が占めているということで、それをどう10年後に向けて生き残りをかけて農家所得を上げていくかという、本当に練った計画と察しますが、この中で特認という言葉があります。大規模低コスト、あるいは有機・特裁、この特認というのはどういうメリット、あるいはどういう規定で、特認になると、例えば精米機の異物をはじく機械等の購入等ありますけれども、特認という解釈はどういうことなのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 事業の内容等の中で大きく、大規模水田とか生産コスト縮減とか有機・特裁とか、この三つの取り組みの中のそれぞれ特認という文言を使わせてもらっているわけですけれども、ここにありますように、これは申請を受けた段階で該当する農業経営者を特別認定するというような言い方をしております。つまり、申請を受ける時期を決めて、まだ詳しくは決まっていななんですけれども、そこで何らかの基準により優先順位をつけるとか、そういった意味合いもあります。

そんなことで、国等が定める細かな、特別な認定を受けたからさらにいろんなメリットがありますよとか、そういったものではございません。ただ事業の認可を受ける、採択の認可を受ける、そのような意味合いで捉えていただければよろしいかと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） この中で、有機・特裁のところ、「今後面積を拡大する人を」とあります。今現在、自分の作付けできる段階において、すべて特裁等、有機等をやっている人はこれに該当しないということになるのでしょうか。今後拡大は考えられませんので、それで、今後生産数量も今の状況下では減っていく可能性も出てきておりますので、やっている人に対しても、この3年間でしたか、拡大する人を特認ということが明記されておりますけれども、その辺の解釈はどうなのでしょう。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） この有機・特裁特認の要件の部分かと思われまますが、この中で、実践する農業経営者で3年以内に水稻有機栽培、また水稻特別栽培の拡大を見込む経

営者ということで、この拡大についてはいろいろ制約があるということも聞いておりますが、ただ、まったくできないわけでもなく、例えばこの方が3年の計画の中でやるという何らかの行為、計画に対して認可を受けられるような状況下であれば該当するかと思いますし、また、新規に取り組もうという方も中にはいらっしゃるかと思います。そういった方についても、要件をクリアさえすればこういった栽培ができるわけですから、そういう形での応援はしていきたいという意味でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） では、今まで例えば全面積やっている人もこの特認は受けることができるという解釈でよろしいのか、いま一度確認します。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） その内容については、先程申し上げましたように、申請が複数に及ぶものと思いますけれども、この中で、例えば去年と同じ面積で今年もやりたいとかということではなく、ここにある3年間の中でのこの方の拡大という考え方をどのように示しているかということが一つのポイントかと思います。その辺、前の議員の方にも申し上げましたけれども、この事業が27年度からスタートするものですから、何かとまだ不十分な部分もあるかと思います。この辺については、これを活用される農家の方々とさらに事業の検証等をしながら改善すべき点は改善するとか、そんなことでやっていきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 参考までに申し上げておきますけれども、26年時点で特裁の会等あるわけですが、人数も把握しているようではございますけれども、自分のうちでやれる面積はすでに満杯にやっているという状況下の中で、27年度以降増やす要因が、新たに委託を受けるとか田んぼを求めるとか、そういうことでもなければ拡大ということにはならないわけです。現状維持ということになります。だから、「拡大する」とありますので、その辺、申請の時点で杓子定規で「だめです」と言われる可能性があるものですから、私はその質問をしているのです。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 現時点での考え方は、ここにありますように「拡大を見込む農業者」となっております。ですから、何らかの形での農地の拡大といえますか、経営面積の拡大とかいろんなものがあるのかと思いますけれども、そういった中でたまたまこの方が昨年と同じ面積でいるし、3年間同様だということであれば、その辺はそうでない方の申請もあるわけですから、それは先程言ったような何らかの優先順位的なものが働く可能性は十分あるかと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の「瑞穂の郷づくり事業」で、先に同僚議員も関連した質問もしておりましたけれども、この中では認定農業者をどういう位置付けにしているのか。何かこの郷づくりの計画を見ると、これで、米に特化したこの事業で専業農家になれるような錯

覚を起こしてしまいますけれども、その辺、どういう計画なのか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） この事業は、ご存知のように町単独事業でございます。そういったことで、特に認定農業者であるとかないとか、それは問いませんが、ただ言えることは、今後将来とも米づくりにかける、一生懸命やるという方について、この事業で何とか今後の農業経営を見出してほしい、そういった狙いの中での事業でありまして、事業を実施するにあたって、この事業がすべての農家の方というわけにもいかないと思いますので、一つのモデル的といいますか、そういう形で取り組む方に取り組んでいただき、この事業がまたその裾野を広げて普及するような、波及するような、そういった事業に育っていければいいのかなと思っているところです。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回のこの計画の中に、コスト低減等で、あるいは直播等、有機米・特別栽培米、この有機米・特裁は農薬等の軽減等が含まれておりますけれども、今現在、はえぬきが主流で、つや姫等を三川の場合は栽培しているわけですが、この計画を実現するためには、はえぬきに代わる要素のものの品種導入がこの事業には欠かせないのではないかと私はこの項目を見たときに思いました。

今山形県では、山形95号、112号の奨励品種化を進めるということで頑張っているわけでありまして。その中で出てくるのが、初めに95号の方であります。95号は中生の「遅い」ということで、はえぬきに似たようなお米ではありますが、いもちに強いということで、葉いもち、穂いもちがはえぬきよりはるかに強く、玄米重量も千粒重もはえぬきに比べてやや重く、収量もはえぬきをやや上回り、食味ははえぬき並に良好であるということが謳われておりますので、これは特別栽培米・有機米には適しているのではないかと。

実験によりますと、いもち病が常に発生している場所に作付けしたところ、はえぬきより穂いもちがつかなかったというデータもありますので、こういう減農薬等の品種には適しているのではないかと考えられます。

そして山形112号ですけれども、これは山形80号を母にして山形90号を父に持つ品種で、昨年現地圃場に作付けしております。この米の特徴としては、中生の遅い時期でこの稲型が短稈ということで、はえぬきより倒伏性に強い。そして、千粒重が大きく、収量ははえぬきよりまさって、この品種の特徴は高温耐性があるということで、背白粒、乳白米の発生が少ないということで、食味は、外観が優れ、炊飯光沢、つまりご飯にしたとき光沢はつや姫並みであるということで、はえぬきと比べると、収量、品質も並以上、それよりまさるといふ結果が出ております。

こういう品種の導入も進めて情報提供しながら変えていくというお考えはあるのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 志田議員がおっしゃるような今の新しい米に対応した事業の対応というものは、まだ現時点では考えておらないところです。当然この事業は、どう

いう品種の米を作るとかそういうことよりは、この三つの手法を農家がどう選択し、それに合った品種だとすればそれを作るでしょうし、その辺は農家の考え方だと思いますが、つまり、こういった三つの手法を使って稲作農業として生き残りを賭けてみませんかという一つの事業だと私は思っております。

そういった意味からすれば、必要とする品種の選択というのは十分あり得ることですし、この事業が、先程申し上げましたが3年で一応期限付きで考えている事業です。これもいろいろ理由があるわけですが、農家の一つのやる気とかそういったものを集中してこの事業を考えてほしい、そういった意味合いもあって、継続ということになればそれはその時点でまた考えることになるかと思いますが、現時点では3年を一つの期限として、農家の皆さんからも、そういった、この事業に取り組める方、取り組もうとする方はぜひこの事業に取り組んでいただき、さらなるいい事業にしてもらえればというふうに思っております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 私、品種のことを言いましたけれども、この新しい品種でも我々も経験があるわけですが、ひとめぼれが出たとき、種の芽が出ないとかいろいろ、その点この品種もひとめぼれほどではないけれどもやや難があるということでもあります。ということは、町で直播等、低コストで大きく広めようとしているわけですので、何年前か経験したとおり、まいてみたら芽の出が悪かったということを経験してしまいますので、こういうものはやはり町としての農協あるいは試験場等とも情報交換しながらこういう事業展開を進めるよう、農家には情報提供していくよう、すべきだと思いますので、その点を配慮しながらこの事業を進めてもらいたいと思います。

次に、消費拡大の件であります。

今、他の県でもいろんなところで消費拡大等をやっておりますけれども、先程答弁にあったとおり三川町は米飯給食ということで、他より先んじて消費拡大はやっているわけですが、先程私が言ったとおり、社会の環境が変わってファストフードなんかが出ているという状況下で米の消費は鈍っているわけでありまして。よく言われるんですが、米農家自体が食べなくなったといわれれば実際そうなわけです。今回の米価下落も、消費が低迷したからこのお米の値段が付いたわけです。ただ農家側も、米が安いからどうにかしろという、政府が悪いの生産者が悪いの農協が悪いのいろいろな意見がありますけれども、やはりその確認を進めるのも行政として農家への対応の一つだと思います。

実際、私も米農家ですが、家族が勤めに行くときの弁当のスペースを見ると、ご飯が非常に少ないという状況であります。こんな昔の話を出して何ですが、我々の時代は逆にご飯の方がおかずより多かったのが、今は逆転現象を起こしているのが事実であります。やはりその辺、米農家自身から取り組んでいかなければならないし、本当に消費が低迷したときは、純米酒運動とか農協を先頭にやった時代もありますけれども、その辺の意識がだんだん薄れて、ただ誰かが責任というような方向性に向かっているということですので、その辺も周知していくべきと思われます。

また、いろんなイベントの中で、他の県でやっていることがこの前マスコミに少し載って

おりましたけれども、ペットボトルに米を入れて、もう一つはペットボトルをそのまま入れて、販売の状態、このペットボトルよりご飯の方が安いんです。米の方が現実、値段的に安いのでということアピールして消費拡大を行っておりました。

そこで三川でも、いろんなあったか冬まつり、菜の花まつり等がありますけれども、そういう町の観光協会が関連した事業の中で米の消費拡大に繋がるようなことをやる考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 確かに議員がおっしゃるように、米の消費は人口減少のみならず様々な社会現象等で減っているということは皆お分かりかと思えます。

今、観光協会等のイベント等の中でそういった米消費に絡んだ対応といいますか、その辺のご意見でございましたけれども、現時点であっても、菜の花まつりとかそういったイベント等の中では、以前のようなああいう米消費ということではなく、米粉を使った製品とか米を使用する商品の紹介、そういったものは適宜やっていたところがございます。

ご飯を食べなくなったということについて、私はどうのこうのということさらさらございませんけれども、消費の拡大に向けた取り組みというのは行政のみならず生産者団体の方でも様々やっているわけですし、それによって現在の消費量が逆に言えば維持できているのかなど。減ってはいますけれども、それなりに維持というものが図られているのではないかと思います。

そういった意味で、これからも米を使った製品の紹介とかそういったものは適宜PRしながら、米の消費に繋げた事業、行事を展開していきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） これからの展開でも、先程出た給食の問題等でもいろんな意見がこれからは出てくると思われます。要するに、和食に牛乳が合わないからとかいろんなことがありましたけれども、ここは基幹産業が農業で米が7割を占めているというようなことで、新住民等にもこれからいろんな意見が出てくると思われますが、やはり我々、パン給食で育った者は、この人が将来家庭を持った場合、抵抗なくパン食の食事をするようになりました。だから根気よく、学校給食でご飯を食べた人が家庭を持った場合、抵抗なく、あるいはすんなりのご飯を食べる習慣がつかますので、やはり米飯給食ということの理念は三川町としては貫くべきだと思います。

それに消費拡大とこれからの販売先ということもありまして、消費者との交流が大事であります。我々も春、秋やって、田田に泊まっていたいただいてやっているわけでありまして。その人たちが来れば、実際に親子で来て田植えをし、手刈りの稲刈りをし、あるいはその組織の、首都圏コープ、パールライス等ですけども、理事とか幹部の人たちは、雑草取りにまで来て苦勞を身近に感じて出口の販売の点で協力してくれて、一般米より付加価値をつけて購入していただいているという状況もあります。

このように、理解を深めるために消費者との交流活動は欠かせません。そういう面の支援策の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 志田議員ご存知のように本町では、また今年も間もなく始まりますけれども、浦島小学校の農業体験交流とか神奈川県子連との農業体験、また町内の組織する農業組織との消費者の交流、そういったものが縷々行われているところでございます。そういった交流イベント等とか交流事業を使いながら、米のみならず様々な本町の特産品等もPRし、理解をいただいていることと私は思っております。27年度はさらに浦島小の保護者の方も、今度は保護者との交流事業、そういったものにも発展したいということで今考えているところでございます。

そのように、こういう交流事業は非常に大事だということは重々こちらでも認識しておりますし、そういった事業への積極的な参加も皆さんの方からもいろいろ働きかけ等をいただきながら参加していただければありがたいと思っております。

また、先程の「瑞穂の郷づくり事業」の中でも、今現在やっている方もいらっしゃいますけれども、そういった交流にさらに発展できるという要素は十分事業でもあり得ると私は思っています。それが行く行くは所得の増というところに繋がるものと思っておりますし、ぜひ事業等への取り組みもお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、地域振興策についてであります。

前は、三川といえば方言、方言といえば三川と言われた時代がありました。まさに今進めている地方創生の先端を行っていたのではないかと。やはり地方の文化、生活の言葉が文化ということでやった経緯があります。

そこで、先程答弁にあったとおり、今まで築いてきたいろんなネットワーク等も活用しながら、例えばまた新たに中学校、高校の放送部等に呼びかけをして、方言を活用した地元のPRビデオを出していただいてコンテストをやる。つまり、この部門の甲子園をこの三川で主催、あるいは三川だけで困難となれば、今、三川町、庄内町、遊佐町等の職員交流もやっているわけですので、そういうものを活用したり、イベントとしてこういうPR事業等やることもアイデアとしてあるのではないかと思います。この点、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

地方創生に繋がるという部分では地方創生に繋がるわけではありますが、今般の地方創生にかかわる部分については人口減少対応に係るものでございますので、今般とは切り離れた形で考えていきたいというふうに思います。

ただ、以前の方言大会等を行っていた団体は今現在ございませんし、町がそれを直接行うという部分は考えてございません。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） それで、今地方ということに目がっておりますので、やはり大変なので考えはないということだと思われませんが、例えば観光庁などの協力などをとりつけ、予算の補助を獲得してやるとか、あるいは大規模な全国展開となれば、負担が大変となれば、

ノウハウを持っている大手広告代理店の利用等もできるわけであります。そういう活動、今はないと言いますけれども、そういうものを文化として取り上げて、ふるさと納税ではありませんけれども、三川と庄内をPRすることの事業の必要性はどう捉えているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 地域振興全体を捉えまして企画調整課で行うということではございませんが、あくまで全国方言大会のイベントを開催したとき、当時の三川トピア創造委員会事務局を企画調整課で持ってございましたので企画に来たところでありませけれども、方言を文化として捉えるのは、当然地域の文化、習慣、そういったものでございますので、非常に大切なものだというふうに捉えております。それをただ単に民間の業者に委託してPRするという部分がいいものかどうかという部分も当然検討の材料に入れていかないとおかしいのではないのかというふうに考えております。

こういったものが後々文化として、また習慣に発展したりなどするわけでございますけれども、今現在、書籍として以前全国方言大会でもいろいろお願いしまして、このたび60周年の記念式典でも表彰をさせていただきました先生方もございますので、そういった部分ともいろいろ相談しながら行くべきではないかと考えておりますが、現在の地方創生、まち・ひと・しごとの地方創生にかかわる総合戦略版については、別にこの部分については捉える必要があるのではないのかというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 地方創生には人の交流も掲げてあるのではないかと思います。

そこで、この三川町自体がそうですけれども、前、何もないところからということでこのようなイベントを言葉に注目してやってきたわけですが、この方言にかかわらずに、三川の2、30年前から、私はそのたびに地域振興については、町おこしグループのときから、あるいは議員にならせていただいてから、一生懸命提言、質問等してきましたけれども、その間、この三川の状況等、そして今日の状況をどう捉えているか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 全国方言大会等、私どもも事務局として携わらせていただいていたところではありますが、あれは団体が自由な発想で町に提言をしていただく、また団体自身が活動していただくという部分では、非常に人づくりの人材育成の場にも繋がった、また全国にそれぞれが発信をして三川町のPRにもなったというふうに考えてございます。そういった部分では人の交流にはなるわけでありますが、今の地方創生にかかわる部分については、人の流れを地方に向けるという部分で、どういった向け方があるかという部分であります。当然それは文化であったり様々な方面から中央に向いていた部分を地方に向けるということで進めなければならないものだというふうに考えておりますが、まず現時点では、方言を使った部分での地方創生、人材交流ではなくて、人の流れを地方に向ける方向をどのようにして持っていくかという部分で地方創生の総合戦略版については考えてまいりたいというふうに考えております。

ただ、当然全国に広がるネットワークが今活動してきた中でもありますし、本町の町とし

てもそれなりのネットワークが築けてきたものと考えておりますし、そういった部分では、人材育成の分野が非常に大きな事業であったというふうに理解しております。

今後もそういった機会を作っていけるような対応を考えていかなければならないのではないかとこのように考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先に「いろり火の里」の「かっぱつ広場」が排水等で改修されましたけれども、グラウンドゴルフ大会があるのでということでもあります。今現在、アスレにもあり、そして「かっぱつ広場」でもできる。今度事業展開する「かわまちづくり」のところにもできるということでありまして、正直な話、前よりはグラウンドゴルフ人口も縮小しています。その中でこの三つの場所ができるわけですが、その維持管理をどう維持する考えなのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 今年度整備したところでございますので、来年大会までについては、当然町の方で管理をしていくというふうに考えておるところでございます。今般、議案として上程させていただきました来年度の当初予算にも、その必要な経費としていろり火の経費の方に入っているものでございます。

その後の移行につきましては、当然来年度についてもグラウンドゴルフ協会の全面的な協力もいただきながら予算計上をさせていただいたところでありますし、当然人的協力もいただくというようなことでグラウンドゴルフ協会とは調整をしているところでございます。

ただ、具体的な作業名については今後の予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議長（成田光雄議員） 次に、8番 梅津 博議員、登壇願ひます。8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員）

1. 地方創生について

1. 国の「まち・ひと・しごと創生法」に対応した地方版総合戦略の策定に関して、基本的な考えを伺う。

2. 人口減少問題について、隣接市町との協調と競争のバランスをどの様にするべきか、見解を伺う。

3. 町の基幹産業である農業の振興は、地方創生の実現に向け重要事項と考える。

平成27年度から始まる「瑞穂の郷づくり事業」の位置付けと今後の事業展開について方針を伺う。

- | | |
|------------------------|---|
| 2. 「ふるさと応援寄附金」
について | 1. 「ふるさと応援寄附金」制度について、条例化すべきと考えるが、見解を伺う。

2. 寄附金の活用策について、地方版総合戦略との整合性を図るべきと考えるが、見解を伺う。 |
|------------------------|---|

平成27年第2回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、地方創生について質問いたします。

1点目として、国の「まち・ひち・しごと創生法」に対応した地方版総合戦略の策定に関して、基本的な考えを伺います。

2点目として、人口減少問題について、隣接市町との協調と競争のバランスをどのようにとるべきか、見解を伺います。

3点目として、町の基幹産業である農業の振興は、地方創生の実現に向け、重要事項と考えます。平成27年度から始まる「瑞穂の郷づくり事業」の位置付けと今後の事業展開について方針を伺います。

次に、ふるさと応援寄附金について伺います。

1点目として、ふるさと応援寄附金制度について、条例化すべきと考えますが、見解を伺います。

2点目として、寄附金の活用策について、地方版総合戦略との整合性を図るべきと考えますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

初めに、地方創生に係る地方版総合戦略の基本的な考え方についてのご質問ですが、国は、人口減少による地域経済の縮小を危惧する観点から「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「地方における安定した雇用の創出」、「地方への人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての支援」、「安心なくらしと地域の連携」の四つを基本目標とした総合戦略により、地方創生を国家戦略として進めようとしているところであります。

また、この創生法では、地方自治体においても、それぞれ「まち・ひと・しごと創生」の総合戦略、いわゆる地方版総合戦略を策定する規定が設けられたところであります。

ご承知のように、本町においては、人口減少による地域の活力低下については、平成23年度からスタートいたしました第3次三川町総合計画においても現況の重要課題として捉えているところであり、総合的な施策展開が必要であるとの認識のもと、課題解決のための行政が進めるべき分野について基本目標を定め、各施策の充実、展開を図っているところであります。

また、国が重要視している総合戦略に掲げる事業効果の検証や改善方策などPDCAサイ

クルの確立についても、本町ではすでに実施しているところでもあります。

しかしながら、地方版総合戦略については、国の支援により策定が義務付けされていることから、本町としても人口ビジョン等を見据えながら総合戦略を策定し、今後の本町の課題解決と発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目の人口減少問題についての見解についてであります。ご承知のとおり、本町人口の減少率は県内でも少ない方に位置し、ここ数年は社会的人口動態で見ると、転出より転入が多い状況となっているところでもあります。

しかし、定住人口を長期的な視点で捉えると、本町のみならず、庄内全体での対応が必要となってくるものであります。そのためには、現在の庄内南部と庄内北部の定住自立圏域の市町が同一認識のもとに連携し、一丸となって取り組んでいくべきであり、本町としても、できる政策等の実行によりその役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、「瑞穂の郷づくり事業」につきましては、このたびの大幅な米価の下落が、生産意欲の減退のみならず、農業経営の継続が危惧される中、さらに生産者主体の米の需給調整が平成30年産を目途に実施されようとしております。このため、需要に応じた稲作を推進するにあたり、本町の米づくりの特色を活かした施策を展開し、農業所得の向上に繋げることを目的に取り組むものであります。

内容的には、大規模水田経営による担い手への農用地集積・集約化及び直播システム導入等による生産コストの縮減、有機・特裁のこだわり米づくりの推進を当該事業の3本柱に据え、3年を期限にその効果を検証するとともに、その後は、JA、生産者団体の主体的な取り組みに繋がることを期待しているところでもあります。

このたびの地方創生事業から見れば、地域の課題解決に向けた取り組みであることから、今後「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金に関する2点のご質問については、関連がございますので一括にご答弁申し上げます。

まず、ふるさと応援寄附金を条例化すべきとのご提案であります。ふるさと応援寄附金を広く募るとともに、その財源としての使途については、寄附者の意向に沿って個性あるまちづくりに繋げていくべきとの趣旨からのご提言と思われまふ。

ご承知のとおり、ふるさと応援寄附金は、自分のふるさとや応援したい自治体などに寄附することにより、税の偏在性を少なくするとともに、個性豊かで魅力あふれるふるさとづくりを支援する制度であり、その寄附金の使途内容については寄附者の意向に沿ったものになるのが基本であります。

このようなことから、本町ではふるさと基金に積み立て、各寄附者の意思に沿い、翌年度以降の総合計画事業にその財源として明示しながら活用し、また、ホームページ等での公表も行うなど、透明性を確保していくこととしていることから、現時点においてはご提案の条例化は考えていないものであります。

また、来年度策定する地方版総合戦略にかかわる各種の事業については、総合計画事業として位置付けし、整合性を保ちながら、計画的、継続的な取り組みを展開していきたいと考

えております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、順次2回目の質問に入りたいと思いますけれども、今回は一般質問ということで、7名の議員の皆様方が質問しておりますし、私の質問内容についても同僚議員数名の方々と同じような質問になってダブっている部分もあるようでございます。そういったことからすれば、同じような質問はなるべく避けまして短めに終わりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、地方創生についてであります。

ただいまの答弁の中で、三川町の第3次総合計画というものが基本にありながら今まで進めてきたというお話もございましたし、そのとおりだと思います。その中で今回、国からこの計画の策定の義務付けがなされたということでございます。一つ危惧される点がありますので、その点からお考えを伺いたいと思います。

それは何かといいますと、当初、この地方創生論というものが出てきた際に担当大臣も言っていたように記憶しますが、要するに、その地方、地方のアイデアを生かしながら、特徴のある地方の創生、あるいは創造というものをやってもらいたいんだというふうな話があったように思います。

今回、この資料をいただきました、まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣官房から出ている資料でございますが、この中で、表向きは「地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進する。」というふうなことが謳われておりますけれども、その実態とすれば、提示された四つの基本目標、それから同じように提示されている様々なメニュー、この中から選択するというふうな話になっているようでございます。

今回の26年度補正に関しても、本町に3,960万ほど来ましたが、その使い道に関しても、当初は自由な使い道の交付金というふうな話もありましたが、現実的には使い道がある程度決められている、消費喚起型、あるいは地方創生型ということで決められている。そういったことからすれば、当初の政府の触れ込みにあったような、自由な独自の発想ができるような内容ではないのではないかとというふうに私は思うんですけれども、当局の方ではこの点についてどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 今回の国の交付の内容としましては、議員おっしゃるとおり、一つには創生法によります総合戦略にかかわる地方創生分の費用、さらには地方消費の喚起としまして消費拡大を中心にした助成、これらが一緒の事業費として、補助金として来ているという内容のものでございます。

その際に、消費拡大につきましては、現金の交付はならないですとかいろんな条件もやはりついております。しかしながら、それに対しますアイデアとしまして、地方のアイデアというような形での発言ではございましたが、例示としまして、プレミアム商品券というような部分が例示もされたところでございました。

庄内各市町村の状況等も見極めながらその内容についてアイデアを出したところでご

ざいますが、地方消費の喚起としましては、安易な形になるわけですが、どの市町村もプレミアム商品券の発行、さらには、数町でございすが旅行券というようなことで、消費の喚起がどこまで浸透するかという部分、非常に心もとないわけですが、本町としましては、それに子育て支援というような三つの項目を掲げたところでございます。

どうしても、地方消費喚起といいますと、いかに皆さんから現金なり資金を地域の中で回していただくか、それに対する部分としまして、従来、ふるさと創生で1億円の補助金が来た際にも地域振興券というような実績がございましたが、それら等が消費としては非常にしやすい、消費しやすい部分ではないかという部分になったところであります。

また、具体的な内容も1月下旬頃に通知されたところでありまして、当初予算の編成の一番忙しい時期にどの市町村もそういった連絡をいただいたということで、具体的に戦略的なアイデアを出すというところまではなかなか行きづらかったのではないのかというふうに考えております。

また、地方版総合戦略につきましても、国の基本目標に沿った形で、地域の実情に合ったアイデアでということですが、これにつきましても、いろいろな細かい部分でいきますと制約が当然出てくるというものでございますが、本町として、どの市町村もそうなわけですが、総合戦略を策定する前の先行型での事業だという部分では、総合戦略に載るであろう事業、これの洗い出しという部分でございますので、なかなかこれを有効に使うという部分ではある程度アイデアは出せるわけですが、先行型という部分では、非常にどの部分を先行型にしていく市内の合意もなかなかとりづらい中での先行型を定めたところでございます。

そうした部分では、なかなか国の趣旨に合致している部分になるかどうかという部分も非常に心もとないわけですが、すでに国の方ではこういった事業で了解するというところで内示をいただいたところでございまして、これを、先行型は先行型としても、各議員からご提言がありましたとおり、人口減少対策の中で、これは県でも人口減少対策は今年度プロジェクトチームを作りながら来年度の予算要求に向けて進めてきたところでございまして、本町でも当然ながら、今まで第3次総合計画の課題認識として人口減少をすでに掲げておりまして、これに対して総合計画で各般の施策を展開しながら人口減少に歯止めをかけていくという部分で進めてきたところでございます。

そうした部分では、ここ2、3年で、先程の答弁にもございましたとおり転出人口よりも転入人口の方が多くなっている状況になってございます。これが、それでは三川の全域を考えた場合には、三川全域に広める方法という部分も一つには考えていかざるを得ないのかというふうに考えますし、今現在は当然一定の地域での人口増という部分がございますので、でき得る限り全域での人口増に結びつけるような総合戦略をこれから考えていかなければならないのかというふうに考えております。

したがいまして、具体的なアイデアという部分についてはなかなか先行型では実現できなかったかもしれませんが、来年度の計画策定に向けて、三川の実情に合った計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） この事業が提示された時期の話もございました。確かに一番忙しい時期にこの課題が突きつけられたということで、ある程度の国の雛形といいますか、そこまでは出していないわけですが、同じような内容でどこの自治体もなっているのかというふうに思ったところでした。

そういったところから、27年に向けて繰越明許になった部分でこれからの計画あるいは消費喚起型というものがスタートするわけでございますけれども、それを28年度以降にも繋げていかなければならないということなわけです。

国で示しています5ヵ年という時限的なものについて、これは町長に伺いたいと思うんですけども、今回2015年から2019年までの時限的な地方版の総合戦略策定計画ですが、先程の答弁の中で第3次総合計画の中での取り組みの実績もありましたが、それに続くようなという、あるいは連動性という話もございました。この5年という時限的な施策に関しては、人口問題あるいは消費や経済の底上げへの対応というのは5年ではなかなか解決できない、そういった大きな課題であろうと思います。

その中で、先程も申し上げましたけれども、三川町で取り組んでいる第3次総合計画、これもたまたまもう5、6年を残す時期に来ているということもあります。今回の総合戦略について、ポスト第3次総合計画、こういうものをにらんだ中で、見据えた中でこの5年をどう作っていくのか、そういった視点が、基本的な考え方が必要ではないかと私は思います。

町長においてはどのような考え方をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の国の総合戦略につきましては、共同通信が行った全国の市町村の首長アンケートにおいて、約7割の自治体がある程度の評価ができるというような回答をされているようであります。しかも、今回国が示している地方創生という部分の基本目標としている四つについても、すべての基本目標が7割あるいは8割が評価をしているというようなアンケート結果になっているようであります。

こうしたことで、今回の地方創生に係る総合戦略という部分については、どの市町村も同じパッケージというかメニューで、もう地方創生頑張りますよというような地方版の総合戦略を作らざるを得ない、そういった背景がここにはあるということも考えていながら、本来であれば地方創生というのはそれぞれの地方自治体がアイデアを持って、国にこの地域の地方創生というのはこういう形で進めたいということを言っていくのがこれからの、特に山形県においては町村会の役割ではないかというふうに感じているところであります。

その中においても、これからの本町の第3次三川町総合計画とこれからの地方版総合戦略という部分については、やはり一番の大きな課題というのは、本町の第3次三川町総合計画で示している人口フレーム、これについては前も答弁申し上げているわけですが、自然動態での減少を社会動態でカバーができるのかといったことにおいては、非常に難しい状況にあるというふうに思うところであります。

こういう中においても、国が総合戦略で進める大きな柱の中に、地方において若者の雇用

の場を創出し、その若者が安心して子育てできるような環境づくり、さらには中央から地方へ人の流れを呼び込めるような、その地域の経済、産業の振興策を図り、さらには定住、そして将来に向けた地域を維持するためのこれからの地方版の総合戦略としての計画づくりに向かわなければならないというふうになるわけであります。

こうしたところ、全国同じような取り組みにおいては、今の人口減少社会の中において、それぞれの自治体が競争なしにしてそれぞれの地方版総合戦略計画を策定しても、この自然の流れの中において、それをいかに解決できるかということが一番重要なこれからの本町における政策課題だというふうに認識いたしております。

この後の質問にも人口減少ということがあるわけでありますが、平成27年は国勢調査の年でもありますので、まずはこの第1段階において人口減少に歯止めをかけながら、これから国が示している四つの基本目標は三川版というものを戦略として持っていかなければならないというふうに思っているところでもありますので、何とか若者の雇用、そして都市から地方への人口の流入というのは非常に難しい課題でもあるかというふうに思うところであります。

その点からしても、本町における地理的な恵まれた条件、さらには子育てしやすい環境というものを内外にアピールしていくというような戦略、計画を策定してまいりたい、このように考えているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 今町長からの答弁にありました人口問題でございます。第3次総合計画の中でも、その最終目標は人口8,100人という目標が掲げられているわけでございます。最初の答弁の中でもありました、社会動態においては三川町が県内でも少ないわけですがけれども転入の方が多い自治体になっているという実態があるわけでございます。

そういった中で、国で出している人口動態の指針といいますか目標に関していえば、大都市圏から地方へ人口を移したいということもあります。それから自然動態の中では若い世代の結婚・妊娠・子育て、これを支援したいんだということでこの総合戦略の資料に載っているわけでございますけれども、それではこの三川町としてはどういった取り組みをしていくのかということでございます。

大都市から山形県へ、あるいは庄内へということに関していえば、先程の答弁にもありましたけれどもなかなか難しいものがありますし、ただ、山形県として、あるいは庄内の5市町、これについては南部、北部の定住自立圏における連携といったことで、庄内全体としての取り組み、これが必要であろうと。加えて、本町への転入の増加に関していえば、現実的には近隣市町からの転入というものを獲得していかなければならないということだと思います。

それから自然動態においては、三川町が第3次総合計画以前から取り組んでいる子育て支援策、それから教育の充実、あるいは住まいの支援といったものも着実に結果が出ているということだと思いますけれども、先程町長が言ったような全国同一の総合戦略ではだめなんだと。当然金太郎飴みたいなどこに行っても同じ政策では、都会からの流入もないでしょう

し、あるいは特徴あるものは出てこないということからすれば、やはり三川町として今までやってきた特徴ある施策といいますか支援策をさらに拡充していくといったことが、この総合戦略というものを足がかりにした今後の地域の活性化というものに絶対必要なのではないかと私は思っております。

ただその中で、質問の中で、最初の答弁の中ではあまり具体的なものが出なかったわけですが、庄内の中での三川町の立ち位置、要するに北部との連携協定もある、南部との連携協定もあるといった中で、町長は今競争という言葉が出ましたけれども、そういったものを競争、競争一辺倒ではだめであろうと思いますし、協調という部分も含めてバランスをとりながら三川町が頑張っていくんだということが必要かと私は思いますけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程競争というような発言もいたしたところでありますが、競争というのは、ある面においては、行政も民間企業並みにしっかりとした目標に向けた施策展開が必要だという思いも含めて競争というような言葉を使ったわけではありますが、特に梅津議員の言われる協調というような部分については、山形県内の市町村総じて言えることなのですが、人口減少の中において、どの市町村も定住あるいは子育て支援という施策を講じて人口減少の対策を講じてきているわけではありますが、それが山形県、あるいは庄内であれば庄内の地域が全体的に人口が減少しているというこの部分についての対策という部分からすれば、ある面において、本町はそのリーダー的な役割を果たしてきたというふうにも思っております。

これが今の県内の市町村の取り組みから見ますと、ほとんどが子育て支援、特に医療費の完全無料化というような、どんどんその点については子育て環境の充実ということで進めてきているわけではありますが、その部分についてもやはり先行した自治体があって、それが県内に広がりを見せ、人口減少対策として県もいろいろな取り組みを始めたということからすれば、この庄内地域全体の協調という部分においては、ある面において、子育て支援もほぼやれる支援というのは行っているのかというふうにも思うところであります。

こうした中で、これからの本町の子育て支援の一番重要な点については、今の若い世代の子育て中の皆さんの子育てに対するニーズというものをしっかりと受け止めていくということが一番重要ではないかと思えます。まさに行政そのものの経営、運営からいたしましても、町民ニーズというような表現のとおり、それぞれの立場における課題にどのような形で応えていくかということが子育て支援の充実につながり、それがこの庄内全体に広がっていくというようなことではないかと思うところであります。

特に、本町における若い世代の方々の定住という部分については、今まで三川町に住んでいる方々が、三川町というのは非常に暮らしやすい、子育て支援も充実しているというようなことがその年代の方々に広がったということも一つのこのような基盤づくりに繋がっているのではないかというふうにも思うところであります。

今日の一般質問等にも、これからの子育て支援策についてはハード、ソフト両面での充実

ということも来年度以降取り組みたいというような答弁もいたしておりますので、そういった点も含め、何とかこれからの本町における企業誘致による雇用の場の創出も含めて積極的な展開を図ってまいりたい、このように考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） そういった協調という部分に関して、本町が今までやってきた様々な施策に関して、やはりリーダー的な存在という認識のもとに、山形県あるいは庄内というものをぜひリードしながら全体で良い方向に進むようにと私も思っております。

また、子育て支援策等の充実に関しては、先行はしてきましたけれども、他自治体での充実ということからすれば、今後ともさらに本町は充実させていくといった方向を実施すべきと思っております。

そういった中で、雇用というものが出てきました。今回「瑞穂の郷づくり事業」というものを、今回の地方創生という事業に併せてやったわけではないというふうな今までの答弁ではありますけれども、ただ、今後これらの内容を総合戦略の中で検討していきたいという内容だったと思います。

確かに、いわゆる企業の誘致、あるいは企業によつての雇用の安定というものも当然あるわけがございますけれども、本町においては、一つのベースの産業というものの捉え方として農業を捉えていくべきかと。そういったことからすれば、ベースとしての雇用、安定した仕事としての農業というものをきちんと位置付けながらやっていくべきかと私は思っております。

そういったことの中で、今後稲作に関していえば、方向性も出ましたし、この事業が大いに役立つ事業ではないかと私は思っております。ただ、位置付けに関しては先程の答弁である程度納得しましたけれども、今後の展開について若干一つ、二つ伺いたいと思います。

この中で、事業計画、事業の案についての資料の中で出ておりますけれども、この事業に関していえば、先程もあつたように三つの柱、ただ、方向からすれば、要するに大規模化とコスト低減による所得の向上、これが一つの流れだと思つます。それからもう一つは、有機あるいは特裁による付加価値の創生、それから差別化ということの中での所得向上、そういった二つの流れかと思つます。

お聞きしたいのは、まず1点、有機栽培、それから特別栽培に関しての目標でございます。表をめくつて2枚目の資料の中では、有機栽培が10年後に40haということで、特裁と合わせて50%なわけですので、全体からすれば10%にもいっていないわけでございます。5%ぐらいの内容ですけれども。一方、次のページの事業設計のポイントという中での有機栽培米圃場割合、国内トップレベルである現状を書いてありますし、それを50%へというふうな内容がございます。これは有機米に限つての50%という捉え方でいいのか、あるいは特裁米を含めた50%という左側のページの内容が正しいのか、その辺を確認したいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいま、こちらで事前にお配りしておりました「瑞穂の

郷づくり事業」の資料の中の部分から、ご指摘ありました有機栽培米圃場割合を50%へというこの部分でございますけれども、この部分については、有機・特裁を含めた両方の意味でご理解いただきたいと考えております。

若干ミスプリントがございますが、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それを踏まえましてまた質問しますけれども、確かに米の方向というものが、先程の同僚議員からもありましたが、消費の拡大という話もありましたが、減産の方向へ向かっているし、今後も向かわなければならぬということだと思います。その中で所得の向上を目指すということでもありますから、なかなか難しい局面があるのかと思っております。

大規模化、それからコスト低減の一つの方向は一つの方向としてやれるところまでやるべきだと思いますし、一方、有機・特裁による差別化、あるいは前の一般質問でも申し上げましたけれども、食味向上への特化といったものも含めて、付加価値をつけたいわゆる高単価米といいますか、単価の高い米を作っていくこの方向性、併せ持って進むべきとは思いますが、農業者自身の力点といいますか、鍵を握るのは特裁米の方ではないかと私は思っております。その辺は行政の担当の方でも同じように思っているとは思いますが、これを進めるということはなかなか難しいことであろうと。

特に有機米の栽培に関していえば、非常に手間暇がかかるということからすれば、この事業フォローといいますか、10年後の目標に関しても妥当な面積かと思えますし、一方、特裁米に関していえば、現状で三川町で取り組んでいる特裁米の他にもいろんなタイプの特裁米というものがあるわけでございます。

そういった、例えば遊佐町で取り組んでいるのは、無化学肥料の中で7割減の農薬といったものを生協関係と契約してやっている。こういったことも、ただ40年ぐらいの取り組みの中で非常に安定した、昨年辺りも1万6,000円ぐらいの販売単価だったというふう聞いておりますけれども、実績になっている。目指すべきは消費者との繋がりということだと思いますので、先程も交流の重要性というものが指摘されましたし、答弁の中でも取り組みを支援していきたいということでございました。

この交流事業というものを、今回「瑞穂の郷づくり事業」の中では取り上げないで「がんばる農家支援事業」の中でやりましょうということなわけですが、この事業の一体感ということからすれば、誰がやるか、それは当然特裁米のグループがここに仮定しています生産者協議会、仮定としての協議会なわけですが、こういった組織が主体となって、作るだけではない、販売あるいは消費者との交流というものを今後の農業生産の一つの大きな仕事として位置付けるために事業化すべきではないかと私は思ったところですが、その辺、先程の答弁と同じようになるのか、あるいは発展的な話が出るのか分かりませんが、今後考えるべきかと思っておりますがどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 様々な話が今出たところでございますけれども、これまで

のこちらの方としての「瑞穂の郷づくり事業」の答弁といたしましても、この事業が平成27年度からスタートするという状況で、ここの様々な基本要件等はあるわけでありましたが、この件についても検証しながら、生産農家の方々といろいろ詰めながら、見直す部分があればそれはそれで直すべきだろうとは思っております。

事業そのものの一体感の中から販売への取り組みというご質問がございました。この事業についても、まずは「瑞穂の郷づくり事業」は、これも米に特化した形で事業を起こしている。農業振興を考えれば様々なメニューが必要となるわけで、当然販売というものも必要となるわけでありますけれども、この事業はまずは米の生産からどう所得に結びつけるかという一つの手法として作っている事業でございます。

その中でも、特に有機・特裁関係であれば、これからの農業の所得を上げる意味で、大規模のような大きな面積も要りませんし、その中である程度の高単価米というんですか、高い価格での米の販売が有利にできる。現にそういったグループの方もいらっしゃいますし、そういった団体、組織を、できればこの事業をもとにまたいろいろ、仲間づくりというわけではございませんけれども、そういうふうにしていくことが非常に農業経営を考える上で必要な方法ではないかと。

また、この事業そのものが、まずは大規模というメニューを一つ起こしてはいますけれども、これから当面考えられるのは、中間的な規模の方たちがどうなるかということかと思うんです。とすれば、その方たちが例えば有機・特裁の方に進むとか、あるいは、いや、大規模の方に進むとか、もう一つは、先程この中にもあります生産コストの低減に向かうとか、いろいろ選択はできるかと思えますけれども、中小規模クラスの農業経営者の方が今後どうなるかということを見ると、誰がその方の土地を受けるかということも非常に大きな問題になってくるのではないかと。その受け皿としてこの「瑞穂の郷づくり事業」が考えられるのではないかとということも作った理由の一つでございます。

販売につきましては、確かに資料の中でも、農協の農家を中心に組織立てに動こうという動きが今ございますけれども、たまたまこの事業があるから作るのではなく、たまたまそういう方たちの考えた事業が合致しているのではないかと。そういう意味合いから、これまでも答弁の中で「この事業を育ててほしい」という言い方をしましたが、そういう意味で、農家の方のいろんな考えを入れることで、さらにこの事業がよりいいものになるのではないかと思っております。

直接、販売そのものについては、それぞれ農家の皆さんが所属している団体もありますし、それはそれとして、これからの5年、10年を農家の皆さんが考えていただいた場合の一つの布石を投じる事業として対応していただければありがたいし、また、これも3年を一つの期限としてこの事業を作っている意味も、4年、5年以降についてはこれをベースに農業生産団体の方でもこの方向で行けるとすれば、ぜひこの事業を継続してほしいし、また、そういう声が農家の方から出るような事業にしてほしいと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今のお話の中で、今後のこの事業に関する期待というものも伺えた

と思います。

この事業に関していえば、ふるさと応援寄附金を財源としたふるさと基金というものから1,000万円以上の27年度の予算でありますし、3年間の実施計画の中でも、3年間実施するという今の時点での計画のようでございます。ふるさと応援寄附金というものの目的にも非常に合致していますし、あるいはこの事業の中で今後取り組みされる各三つの組織の人たちがいろいろな意見を出し合いながら、水田農業というものの将来を語り合いながら、あるいはそういった交流というものにも発展してもらえれば、非常にこちらとしての狙いにも合致すると私も思いますし、そういった方向で努力していただければと思います。

次に、ふるさと応援寄附金について再質問いたします。

最初の答弁の中では、条例化に関しては現時点では考えていないということがございました。ただ、今回は新しい要綱といたしまして、三川町のふるさと応援寄附金の謝礼品等募集要項というものを策定しながら、これは専ら謝礼品を出す側の規定といたしますか、取り決めになっております。

一方、町の方の業務に関して、どういった取り決めといたしますか、細かい取り決めがなされているのかというものが見えてこないということでございます。今回活用しましたふるさと基金に関しても、条例そのものは確かに目的に関しても、魅力ある地域づくりの資金に充てるということで、森羅万象すべて使えるような内容になっていますけれども、これに関しても少し整備すべきところがあるのではないかと私は思いますし、それも含めて、寄附金の制度そのものは国で規定しているわけでございますけれども、その後の一連の流れというものを規定するものが、条例とはいかないまでも、運用規程とかそういったものも含めて何らかの規定するものが必要ではないかと私は思ったところですが、そういった観点で再答弁をお願いできればと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。

ふるさと応援寄附金にかかわる条例の内容でのご質問でしたが、全国的にふるさと応援寄附にかかわる条例が設置されているところも確かにございます。設置年度も、ふるさと応援寄附金が出た段階ですでに作っている市町村もございますし、ごく最近、26年3月ですので去年辺りに作っているというところもございます。

内容的には、ふるさと応援寄附金をどうこうするというのではなくて、寄附金をどのように使うかという部分と、それに併せまして基金を設置するという条例に終始してございます。確かに議員申されますとおり、使途の流れがどういうふうになっていくかという部分については、条例化というよりも、具体的な運用の部分での基準を作るですとかそういった部分になろうかというふうに思っております。

ただ、今回、当然流れとして寄附金をいただいた分から関連経費を差し引いた分を基金に積み立てをし、翌年度以降の予算執行に充てるというような流れを作りましたのですが、この流れがどのように変わるという部分の心配もございますので、その辺、作れるかどうかという部分も併せまして検討はさせていただきますが、今現在の状況で、こういった部分で町

長の基本的な姿勢を示したという部分になりますので、この姿勢が変わった場合のご指摘がまたいろいろあろうかと思えます。そういった意味では、今回、一定の流れといいますか、そういった部分をお示しできたのではないかと考えておきまして、今後もこういった部分で、寄附金の中から費用を除きます内容について、その年度の基金に積み、翌年度以降の利用に供していきたいと思っております。

そのため、基金の部分としましてふるさと基金、今現在すでに内容も同じ設置目的で設置されております基金がございますので、これを有効に活用してまいりたいということで、今回、ふるさと基金の方に積み立てをし、翌年度以降に利用していくということで考えたところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 今現在の流れというものが私どもははっきりしている、あるいは町長も、あるいは担当部局の中でもはっきりしているということは理解いたします。ただ、これを明文化するという作業が一つ行政体としては必要なのではないかと。要するに、我々もいつまでいるわけではありませんし、担当の方もそうであります。そういうことからすれば、こういったものをどういうふうに使うとかあるいはどういう処理をするとかといったものは、運用規程あるいは運用基準というものを設けながらやるべきかと思ったところです。そういったものをどういう形に残すのかという要綱という部分もありますし、そういった形に残すのかというものを検討すべきかと私は思ったところでした。その辺については今後ともご検討願いたいと思えます。

それから、活用策についてであります。ある程度総合戦略との整合性を持った形でいきたいということでございました。

今回、27年度の予算の中では、ふるさと基金から2,160万という形で総合計画の中に、先程言いました「瑞穂の郷づくり事業」1,050万、その他いろいろ、秋まつり等、いろり火の里整備改修等、もろもろ合わせて1,600万ほどでございますし、その他、第3次総合計画の事業以外でも500万ほどの用途があるようでございます。

こういったものを、一つこまごまとした内容に関して、ルールづくりといいますか、こういったところに集中的に使おうといったものを少し整理すべきかと思えます。特に今回の総合戦略に関していえば、28年度以降の予算措置というものが国においてはまったく見えてこないということもございまして、ある程度総合戦略というものを続けるためにこの基金も生かしていくべきかと思えますけれども、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ふるさと納税の寄附金の用途の部分との今現在の総合戦略とのかわりでございますが、ふるさと寄附金につきましては、寄附者から現在の総合計画での基本の項目、これにつきまして、どの用途に寄附をいただけるかということで指定いただきながら寄附をいただいているところでございます。当然、総合戦略の部分については、総合計画の中に組み込まれて事業展開していくということになろうかと思えますが、その内容に合致したものであればふるさと応援寄附金を充当していくというような利用の仕方にな

るのではないかと。でないと、寄附していただいた方については総合計画の目標を基本として寄附をしていただいておりますので、総合戦略の内容についての寄附をいただいているものでもございませんので、そういった部分では総合計画を基本にして利用していく、その代わりに、総合戦略を総合計画の中に組み込んで利用していきたいというふうに考えているところでございます。

- 議長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。
- 議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)
- 議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 3時40分)
- 議長（成田光雄議員） 次に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。
- 3番（佐藤正治議員）

1. 交通安全対策について	1. 両田川橋架け替えの早期実現への取り組みは。また、建設促進期成同盟会等の今後について伺う。
2. 土地利用について	1. 発展性の高い土地利用の推進について伺う。
3. 農業政策について	1. 農業の経営基盤強化と生活環境の保持機能を持続し、発展させるための考えは。また、新たな「瑞穂の郷づくり事業」とは、伺う。
4. 公職選挙について	1. 投票時間の繰り上げについて、考えを伺う。

平成27年定例会において、通告に従い質問します。

初めに、交通安全対策について。

両田川橋架け替えの早期実現への取り組みは。また、建設促進期成同盟会等の今後について伺います。

2番目に、土地利用について。

発展性の高い土地利用の推進について伺います。

3つ目に、農業政策について。

農業の経営基盤強化と生活環境の保持機能を持続し、発展させるための考えは。また、新たな「瑞穂の郷づくり事業」とは、お伺いします。

最後に、公職選挙についてお伺いします。

投票時間の繰り上げについての考えをお伺いします。

- 議長（成田光雄議員） 阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項4の公職選挙につきましては、石川選挙管理委員会書記長よりご答弁いたします。

初めに、交通安全対策について、両田川橋の架け替えにつきましては、昨日も同様のご質

間にお答えいたしているところでありますが、両田川橋は昭和37年に木橋からコンクリート造の永久橋に改良され、東西田川を結ぶ橋として地域経済の活性化と広域的交流に大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、両田川橋は整備されてから50年以上経過し、老朽化が進行していることに加え、幅員が狭く歩道等も設置されていないことから、渋滞が頻繁に発生し、当該路線の隘路となっているところであります。

このような状況を踏まえ、本町といたしましては、庄内地方の発展に繋がる道路網としての整備の他、高次救急医療や災害発生時における広域的な緊急輸送道路としての役割を担う両田川橋の架け替えを早期に実現するため、来年度には当該橋梁に係る整備促進期成同盟会を設立し、隣接市町との緊密な連携を図りながら、引き続き県の方に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の発展性の高い土地利用についてのご質問であります。厳しい経済情勢の中にあつて、県内及び周辺自治体でも企業の誘致活動や宅地造成分譲には非常に苦慮している状況にあります。本町においては、土地開発公社の住宅団地の造成とともに、民間の開発による宅地分譲についても積極的に誘導してきたところであり、土地開発公社が整備した神花ニュータウンについては、今年度早々に完売したところであります。

また、産業団地への企業誘致活動においても積極的に展開してきたところであり、昨年、流通大手企業から進出の申し出をいただいたところであり、今年度早期の分譲に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

産業団地等の造成や宅地開発は、経済情勢に大きく左右されることから、十分慎重な対応が必要であることは言うまでもないところではあります。定住人口の増加策や雇用創出の観点から、今後も適正な土地利用を基本に推進していかなければならないものと考えているところであります。

次に、農業政策における農業の経営基盤強化と生活環境の保持機能に関するご質問についてお答えいたします。

初めに、本町の農業は、労働力の減少と生産環境の変化の中にあつて、農産物の安全・安心への取り組みと生産コストの低減に努めつつ、産地間競争の激化に立ち向かい、農業所得の向上を目指し、経営基盤の強化に努めてきたところであります。また、農業・農村の持つ多面的な機能を発揮し、地域ぐるみで効率的かつ安定的な農業経営の環境を今後も維持していく必要があります。

このため、本町といたしましては、水田畑地化対策事業や多面的機能支払交付金事業等に積極的に取り組むとともに、担い手への農用地の集積と新規就農等を継続して支援してまいりたいと考えております。

また、「瑞穂の郷づくり事業」につきましては、今後も需要に応じた稲作を推進するため、本町の米づくりの特色を活かした施策として取り組むものであり、農業所得の向上に繋げてまいりたいと考えているところであります。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） 投票時間の繰り上げについてのご質問にお答えいたします。

国におきましては、投票しやすい環境づくりを推し進めることを狙いに、平成10年に投票時間を2時間延長し午後8時までとし、さらに、平成15年に施行された期日前投票においても、投票時間を午後8時までと定めたところであります。

このような公職選挙法の改正は、投票しやすい環境を法律において確保したものであり、特別な事情がない限り、公職選挙法の定める投票時間により選挙を執行することが妥当であると考えているところであります。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 初めに、両田川橋架け替えについて、同僚議員も同じ質問をしていますので、なるべくダブらないように質問させていただきます。

第1点として、架け替えまでには相当の時間がかかると思います。その間の交通安全をより一層要望するものであります。特に、押切方面から歩行者、自転車が毎日買い物関係でいらっしゃる方が見えます。それらに対しても十分検討されることを希望します。そのような具体的な施策がございましたらお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 両田川橋の交通安全対策として、これは県の道路管理者の方でも現在も実施しているところでございますけれども、交通量調査を5年に1回実施しております。平成17年、それから平成22年ということで、平成27年も交通量調査を実施する予定としております。

そういった中で、歩行者、それから自転車、大型車の部分の貨物については規制がされまして、両田川橋の方を大型貨物は通行できないような形で県の公安委員会の方と調整し、通行が規制されたところでありますけれども、歩行者、自転車等の安全については極力、中型の車、そういったものが来ないように、県の方でも道路の交通のネットワーク上、例えば庄内町の方から三川町の方に来る車についても、庄内町の家根合の方からおぼこ大橋を流すような形で、道路の交通ネットワーク上の標識等、そういったもので誘導する。それから、現在も橋梁の長寿命化の一環として橋梁の工事をやってございますけれども、そういった安全上の配慮の部分を含めて、極力大型の車を橋の方に誘導しない方策についていろいろな関係機関とも調整して、極力安全に配慮してまいりたいということで県の方とも調整しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） それからこの両田川橋は、町長の答弁にもございましたように、昔の西田川郡、東田川郡を結ぶ、特に猪子、押切新田を結ぶ貴重な橋であります。ぜひとも早期実現を自分からもお願いし、次の質問に行きます。

土地利用について、発展性の高い土地利用ということで掲げましたが、現在、三川町で容易に開発できる土地、俗に言う白地の土地と言われるものがどのぐらい点在し、あるのか、それがどのぐらい、国とか様々な許可があると思いますが、それらをお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 農振地域の白地というご質問というふうにお聞きしましたが、農振地域の白地については、農業振興地域整備計画という計画の中で白地もしくは農業振興地域と定めている内容ですので、具体的な白地の面積については企画調整課では把握してございません。ただ、箇所的には今の袖東、桜木、役場周辺の土地、さらには今の産業団地の部分としまして、産業団地の第1期が今現在産業団地としてある部分であります、計画としては、第2期部分として、今ある産業団地から国道7号バイパスまでの区間が白地になっている。ある程度まとまった面積として白地としてある部分はその2ヵ所というふうにとらえております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） ぜひとも将来に向けて、今すぐ容易に開発して企業を誘致したり様々な住宅を設けたりすることはできないのは自分も分かっております。しかしながら、それは事前に将来に向けて前向きに取り組んで、いつの日か実現するように努力するべきだと自分は思います。

雇用の場を作り、次世代への労働の場を作るのは大変容易ではないのですが、必要だと思います。特に自分が議員になってからの視察研修の中でも、滋賀県竜王町ではダイハツ自動車、宮城県大衡村ではトヨタ自動車東日本とか東京都の墨田区ではアサヒビールとかタワーとか、様々勉強させていただきました。あれらに向けて、将来の考えがあればお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 議会での研修の内容については、大変申し訳ございませんが今承知していないところでありますが、本町の宅地開発、これにつきましては、平成4年以降の内容で見ますと、土地開発公社で172区画、また民間では239区画、合わせまして411区画の区画整理をして宅地造成を行い、住宅団地を進めまして、住民の転入促進に寄与したところでございます。

また一方、雇用につきましても、平成12年の国勢調査では、三川町から他市町村に勤めてきた人数2,279名ほどございますが、逆に他市町村から三川町へ勤務している人数も2,242人と、ほぼ同数の人数でございました。

しかしながら、22年の国勢調査では、他市町村に勤めに行っている数はほとんど変わってございませんが、他市町村から三川町へ勤務している方については3,234人と約1,000人の増が出てございます。三川町でそうした雇用の場の確保が図られてきたという裏づけとなつてございます。これは、とりもなおさず、大規模商業施設が大きく貢献したものであるというふうに想像できますけれども、本町で造成してきた工業団地等の雇用についてもそういった部分がなされるのではないかとこのように考えております。

そうしたことからしますと、なかなか企業の進出につきましては、そのときの景気具合によりまして、当然産業団地でも転出、増設したい企業のためにある程度増設を図ったわけがありますが、その後の景気状況によりまして、なかなか増設できなかったり進出できなかったり

たという経過の中で、今までもう一区画残っておったところであります。その一区画について、先程の答弁にもありましたとおり、去年大手流通企業の方からご照会がありまして、何とか早目に行いたい、契約まで行きたいというふうなことで考えておるところでございます。

とりもなおさず、工業団地を造成するためには相当の資金が必要でございます。今現在も一区画分譲できない部分で相当の借入れを行っているところでございますので、そうした部分では、軽々に、工業団地一つ作るにも本町の場合かなり厳しい状況にあるという状況になってございますけれども、近年、転入もしくは進出企業の照会もいろいろございますので、そうした部分では、議員から質問ありましたとおり、でき得る限りの雇用の場の確保を図りながら、また転入の増にも繋げてまいりたいというふうに考えております。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） ただいまの答弁で、1,000人の増となっていると伺いました。それは良いことだとは思いますが、その人数だけでなく、雇用の内容が大規模商業施設となりますと、殊7割、8割ぐらいが女性の方で、特にパート勤務等々が多いと自分は認識しております。それが団地型の製造業等々の、まずは地方公務員等、また大企業等に匹敵するような年間収入を得られる優良な企業の誘致は絶対必要と思います。ぜひともそれらを目標にしないと、隣接市町村でも、三川町では教育等、様々福祉を他に先んじて取り組んで、今のところ住宅地も増えつつあるようではありますが、国の政策でもその辺は取り組む、県でも取り組むということになりますと、三川だけが特有の、三川に住みたいというものが全国どこでも住みたいという傾向にあると思います。

それらを踏まえて、本当に家族を持って子どもを産み育てられるように、自分は常にそういうことを念頭に置いて思っております。その辺、いま一度優良企業の誘致について伺います。町長、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員の本当に熱い思いというのは、私もこれからの若者の雇用、しかも議員各位が研修したところというのは日本でもトップレベルの企業誘致をされたところということで、そこまで本町がやるといった場合においては、先程の企画調整課長の答弁にもありましたが、いろいろな高いハードルがあるのではないかというふうに感じているところであります。全国的にも、各自治体が企業誘致というようなことで、土地の造成、分譲を図っていながら、長期にわたってそこが企業誘致、あるいは販売に繋がっていないというようなところが数多くあるわけであります。それが県レベルでも企業誘致を行い、誘致企業に対する様々な支援策を講じてもなかなか企業誘致に繋がらないという、まさにその時期の経済情勢等もあるわけでありますが、本町においても、10年ほど、この産業団地の分譲、企業誘致には非常に長い年月を要したというようなことからいたしましても、いろいろこの企業誘致については県も支援策を持っているわけでありますので、そういった点については常々誘致活動を展開しているところでもありますので、そういった面についても十分対応していきたいというふうに思っているところであります。

ただ、佐藤正治議員の質問の中に、男性が安定した雇用の場というような趣旨のご発言が

あったわけでありますが、本町に存在する企業、数は鶴岡、酒田から見れば非常に少ないわけでありますが、優良企業が多いという状況でもあります。ただ、これが、三川町で将来働きたいんだけど仕事をする職場がないというような声をよく耳にするところがあります。しかしながら、企業が求める人材とマッチングしないという、それが本町の一番大きな課題ではないかというふうに思っているところでもあります。

そのようなことから、商工会とのいろいろな意見交換の場でも、やはり町内の優良企業がこれだけあるにもかかわらず、若者が地元に戻ってくるためのいろいろな現況は、そういった受け皿となっている現状というものを本人のみならず家族も共有していただきたいというような話をさせていただいております。そのような中で、これからの本町での雇用の場の創出という部分については、この部分も町民に情報を伝えていかなければならないのではないかと考えているところでもあります。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） ここ庄内は風がすごく強いわけですね。そして海洋性気候であります。夜、昼の温度差の少ない地帯と言われております。特に三川もそのとおりでありまして、それらの気候というものは、自分が聞いた話ですが、精密機器、高度な、この辺でいえば対馬の株式会社ニシカワの本社、つき合っているのが日本光学であります。また、キヤノンとか精密機器の製造する場所にしては、この庄内の海洋性気候というのはすごく向いている。温度差がないということは、1/100ミリの単位で誤差が来ないんだそうです。

そしてまた一つは、庄内は独特の吹雪があります。東郷小学校を例に挙げますと、猪子から天神堂まであの吹雪の中我慢して自分も歩きましたが、今の子どもたちも歩いております。あれらがすごく人間形成に対して、今の東郷小学校の校長先生も言っています、我慢強く吹雪に向かって進む、その根気強さが自然の中でできていると感じます。そういうすばらしい人間形成ができていく環境であるということも前面に出しながら、大都会とか土地の所有に対しても、他の地域より安価ではないかと思えます。また、鳥海山、月山と、自然は豊かです。また、夏の期間、7月に海水浴ができてスキーもできて、そういうすばらしい環境は全国でも少ないんだそうです。そのような点も考慮に入れながら、もっと積極的に誘致に頑張ってもらいたい、自分もできることであれば応援したいと思いますが、町長、もう一度少しお答えください。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 東郷地区の、特に猪子の住民の方々の我慢強さというのは、佐藤正治議員から発言されたように、先代の方々の地域づくりに対する熱意というもので十分察することができると思いますし、今本当に言われる、若い世代の子どもたちが将来三川町に戻ってきて活躍をしてもらえるようなその基盤づくりというものについては、まさに本町においてはこれからもある面においては我慢しなければならない状況もあるかというふうに思いますので、そういった面も含めて、粘り強く誘致活動を進めてまいりたい、このように思っているところでもあります。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） それでは次に、農業政策についてお伺いします。この部分は何人かの方が質問されていますので、自分からは少しお聞かせください。

「町としては、国による需要調整に併せ、米の再生産を保障する新たな収入保険制度の早期創設を今後とも国に強く要望する」と施政方針の中でも書いております。それらについて、いま一度、試みとかそういう点でお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） まず、施政方針にも述べております国への要望ということで、セーフティーネットという部分の文面かと思われませんが、その部分については、米の所得が26年度のように大幅に下落した場合、現在、ナラシによる制度はございますけれども、そのナラシ制度そのものが、まずは補てんが全部下落幅に応じた補てんになっていない、最大でも9割ということになるわけですし、また、農家自らが保険をかけなければならない、そういったこともあるわけです。

そういった意味で、果たして毎年このように下落が続く中で、米所得の保障的な現在の仕組みがどうなのかということでの考えを出したところでございますけれども、幸い国の方でもそういった、あれはもう2年くらいしてからですか、新しいセーフティーネットによる保険を作ろうとしているわけです。そういった保険を早急に、まずは農業の米に対する、再生産できる、安心した形で価格保証が行える、そういった制度を早急に作ってほしいということでの国への要望をしていきたいというような内容でございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） この間の衆議院選挙の山形2区の自民党の国会議員で鈴木代議士が公約として訴えている中に、全農産物の保険制度というのを公約で訴えていましたが、この辺はどう考えておりますか。また、瑞穂の郷等の中規模専業農家で取り組まない、兼業農家でこれからもいかにざるを得ないという農家に対しての取り組みがなされなければ、その人たちが農家を継続していくのが大変になるという事実がこれからあらうと思いますが、その辺の考えを少し伺いたいです。

○議長（成田光雄議員） 質問者に申し上げますが、前者も後者も一応通告外ということになりますので、よろしくお願いします。

3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） それでは、次の公職選挙についてお伺いします。

投票時間の繰り上げについてであります。

これは朝日新聞2月24日のものを書いてございます。原則8時までとされる終了時間を繰り上げる投票所はゼロゼロ年代から急増し、夜間に足を運ぶ有権者が少ない。職員や立会人の負担軽減、投票を早めるなどの理由で2時間ほど繰り上げている地域が多数ございます。

また、公職選挙法で定める投票所の開閉時間は午前7時から午後8時までと定められていますが、投票に障害がないと認められる特別な事情があれば、市町村の選管は終了を4時間まで繰り上げることができる。昨年の衆議院の繰り上げは44都道府県で計1万7,107カ所、全国の35%に達しているというものが報道されております。これらに対してどう考えてい

るかお聞かせください。

○議 長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） 投票時間の繰り上げ、まずは投票時間の短縮というご意見だと思いますが、今議員がおっしゃられました全国の様子については私どもは承知しておりませんでした。ただ、山形県内においては、過去、6時までということで2時間短縮した選挙が1回だけあったというのは承知しております。

その短縮した町におきましては、町の有志の方々が、投票時間の短縮ということで、多くの町民の意見の賛同を得て選挙管理委員会にお願いをした、それを受けて選挙管理委員会が大多数の意見だということでその意見を取り入れ、2時間短縮した、そういう例が1件あったということは承知しておりますが、この投票時間につきましては、先程も申し上げましたとおり公職選挙法に定められているものでございますから、ある意味国民にとって、町民にとってその時間というのは権利とも言えることだと思います。そういった中でそれを変更するということについては、特別な事情がない限りいろいろ難しい面があるのかと思っております。

ただ、そういった中で、終了時間を早めることによりまして、まずは投票結果、選挙結果を選挙民に早く教えることができる、また、投票立会人、管理者等の負担軽減、経費の節減、そういったメリットはあると思います。

ただ一方で、選挙によって終了時間が異なる場合、選挙人が忘れていたとか誤解していたとか、そういった選挙行動に混乱が出る可能性もあるというふうに思っております。そういった中で、もし早める場合については徹底した周知活動はしなければならいわけですが、そういうような、懸念される、心配される面を持っているというふうに考えております。

そういった中で、まずは本町において、現時点においては特別な事情というのは見当たらないということから、将来的課題ということで捉えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 先程話さなかったんですけども、ちなみに山形県は2014年の衆議院選挙で繰り上げ投票した場所が13.87%であります。一番それを実施しているのが福島県で、100%実施していると書いてあります。また、中には全然それを実行していないという県が、千葉、神奈川、大阪とあります。

ちなみに山形県は3番となっております。これは議会報告会の中でも、町民の中から、「立会人の確保が容易でない、なるべくであれば8時を6時に短縮願いたい」ということも言われております。当然、課長が言うとおりに経費節約もなるし、めったにない選挙ではありますが、最後の結果を確認し、また多くの人たちを動かす、そういう時間も2時間短縮になるということで、相当数効果があると思うので、ぜひとも検討を願いたい、そう思います。もう一度答弁できませんか。

○議 長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） 再質問の中にありました、繰り上げ投票を実施している市町村の数とか率というお話がございましたが、繰り上げ投票となりますと、本県に

おきましては飛島が該当するものでございます。自治体におきまして、離島等を抱えており、開票を始める時間までに投票箱の送致について多くの時間を要する場合、特別な事情ということで繰り上げ投票が認められております。この繰り上げ投票と今回ご質問いただいた投票時間の繰り上げ、短縮とは少し違う面があるのではないかと思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

また、立会人の確保につきましては、議員おっしゃいますとおり、町内会長会議だとかいろいろなところでご意見をいただいているところがございます。選挙管理委員会といたしましても、この確保策、別の方法をとということで検討を始めているところがございます。近い将来、何らか別の形というのを出していきたいというふうに考えております。

公職選挙法におきます現在の投票でございますが、選挙人の投票行動も期日前投票が実施されてから大きく変わっているという状況がございます。本町におきましても、去年の12月の衆議院議員選挙で期日前投票が総投票数の40%まで達しました。これはこれまでまったく想像しなかったことでございますが、このような本町の期日前投票の多さというのは本町だけの状況ではなくて、全国どこも同じような状況なのではないかと思っているところがございます。

したがって、国においてもこのような状況を捉えて何らかの動きを示してくるのではないかという予想もあることから、しばらく国の動きを注視してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今の話の続きではないんですけども、三川町では午後6時から8時までの投票者数というものを把握していますか。もし分かれば教えてください。

○議長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） これから申し上げますデータでございますが、去年の12月の衆議院議員選挙とおととの夏の参議院議員選挙の状況でございますが、午後6時以降8時までの投票者、去年の衆議院が約5%、おととの夏の参議院議員選挙が11%となっております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） この新聞の中にも、今の時間の投票者数は5ないし8%と極めて低く、またそれらを考慮し、経費等様々のものから特別な理由の中に繰り入れて短縮する考えで進んでほしいと自分は思いますが、どうですか。

○議長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） 議員がおっしゃいます特別な事情にそういったことが当てはまるのかどうか、一度選挙管理委員会でも話し合い、検討してみたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 以上で終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第2及び日程第3の以上2件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第2及び日程第3の以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「請願審査委員会報告 請願第1号」、日程第3、「請願審査委員会報告 請願第2号」、以上2件を一括議題とします。

請願第1号「農協改革をはじめとした「農業改革」について」、及び請願第2号「TPP（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める意見書提出を求める請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） それでは、報告書に従い報告いたします。

平成27年3月12日

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 阿 部 善 矢 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	平成27年 3月10日	農協改革をはじめとした「農業改革」について	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

2	平成27年 3月10日	TPP(環太平洋連携協定)交渉における国会決議の厳守を求める意見書提出を求める請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である
---	----------------	---	----	------------------

審査の内容について若干報告したいと思います。

受理番号1につきましては、昨年12月にも意見書を出しており、内容、趣旨についても同じである。農協切実の理念が尊重され、自己改革を推進すべきとの意見が多数出され、全員賛成でありました。

受理番号2、聖域である米を含む重要5品目は必ず守るべきとの意見が大勢を占め、これも全員賛成でありました。以上であります。

○議長(成田光雄議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 今回の請願、受理番号1番の方、「農協改革をはじめとした「農業改革」」とありますが、先程委員長より説明があったとおり、当議会では12月議会で農協改革に関する意見書提出請願を採択し、意見書を可決した次第であります。今回はこの農協改革の他に農業改革ということでありまして、この請願の中にあります農協・農業委員会の改革についてもあります。農協・農業委員会の意見は求めたのか伺いたいと思います。

次に、請願受理番号2の方ですけれども、TPP交渉における件であります。これは昨年の議会で同じ人からTPPに関して請願があり、当三川町議会は否決した経緯があります。それらの点との考量は、意見が出されたのか伺います。

○議長(成田光雄議員) 4番 阿部善矢議員。

○4番(阿部善矢議員) 農業委員会につきましても、いろいろ今改革ということで、農業委員会の立場から見れば弱体化を懸念されております。そうした面におきまして、農業者を守るためにも、そういう農業委員会の活動につきましても引き続きより強固な体制を組むべきとの説明員からの説明もございました。

TPPの否決の件につきましては、今回は国会決議にあります米を含む重要5品目を守るという1点だけのあれでしたので、今回は採択となっております。以上であります。

○議長(成田光雄議員) 2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 農業改革の点について、これは私は農協関係の職員関係から出た請願ではないかと思われませんが、当の農協の意見等、あるいは農業委員会の意見を聞いて審査結果を出すべきではなかったかと思えます。その点を伺っているんです。

○議長(成田光雄議員) 4番 阿部善矢議員。

○4番(阿部善矢議員) 確かに、最初の請願につきましては、山形県農協の労働組合の方から出されまして、説明員としても書記長の齋藤さんが見えられまして、内容について説明をいただきました。

そのような中におきまして、農業者にとっては大変厳しい状況下に置かれておりますので、何とか今以上に地域を守って、そして農業者が夢のある対応ができるように、何とか国会決議を遵守していただくように説明の中でもありましたので、そのようなことを含めて採択となったわけでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今委員長が、国会決議を尊重してということであります。ということは、農協改革を認めての採択ということになりますので、何かT P Pと混同しているような気がします。

国会決議では、農業改革を始める、この間の案では農協改革を決定している、全中との話し合いでやっているわけでありますので、国会決議を尊重するならば改革に賛成となるわけでありますので、反対としたということなので、その辺の、例えば今言葉を間違えたとすればそれはそれで了解します。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 全中の方では受け入れる方向にあるということではありますけれども、今出されている請願につきましては労働組合の方から出されている請願でありますので、若干その辺は差異、温度差はあるかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決を行います。

請願審査委員会報告2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、請願第1号「農協改革をはじめとした「農業改革」について」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、請願第2号「T P P（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める意見書提出を求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、請願第2号は、委員長報告のと

おり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会とします。

（午後 4時37分）

平成27年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年3月19日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	山科亮哉会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
本間明教育次長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	五十嵐章浩 書記	齋藤哲 書記
------------	----------	--------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 10 日 3月19日（木） 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議第 14号 | 三川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 3 | 議第 15号 | 三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 16号 | 三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設
定について |
| 日程第 5 | 議第 17号 | 三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関す
る条例の設定について |
| 日程第 6 | 議第 18号 | 三川町教育長の勤務時間等に関する条例の設定に
ついて |
| 日程第 7 | 議第 19号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例等的一部
を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議第 20号 | 三川町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第 9 | 議第 21号 | 三川町立保育所設置条例等の一部を改正する等の
条例の設定について |
| 日程第10 | 議第 22号 | 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の利用者負担に関する条例の設定について |
| 日程第11 | 議第 23号 | 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第12 | 議第 24号 | 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第 25号 | 三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第 26号 | 三川町包括的支援事業の実施に関する基準を定め
る条例の設定について |

日程第15	議第 27号	三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定について
日程第16	議第 28号	三川町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について
日程第17	議第 29号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議第 30号	三川町消防団条例の一部を改正する等の条例の設定について
日程第19	議第 31号	三川町文化交流館に係る指定管理者の指定について
日程第20	発議第 3号	三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	発議第 4号	三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第22	三川町議会議員の派遣について	
日程第23	発委第 1号	閉会中の所管事務調査について
日程第24	発委第 2号	閉会中の所管事務調査について
日程第25	発委第 3号	閉会中の所管事務調査について
日程第26	発委第 4号	閉会中の所管事務調査について
日程第27	意見書第1号	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について
日程第28	意見書第2号	T P P（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める意見書の提出について

○ 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。

○9 番（佐藤栄市議員）

予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

1. 開会の日時及び場所

平成27年3月10日午後3時36分から3時42分まで、13日午前9時30分から午後3時14分まで、17日午前9時30分から午後2時55分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月10日 9名、3月13日 9名、3月17日 9名

3. 欠席委員 3月10日 0名、3月13日 0名、3月17日 0名

4. 出席要請者 三川町長 監査委員 教育委員会委員長 農業委員会会長

5. 審査事項

議第 8号 平成27年度三川町一般会計予算

議第 9号 平成27年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第10号 平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第11号 平成27年度三川町介護保険特別会計予算

議第12号 平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第13号 平成27年度三川町下水道事業特別会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 成田元一 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果、委員長に 佐藤栄市 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 志田徳久 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

平成27年3月19日

三川町議会予算審査特別委員会
委員長 佐藤 栄 市 ㊞

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿

- 議長（成田光雄議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。
- 議長（成田光雄議員） これから討論を行います。
まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。
次に、原案に賛成者の発言を許します。
2番 志田徳久議員。
- 2番（志田徳久議員） 平成27年度予算に賛成の立場より討論します。
基幹産業である農業において多くの部分を占める米が26年産米価の大幅な下落により、町税の減収が見込まれる中、小中学校の屋内運動場の天井等落下防止改修、町民運動場の夜間照明塔改修、消防三川分署改築など、多くの歳出が予定され、財政調整基金、ふるさと基金、教育施設整備基金等を繰り入れ、消防団員の待遇改善、子育て支援の継続、新たに米に特化した「瑞穂の郷づくり」等、積極的に町民福祉の充実に努めようとしております。
特別会計では、一般会計よりの繰り入れを見込みながら収納率の向上に努め、円滑な事業運営が行われるよう努めようとしております。
しかし、27年度予算すべてにおいて自助・共助・公助の協働のまちづくりの観点から、すべて町に求める歳出ではなく、町民と知恵を出し合いながら進め、予算執行されることを望み、賛成討論といたします。議員諸兄の賛同を求めます。
- 議長（成田光雄議員） 以上で、討論を終了します。
- 議長（成田光雄議員） これから採決を行います。
各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。
なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、可決すべきものとして決定されております。
はじめに、議第8号「平成27年度三川町一般会計予算」の件を採決します。
お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「平成27年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第9号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第10号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第11号「平成27年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第11号「平成27年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第12号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第13号「平成27年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「平成27年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、議第14号「三川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第14号「三川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容につきましては、行政指導を行う際に示さなければならない規定を追加するとともに、行政指導の中止等を求めることができる規定、さらに、処分または行政指導を求めることができる規定を新たに定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 国の行政手続法の一部改正によりまして、特に本町におかれまして関係するいろいろな法律において、今回の条例の制定について、特に条文と照らし合わせて一部改正をしなければならないということについては提案理由、また、附則の中に「三川町税条例の一部改正」ということが生じております。となりますと、この一部改正によって本町においては地方税法上の一部改正のみという理解でよろしいのか。

それから、行政指導というものは相手方の自主的な協力が前提となると思いますが、相手方の求めに応じて法令の解釈とか、それから制度の仕組みを説明しなさいといった、そうした情報提供を求められた場合には行政指導のやるべきことなのかどうか、その辺を少しお知らせください。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず第1点目、今回の改正の理由でございますが、行政手続法につきましてはご案内のとおり、処分、行政指導、届出に関する手続き、命令等を定める手続きに関しまして、共通する事項を定めることによって行政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、国民の権利・利益の確保に資することを目的としているものでございます。

本町におきましても、町の機関が行う行政指導についても行政手続法に規定する行政指導の方式と同様に改正しまして、一層の行政指導の適正化を図ることが妥当な判断であろうということで今回改正するものでございます。

次に、町税、税条例に関するご質問でございますが、三川町行政手続条例の適用除外ということで、税条例において、例えばその場において完了する行為とか、既に通知されている事項と同一の内容を求めるものについては行政手続条例から除外します、こういう規定でありまして、今回の条例改正そのものは、新たな条文が発生したことによる条ずれを解消する改正でございます。

最後、3点目でございますが、相手方の求めにおいて、その求めの妥当性については町と

して審査し、判断しての対応となろうと考えております。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） ご質問にありました税条例関係の改正との関連につきまして補足説明させていただきます。

一般の行政手続条例の改正のうち、先程、総務課長が説明いたしました行政指導の中止等の求めに関する規定に関しましては、地方税法並びに町税条例、さらには徴収に關します国税徴収法の規定がございますので、この行政手続法に基づく中止の要求等の手続きは対象外であるという規定の内容になっておりますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今回の改正によって関係する法律的な、こういった法律があるかについての細かい法律名までは出てきませんでした、だいた条文との照らし合わせ作業というのは当然行われたのかと思います。一つひとつの法律の名前をお聞きするつもりはございませんが、相当な数に及ぶのかと想定されます。この辺の答弁はいただけなかったのですが、ただ、当事者といいますか、そうした相手方から求められた場合の情報提供については、今、課長の答弁ですと、町として縷々そうした判断をしての行動という説明でしたが、行政指導における求めに対する行為については行政指導にはあたらないのではないかと私は思いますが、もう一度、その辺の見解を伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 1回目の質問で答弁漏れがあったようでございますので、先にもちからご説明申し上げますが、三川町における行政指導の対象項目といたしまして、不利益処分、申請に対する処分、合わせまして650項目ほどになっております。これらにつきましては、今般、それぞれ審査基準の見直しを行い、本議会で条例改正を可決いただいた後、さらにそれぞれの個票の整理をし、4月1日の施行に備えたいと考えております。

また、求めに対する対応でございますが、それにつきましては、ここに定めます様々な手続きを行わなければならないか、その部分についてはこの条例によらず、町として適切な対応をしてまいりたいというものでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第14号「三川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第14号「三川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、議第15号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第15号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在、いろり火の里施設内にあります三川町高齢者若者センターにつきましては、建設以来、行政が直接、維持管理業務を行ってまいりましたが、いろり火の里施設との一体的な活用と利用者の利便性の向上を図る観点から、当該施設の設置根拠である本条例の改正を提案するものであります。

具体的には「三川町高齢者若者センター設置条例」を廃止し、同施設を「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例」の宿泊研修施設に位置付けるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第15号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第4、日程第5及び日程第6、以上3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、日程第5及び日程第6、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」の件、日程第5、議第17号「三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定」の件、及び日程第6、議第18号「三川町教育長の勤務時間等に関する条例の設定」の件、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」について、議第17号「三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定」について、及び議第18号「三川町教育長の勤務時間等に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

以上3件につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、教育長が職務に専念する義務を負う常勤の特別職として規定されたことから、教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する規定並びに教育長の職務に専念する義務の免除に関する規定並びに教育委員の費用弁償に関する規定を改めるものであります。

なお、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」につきましては、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」の制定に伴い、また、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例」に準じ、非常勤特別職の職名及び常勤特別職の給与についても併せて改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 少し細かいことで大変申し訳ないのですが、新旧対照表の中に「適正就学指導委員会」、それを「適正就学支援委員会」に名称替えということですが、本町の場合は条例より予算が先議されてきたという通例がございますが、予算審議の中では確か「指導委員会」となっておりました。この件に関して、どうして当時、予算計上の中から予算を掲載する時点から「適正就学支援委員会」として記載できなかったのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 職員定数条例等の一部を改正する条例の設定の中にあります「適正就学支援委員会」の件でのご質問でございます。

これにつきましては、2月20日に教育委員会を開催いたしまして、その教育委員会の中で「適正就学指導委員会の設置規則」を改正いたしました。その中で、この会の名称を「適正就学支援委員会」ということで定めたものでございます。

その背景といたしましては、県教育委員会が今年度、障害のある子どもに対する教育支援ということで、これまで就学手続きに関しましては指導というスタンスをとってまいりましたが、学校教育法施行令の改正等もありまして、これを支援するという立場で今後行っていくという方針が示されました。

教育委員会においても、この内容について26年中にその結論を出そうとしておりましたが、なかなか名称という部分でございましたので、予算の中では規則改正はしない状態でありましたので、まずは当初予算においては「指導委員会」ということで計上させていただき、2月の教育委員会において規則改正をさせて上程し、可決いただいたものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 一括ということでの審議なのですが、主に議第17号の方にかかわることで、これがメインだと思うのです。60年ぶりに教育委員会制度が変わるということの中身だと思うのですが、地方教育行政法の改正に基づく教育長の身分が一般職から特別職になって、これまでの教育長、教育委員長がなくなり、二つが一緒になった形の新教育長の権限がこれからどうなるのか伺いたいのと、今ですと、教育委員会の合議で決まった中身について、教育委員会の委員長がまとめ、それを事務局的な役割で教育長が事務執行するという形で教育行政は進められてきたと思います。今後、権限強化による教育長の役割がどういふふうになるのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 今回の新教育委員会制度の改正に伴って4月から施行されるものでございますけれども、まず一つは一般職から特別職になるということで、これまで教育公務員特例法によりまして教育長はその規定をされ、一般職として取り扱ってきたものでございますが、今回、法律の改正等もありまして特別職として位置付けられ、それに対応する今回条例設定、あるいは改正を上程させていただいたものでございます。

その権限につきましては、基本的に新教育長につきましてはこれまでどおり、教育委員長が教育委員会を代表してその権限を執行してまいりましたけれども、今後につきましても、一つは町から教育長に対する委任というものは変わりませんし、教育委員会を代表して行うものでございますので、教育委員会は合議制というスタイルは変わっておりません。ですので、教育委員会の中で、例えば教育長が提案したのに対して否決された場合については、否決されたものを執行できないということも規定されておりますので、基本的にはこれまでと権限については教育委員長の権限を引き継いでいくものと理解しております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 新しい体制であり変わらないという答弁なのですが、財政的な問題についていえば、首長側に移っているわけなので、その部分の問題、それから教育内容や教育の進め方や人事を含めて教育委員会の方でされるのかを伺いたいことと、総合教育会議という形で行うということなのですが、首長側の意思が教育行政に良い悪いは別にして大きく影響することになるのではないかと、今まで独立した教育行政ということで区別されていた面が今回の法改正でなくなるので、そこところが非常に危惧される場所だと私は思うのです。これがきちんと担保される保証があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 一つは今の予算執行の面だと思いますけれども、これに関しましては現在も130万円以内につきましては教育長の方に委任されておりますので、その中で執行しております。これについても変わりございません。そういった面では、予算の面では何ら変わりなく今後も進めていくことになろうかと思っております。

また、人事につきましても、あるいは教育の進め方という部分になりますけれども、今議会の初めに「教育委員会行政方針」を教育委員長が述べておりますが、その中でも教育委員長が申し上げましたとおり、これまでも首長との関係においては教育行政を進めるにあつ

ては密接な連携をとってまいりましたので、今後とも、教育の考え方・進め方を変える必要はないという施政方針を出しているところでございます。

それから、総合教育会議の首長の影響ということでございますが、ただいま申し上げた部分には大きく影響はありますが、基本的には今の町の教育の中長期の考え方そのものが、第3次三川町総合計画、これと一緒に盛り込んでおります。ですので、教育委員会、そして首長部局がともに策定した計画に基づいて現在の教育行政あるいは事務を執行しておりますので、大きく首長の影響を今後受けるという部分では、これまでと何ら変わらないものと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されております議第17号「三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について」につきまして、以下に述べます理由でこの案に賛成できませんので申し上げたいと思います。

この条例につきましては、地教法の組織の運営に関する法律の改正に基づくものとなっておりますが、これまでの教育行政から見まして二つの点で改悪されたのではないのでしょうか。

第1点は、すべての自治体にその教育の基本計画である大綱の策定を義務付け、その権限を首長に与えている点にあります。これにより、教育の独立性が非常に心配されます。

第2点は、教育委員長を廃止して新しい教育長に権限を統合したことです。そして教育長は首長の直接任命とした点です。これまで戦前の教育の反省に立ち、現場の教育の自主性を尊重し、教育内容への政治介入を避けることにありました。その仕組みが失われたのではないか、首長の教育への介入の危険性があるのではないか、大変危惧します。

しかし、最高意思決定機関としての教育委員会の枠組みは残りましたので、その独立性を保つことに努力されることを申し上げておきます。

教育委員制度の政治からの独立という原則が改悪された条例改正となっていることを指摘して、討論いたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま上程されております議第17号「三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について」、賛成の立場で討論いたします。

本条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の制定に伴い設定するものであり、新たな教育委員会の運営が滞りなく行われるために必要な一連の条例整備の一つと捉えます。したがって、何ら不都合はなく、必要不可欠のものであると認識します。

反対者は、先に述べた平成26年法律第76号による新たな教育委員会制度において、新

教育長や首長への権限の集中、また、首長による教育行政への過度な介入の懸念から本条例に反対の意見であります。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見通し等、制度の抜本的な改革を行うものであり、この点を十分理解すべきであります。

また、本定例会冒頭の平成27年度三川町教育委員会行政方針では、今回の教育委員会にかかわる規定の改正は教育委員会と地方公共団体の長との連携の強化が目的の一つとしており、本町においては、これまでどおり予算の編成や執行、保幼小中の連携による体系的な幼児・学校教育、生涯学習やスポーツ振興など、あらゆる分野において町長との連携を密にして本町の教育や文化の振興を図るとしており、何ら問題はないと判断します。

なお、新たな教育委員会制度において本町が目指す「教育の町 三川」というものがさらに前進するよう当局に申し添えながら賛成討論とします。議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件3件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議長（成田光雄議員） はじめに、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第17号「三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第17号「三川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第18号「三川町教育長の勤務時間等に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第18号「三川町教育長の勤務時間等に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第7、議第19号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第19号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県人事委員会の勧告等による県条例の改正に準じて、本町職員の給与等について改正いたすものであります。

その主な内容といたしましては、給料表について、県に準じて改正するとともに、地域手当における級地区分の増設と支給割合の引き上げ、単身赴任手当の基礎額及び加算額の引上げ、及び管理職員特別勤務手当の拡充、並びに条文整備であります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 今回の改正の中で、対照表を見ているのですが、第5条の中にあります「管理職手当」の前の現行の部分で「初任給調整手当」というものがあつたわけですが、改正後、これについては割愛されたということですが、三川町においては「初任給調整手当」というものが必要ないのかどうか、その辺、伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 初任給調整手当のご質問でございますが、この初任給調整手当につきましては、医学・歯学の専門家、特殊な専門知識を有する方を採用した際に、一般行政職と同様では妥当性に欠けるということからこの初任給調整手当で対応するものでございます。一般的には、町立病院を持っている自治体だとか、そういったところでの医師の採用の際にこういった手当を支給するものでございまして、本町におきましては現時点でそういった事例は想定できないことから廃止するものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 今現在、地域手当の支給対象者となる方はいらっしゃいませんけれども、「7級地」が増設されたとありますが、どの地域を指すのか説明をいただきたいと思っております。確か、かつて横浜に職員を派遣しておった人事交流の中では横浜は2級地となつておつたようですが、7級地の地域名をお知らせいただきたいと思っております。

それから、全体的な給与の県人事委員会勧告に準じた改正がございまして、本町も近年ずっと1級から6級までのフラット化を随分進めてきておるわけですが、この傾向によって、実質給与の全体的な推移といいますか、こういった傾向をたどっていくのかということと、それから管理職手当もございまして、特に6級の皆さん方に該当すると思っておりますけれども、非常に管理職手当は近年減額されておりますが、本給を除いて管理職手当との調整はなり得なかつたのかどうか、この辺の考え方を伺います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 第1点目のご質問の地域手当でございますが、7級地については、その想定箇所について資料がございませんので、ご容赦をお願いしたいと思っておりますが、ご質問にありましたとおり、1級地は東京都、2級地は横浜市、それから本町でも事例がございました6級地が仙台市という指定になっております。

次に、これからの給料の推移というご質問でございますが、今、国におきましては、給与制度の総合的な見直しという中で、地域の民間給与水準に応じた給料の設定というものを目指しているところでございます。

そういった考え方から、平成27年度におきましては給料表自体のベースを2%引き下げまして、その2%の財源を活用して、地域間格差、地域に応じた地域手当を支給しながら国全体に配置します国家公務員のバランスをとっていき、そういう考え方で今進んでいるところでございます。この考え方を受けまして、山形県人事委員会におきましても給料表そのものについては2%引き下げているところでございます。

そういった中、本町におきましては県が持っております給料表、1級から9級の中で1級から6級までを町の給料表として設定しているところでございまして、ご質問にもありましたとおり、その改定のバランスにつきましては、若い職員についてはアップ、年齢の高い職員については減額、そういった流れになっているところでございます。そういった考え方から、平成27年4月1日現在の給料については、本町におきましては1級から5級までは給与改定でアップしますが、6級在級職員の高年齢層を中心に減額というような状況になっております。

今後におきましても、このように地域の民間水準を意識しての給与水準を考慮して給料表を作成していく、こういった流れは今後続くものと考えております。

最後の管理職手当に関するご質問でございますが、ご案内のとおり、本町の管理職手当は県内でも非常に低い方に位置しております。ただ、そういった中で、昨年の12月の給与改定の際にも管理職手当のアップということも議論には上ったのですが、様々な状況を考えた上で、給料も上げ、手当も上げということはなかなか難しいだろうということで、管理職手当のアップは見送ったところでございます。

ただ、県内でも最も低い方に位置しているという状況は変わらないところでございますので、引き続き今後の課題として位置付けてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 全体的に今、課長が申し述べられましたように、管理職にあたっては県レベルの中でも非常に低い位置に位置していますということでもあります。これが、全体的な給与が非常にフラット化が進めば進むほど、管理職に置かれる立場といたしますか、そうした不利な状況といった言葉が適切かどうか分かりませんが、非常に難しい、厳しい状況に追い込まれていくのかと私は一部懸念しております。

それで、今回の給与の見直しにつきまして、本町の場合は、今、課長がおっしゃるとおり、あくまでも民間水準に照らし合わせて改定をやっていくという考え方が基本的な事項であります。

そうした意味からすると、特に本町の場合の技能労務者は今何級に位置しているのか定かではございませんが、技能労務者については非常に県レベルの中でも高いと私は認識しておりますが、その辺の点についての考え方についてはどのように見解を持っているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 技能労務職の給料につきましては、給料表の作成に関しまして根拠となるものが県で持っております行政職給料表2表というものを基準にして、以前から技能労務職の給料表を作成してきたところでございます。

そういったことから、まずは一般行政職も、さらに技能労務職も県に準じて改定しているところでございます。

なお、さらに技能労務職につきましては一般行政職とのバランス、そういったものも考慮しながら設定しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第19号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第8、日程第9及び日程第10、以上3件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、日程第9及び日程第10、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第8、議第20号「三川町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第9、議第21号「三川町立保育所設置条例等の一部を改正する等の条例の設定」の件、及び日程第10、議第22号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定」の件、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第20号「三川町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定」について、議第21号「三川町立保育所設置条例等の一部を改正する等の条例の設定」について、及び議第22号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

以上3件につきましては、「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、幼稚園並びに特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担について規定するとともに、保育所入所の要件となる保育の必要性の認定について定めるものであります。

なお、議第21号「三川町立保育所設置条例等の一部を改正する等の条例の設定」につきましては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正等に伴い、条文の改正についても併せて規定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件3件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議長（成田光雄議員） はじめに、議第20号「三川町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第21号「三川町立保育所設置条例等の一部を改正する等の条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町立保育所設置条例等の一部を改正する等の条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第22号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第11、議第23号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第23号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法第117条に規定する本町介護保険事業計画に基づく平成27年度からの3カ年間の第1号被保険者に係る保険料率、及び同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援事業につきまして、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、第5条の保険料率につきまして、介護保険法施行令第38条第1項各号に規定する第1号被保険者の区分に応じ、第1号から第9号にそれぞれ定める額に改正し、第6期計画におきましても、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料の額に改正するものであります。

さらに、介護予防・日常生活支援事業につきまして、円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、実施時期について附則に規定いたしたところであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時29分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 全員協議会や一般質問のときでも説明を受けたのですが、第5期の介護保険料、基準額が5,200円であったのが第6期は5,600円に改定となりましたが、現行平均の5,200円から見て400円の値上がりであります。第1期のときは2,690円から出発して、現在5,600円に向かっているということなのですが、保険料増額の内訳の根拠について伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今回の保険料設定、とりわけ月額基準額、今ご質問ありましたとおり、第5期と第6期を比較しますと400円のアップということでございますけれども、保険料額の設定の要因としましては大きく4点ほどありますが、一つが、第1号被保険者数の増加に比例した要介護等認定者数の増加をまず一つ見込んでおります。

それから二つ目として、高齢化に伴う要介護度等の重度化ということで、要介護3以上の認定を受ける者が増える見込みである。

三つ目として、介護給付費の増加であります。第1号被保険者数の増加、それから介護報酬改定の影響を考慮したとしても、やはり月額保険料の増加を見込んだところでございます。

四つ目としましては、第1号被保険者の負担割合の増加という部分がございます。第6期におきましては保険給付額等に対する第1号被保険者の負担割合が21%から22%に増えることになり、介護給付費の準備基金を全額取り崩して繰り入れた場合であっても、総合的に見て月額400円の基準額でございますが増加する見込みである、そのように見込んだところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 4点の理由でということは分かるのですが、本当に今、特に年金にして月3万円から6万円くらいもらっている方々が一番厳しい状況にあると思うのです。日常生活の中では、年金から固定資産税や光熱費、電話料金、電気料金、町内会費、葬祭費、交際費、医療費などを払わなければいけない。今、高齢者の人は医療に関しても幾つかの病気を持って臨んでいるみたいなどころがあると思うのです。そういう中で、何とか軽減負担ということで、鶴岡なのですが、鶴岡では、第5期は10段階であったものが第6期は12段階にしているのです。課税対象者に配慮した保険料になっているということなのですが、近隣の市町の段階等を参考にされたのか、また、そのことは委員会の方では検討されたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 現行の保険料段階につきましては、国の省令の特別の基準による保険料の算定の規定によりまして、現行6段階のものが8段階という形で三川町の場合は設定したところでございますし、第6期につきましては、省令による保険料等の算定に関する基準につきましては9段階となっております。今回は国の省令の基準となる段階を採用させていただきました。

その理由としましては、一つは、大きな人口を抱えた市とかそういう都市であれば所得階層もいろんな階層がいらっしゃるわけですけれども、本町の場合、こういった小さな自治体の中で段階を大きくしましても、逆に所得の大きい方の負担が一気に増えてしまう、そのような状況になります。第5期におきます一番高い段階の8段階の方については標準に対して1.5倍ですし、第6期におきましては1.7倍というようなことで、若干、高所得者の方については負担が増えるという形になります。これを例えば10段階・12段階という形に持っていくとさらに大きな負担に繋がるということで、本町の所得階層、人口、そういったものから考えますと、やはり適切ではない、そういうことで大体9段階が適切だろうということで判断したところでございます。

さらに、高所得者に関しましては、今年の8月から介護サービスを受けた場合に2割の負担になる方も出てくるところでございます。そういったことも勘案しておりますし、さらに低所得者については低所得者保険料軽減負担金ということで、公費半額の枠外で軽減措置されるということでございますので、そういったことを総合的に勘案しまして、今回9段階ということで設定させていただいたところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今の説明でも内容的には分かるのですが、やはり小さな町だからこそ低所得者の方々の置かれている状態が見えると思うのです。だからそこに、先程言いましたけれども、特に年金の3万から6万ぐらいのベースの方々が一番しんどいところがあると思うのです。

それで、いろんな町でも行われているところはあると聞いているのですが、値上げを抑えるために一般財源からの繰り入れはできないのか、また、その際に国からの指導かペナルティはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 制度化されている以外の部分で一般会計から介護保険特別会計の方に繰り入れて軽減をというご質問でございますけれども、そうした場合であっても、ペナルティということは聞いておりません。しかしながら、国としての強い指導がございます。

具体的に申し上げますと、単独での減免については、被保険者間の公平性の確保、それから健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点からこれまでも示してきているということでございまして、三つの原則がございます。保険料の全額免除、それから収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の投入、こういったものについては適切ではないというようなことで、引き続き三原則の遵守に関し、各保険者において適切に対応していただきたいという強い指導が入っております。

そのようなことも踏まえまして、本町ではルール以上の減免等については考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されております議第23号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、以下に述べます理由でこの案に賛成できませんので、申し上げたいと思います。

第1に、被保険者の保険料負担というのは、1号被保険者あるいは2号被保険者におかれましてもそれぞれ限界に来ております。今回対象の1号被保険者においては、第1期、2000年の月額介護保険料は2,690円でした。それが第6期は5,600円で、2倍以上に跳ね上がっています。年金生活者は、年金は減る一方で介護保険料は増える一方というまったく八方塞がりではありませんか。私は次のことを指摘します。

地方自治体が一般財源を介護保険特別会計等に繰り入れることに対して、2002年3月の参議院の厚生労働委員会で、当時、日本共産党の井上美代参議院議員が次のように質問しております。「自治体が福祉増進のために頑張るということは、地方自治法に明記されています。保険料の全額免除、収入のみに着目した一律免除、保険料減免分に対する一般財源繰入はできないという三つの原則は自治体を圧迫し、いろいろな矛盾を起こしています。この三つの原則は撤回すべきではないか。」と質問したのに対し、当時の坂口厚生労働大臣は、「私たちは三つの原則を乗り越えてやることを奨励はしないが、皆さん方の主体性を尊重はする。」と答弁しています。つまり、自治体が地方自治の目的である住民福祉の向上を図るために介護保険の独自減免を行うことができるのです。

実際、北海道長沼町、人口1万2,000人、高齢化率30%3,600人の町で、第5期に一般会計から1億円を繰り入れたのに続き、第6期でも8,000万円繰り入れ、その結果、保険料を月額5,359円に抑制する計画です。第6期の全国平均5,550円より200円近く低くなって

います。

高齢化率の高い本町にとりましても、多くの年金生活者が介護保険料・国保税・後期高齢者医療保険料の値上げ、そして年金の削減で悲鳴を上げています。いま一度、一般会計からの繰り入れを求め、反対討論とします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） ただいま上程されています議第23号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」について、原案に対し賛成の立場で討論いたします。

我が国では、総人口が減少し続ける一方、いわゆる団塊の世代が高齢期に達したことから、総人口に占める高齢者率が大幅に増加する傾向にあります。

本町では、平成22年度国勢調査時点において高齢化率が30%を超え、その比率は今後ますます上昇していくことが見込まれております。平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢者の増加とともに認知症高齢者や介護を要する方の数も増えることが予想されます。

こうしたことから、このたび策定の第6期介護保険事業計画においては、今後の10年間を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、介護や介護予防をはじめとした日常生活の支援が包括的に確保される地域包括支援システムを構築することとされているものであります。

平成27年度から3カ年の第1号被保険者に係る介護保険料については、省令により標準の段階設定が現行の6段階から9段階に見直され、さらに給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者保険料の軽減を強化する低所得者保険料軽減負担金が措置されるものであります。第6期の介護保険事業計画においては、現行の8段階から条例の標準である9段階とし、月額基準額についても、介護給付準備基金を活用するなど400円増7.7%のアップ率に抑え、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定となっているものと認識しております。

今後とも、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化などによる介護ニーズの高まり、さらには核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化していることであって、高齢者の介護を社会全体で支え合う介護保険制度の重要性和制度の安定した継続が求められております。保険料の額は保険給付に関する費用の見込み額に照らし、3カ年を通じ財政の均衡を保つこと、かつ被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料の額に改正するものであり、このたびの保険料額の改正については妥当と判断しているものであります。

また、附則に規定されました介護予防・日常生活支援事業につきましては、平成29年度までの円滑な移行のため、十分な準備期間が必要なこと等を踏まえたものであり、理解できるものであります。以上、議員諸兄の賛同をお願いしまして討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第23号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の

制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 1 名)

○議長(成田光雄議員) 起立多数であります。したがって、議第23号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) お諮りいたします。日程第12及び日程第13、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第12及び日程第13、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第12、議第24号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第13、議第25号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました議第24号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、及び議第25号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、国の省令の文言整理に伴う規定の整理、及び指定小規模多機能型居宅介護事業所における登録定員及び利用定員の上限の変更等であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番(小林茂吉議員) まず、「看護小規模多機能型居宅介護」、非常に名称が長くなって、逆に理解しづらくなるような名称にされましたけれども、まず一つは第12条の改正がございます。一つ大きなことは「外部評価」、この文言が抜けております。しかしながら、公表はしていくと謳われておりますが、こうした評価のあり方について、非常に曖昧でよく分かりません。この辺の中身についてどう把握しているのか説明を求めたいと思っております。

それから、登録定員の改正もありまして、当然のごとく地域密着型サービスでありますか

ら登録定員の上限は29人と既になっておるのですが、「25人」から「29人」に増員した背景というものはどういったことが考えられるのか、その説明をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 第12条の「外部の者による評価」云々の評価の関係でございますが、「定期的に外部の者による評価を受けて」云々につきましては、この文言が削ってあるわけでございますが、一つは地域の運営推進会議、これは2ヵ月に1回開いておりますし、さらに地域密着型の運営会議、そういったものの中で評価をしていくとなってございます。

さらに二つ目の質問では、今回、49条の方で現行「25人」が「29人」に変更になったということでございますけれども、これにつきましては国の社会保障審議会の中の介護給付費分科会、この中で登録定員を増やしてほしいという要望が出たという背景がございまして、それを受けたものでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 実質、今答弁がありました運営推進会議等についての構成のあり方はどうなっているのでしょうか。利用者の家族とか、また地域の代表とか、それから町が運営いたします地域包括支援センターの職員もその中に入っていくのかどうか、その構成について少し説明を求めたいと思います。

それから、今、国の方での審議会の中でそうした要望が出された。その要望になる根拠の説明を聞いたかったのですが、その辺、もし分かれば教えてください。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 運営推進会議の方につきましては、今ご質問がありましたとおり、地元の代表者の方、町内会長、それから利用者の代表の方、町の方からは介護支援係の職員が参加しているところでございます。

2点目の登録人数の増加の件につきましては、理由としては、認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、それで見直したという文言がございます。

私も具体的には把握しておりませんが、そのような理由が記されております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議長（成田光雄議員） はじめに、議第24号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第24号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第25号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第25号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。日程第14及び日程第15、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第14及び日程第15、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第14、議第26号「三川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定」の件、及び日程第15、議第27号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました議第26号「三川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定」について、及び議第27号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、介護保険法が一部改正され、包括的支援事業の実施に関する基準について、条例で定める必要が生じたことから、新たに条例を設定いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、地域包括支援センターの設置基準、及び介護予防支援事業の人員基準等について、法律及び省令で定めていたものを、地方分権改革の観点から条例で定めることとしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 地域包括支援センターにかかわる職員数について新たな規定ということですが、この規定に関して上限・下限といういろんな考え方ができますが、これは何を規定しているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

また、三川町においては、この条件、3,000人以上6,000人未満ということからすれば人数としては合致していると思いますけれども、その辺の確認、現状との比較に関して、対応に関して、現状のままでいいのか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今ご質問がありましたとおり、第4条の第2項の3号の表、本町の1号被保険者は27年度の見込みでは2,331人でございますので、ご質問のとおりおおむね2,000人以上3,000人未満の欄に該当します。

それで、配置すべき職員としては、ここにありますとおり、まず一つが第4条の第1項にございます1号、「保健師その他これに準ずる者」が1名、それから2号・3号合わせて、いずれかについて1名というふうになっております。

これまでも地域包括支援センターを設置した時点から国の省令に規定されておりましたので、それにのっとって人員を配置してきたということございまして、この条例にありますとおりの人員配置をしているところでございます。

ただ、これからの人員配置というお話でございましたけれども、それにつきましては、平成27年度から介護保険の制度が大きく変わるということで、認知症の初期集中支援チームであるとか、それから新たな総合事業をするためのコーディネーターあるいは協議体を置くということで、新たな人材を、委託という形もございますけれども、委託にしなければ直接配置するような形も考えていかなければいけない、そのように考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今後の話になりますけれども、ますます介護関係の事業の増加といえますか、そういったもの、それから新たな取り組みに対する、今、コーディネーターというような話も出ましたが、専門的な知識を持った三川町の今後の地域包括支援センターを中心としたケアシステムの構築といったものに向けて、私は現状の人員では足りないのではないかと感じております。業務の状況を見ておりましても、一番仕事が多くて、常に夜遅くまで明かりがついているのは健康福祉課であるという認識のもとに、これは最低基準という捉え方の中で、町として今後の人員体制、職員体制を今から確立していくべきではないかと思っておりますけれども、27年度においてはその方向性を出しながら対応するという方向ではないようですが、今後、将来に向けた体制整備を急ぐべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 今までも何回か地域包括支援センターの体制整備というようなご提言をいただいておりますのでございます。認知症対応、それから要介護者の増加等に対応した人員配置ということで、今後、体制整備を図っていくという基本的な考えはございま

す。専門的な分野、保健師あるいは社会福祉士、それからケアマネジャー等の専門的な職員も必要になってくるということから、外部的な委託、それから直接雇用、いろんな対応が考えられるかと思しますので、その辺は限られた人員の中で適切な体制が構築できるように努めてまいりたいと思います。

何よりも、町民の介護に対する要望について適切に対応していくように今後考えていきたい、検討してまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件 2 件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議 長（成田光雄議員） はじめに、議第 2 6 号「三川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第 2 6 号「三川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第 2 7 号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第 2 7 号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第 1 6、議第 2 8 号「三川町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第 2 8 号「三川町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「いじめ防止対策推進法」の制定に伴い、いじめ防止基本方針の策定、及びいじめ問題調査委員会等の設置に関する規定を新たに定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 3点ほどお聞きしたいのですが、いじめが早期発見に繋がるためには学校と保護者とのコミュニケーションのとり方が重要なポイントとなると思いますが、この点はどうお考えでしょうか。

また、学校がすべての先生、職員など、学校関係者のたくさんの目で子どもたちと接し、いじめられている子が打ち明けられる関係を作る必要性が大事ではないかと思うのですが、まず、学校こそ子どもたちの安心できる居場所ではないかと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

それと第3点目には、天童市のいじめの教訓から、学校支援員とかスクールワーカーの派遣を求める制度の活用は考えていないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 3点のご質問がございました。1点目の早期発見に関する保護者とのコミュニケーションの関係でございますけれども、これにつきましては、2点目の学校関係者、多くの目でのいじめの早期発見、環境づくり、それにもかかわることだと思います。これにつきましては、今、学校の方で年2回いじめの調査を行っておりまして、保護者等からの申し出も当然ございます。

そういった意味では、今、議員がおっしゃられたとおり、早期発見のためには家庭との連携あるいは地域との連携が本当に必要だと感じておりますので、学校においても今回いじめ防止対策の推進に関しましては、それぞれ基本方針を作りまして学校の方針を作りまして、さらには学校の中にそれに見合う組織をそれぞれ設置を既にしておるところでございます。そういった面では、学校での児童に向き合う、あるいは生徒に向き合う体制は整えつつあると考えております。

3点目のスクールワーカーの問題でございますけれども、これにつきましては既に新聞報道等で様々私も承知しておりますが、今の三川町においては必要ないと考えておりますが、今後、そういった制度の活用もしていく必要はあろうかと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいまの条例に関して、第1条にあります様々な対策協議会等の組織の関係でございます。その場合、場合に応じて、例えば三川町いじめ問題対策連絡協議会、あるいは三川町いじめ問題調査委員会、あるいは三川町いじめ重大事態再調査委員会という三つの組織で対応するということのように思いますが、その人員の配置の問題も含めて、こういった状況のときにこういった組織が対応するのか、あるいは各組織間の連携はどうかということからすれば、小規模であります本町においてはかえってスピード感のない、迅速な対応からいけば三つの組織が必要なのかという議論が当然なされなければならないと思います。その点の議論についてどういう経過で進んできたのか、あるいは三つの組織の果たすべき役割ということについて再確認したいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） ただいま質問がありました組織の件でございます

けれども、こちらは条例にありますとおり、一つは第1段階としていじめ問題対策連絡協議会の設置、これにつきましては、法律において、これを設置する場合については条例において定めとなっております。

そういったこともございまして、本町ではこの「できる規定」を使いましてこの協議会を設置することも検討したところでございますが、今の小学校・中学校の状況を見ますと、そうした重大事態が進みつつあるような現状ではないという判断のもとに、まずはこの「できる規定」を使わずに、現在ある組織、三川町青少年健全育成推進協議会という組織がございしますので、その中でいじめに関する連携調整を図っていきたいと思います。そういった意味では、1年を通してそういった連絡・情報交換ができるのはこの協議会であろうと考えています。

それが、例えばいじめ問題が出てまいったときに、一番最初に対応するのは学校でございます。学校の中でいじめの対策調査委員会を学校が設置することになります。その調査委員会の学校の報告を受けまして、町が町としての調査委員会の設置が必要であろうと判断した場合については、その学校が対応した内容について、それを調査していくという組織になります。これについては、7月以降に予め専門知識を持った方の委嘱をいたしまして、いつでもその方々から集まっただけのような体制をとっていただいてそれに対応しようと考えています。ですので、恒常的に組織を設置して年1回形骸的に集まるというのではなく、その事態に対応した組織にしていきたくて考えております。

そして第3段階目のいじめ重大事態再調査委員会につきましては、先程、田中議員の方から天童市の例も出されましたけれども、これにつきましては、調査委員会までは教育委員会を設置をいたしますが、その調査の結果について、保護者等が納得できない、もっと調査をしてくれというような申し出があった場合については、町長部局に再調査委員会を置きまして、学校あるいは教育委員会の調査にあたった方々以外に委員を、第三者的な方、専門的知識を持った方を委嘱いたしまして再調査をし、その結果を保護者なり、あるいは地域に説明をしていくというような考え方を持った条例でございます。

条例そのものは、三つの組織、そして基本方針を策定する中で、いじめ問題に対して学校、そして地域、町がそれぞれ連携して行っていくために設定をさせていただく条例でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第28号「三川町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第 28 号「三川町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第 17、議第 29 号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第 29 号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、国において道路占用料の額を地価水準の変動等を反映した額に改正したことに伴い、国の基準に併せて道路占用料の額を改正いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7 番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 本町の占用する物件別の占用料というのは細かくすぐお答えできるかどうか分かりませんが、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

今、地価の変動によってそれぞれの占用料が少し変わってきたということも理解できます。本町の場合は今 4 級地に位置しておりますけれども、この級の取り決めについて、割と全国的に地価の変動の大きいところ、小さいところ、それぞれあると思いますが、級の定めについてはどういったルール上、なっているのでしょうか。その辺の説明をもらえればありがたいです。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 道路占用料の現在の内訳等のご質問、それと改正で、現在は甲乙丙の 3 区分であります。新たに第 1 種から第 5 種ということで五つの区分が変わって、本町は第 4 種に位置付けするところであります。

最初に、本町の道路占用料の概要でありますけれども、本町におきましては、一番大きい部分でいきますと N T T 東日本電信電話株式会社、こちらの方が 100 万円前後でございます。それから東北電力ということで、こちらの方についても金額的には 80 万円前後ということで大きい金額を占めているところでございます。もう一つとして、庄内中部ガスということで、ガス管が主でございますけれども、100 万円前後ということでなっております。

現在、平成 26 年度の当初予算におきましては 374 万円ということでございますけれども、町長の提案理由にありましては、地価、こういった水準に基づいて見直しをするということで今回の改正になったところでございます。本町については五つの区分の中の第 4 級地ということで、この区分につきましては、国土交通省が全国のそれぞれの地価、こういったものを官報等で告示して、本町については第 4 級地ということで、政令において告示された

ところでございます。

首都圏の方の第1級地から第5級地の方、それぞれの地価の部分で違っておりますけれども、民間における地価水準、固定資産税の評価額になります。これに基づいて市町村の部分、今日の国土交通省の地価の公表にもありましたとおり、首都圏で増加する部分と地方部で下落するという二極化をしているということで、今回見直しになって政令に合わせて改正するものでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第29号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第18、議第30号「三川町消防団条例の一部を改正する等の条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第30号「三川町消防団条例の一部を改正する等の条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、災害時における消防団員に対する費用弁償を新たに支給することといたしたく改正するものであります。併せて、消防団員に対する報酬及び費用弁償等を支給する二つの条例の一本化を図ることとし、三川町消防団給与条例を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の条例で災害時の出動の報酬ということで、大変結構なことと思われま。

ただ、この中の規定で、今回、給与条例は廃止してこの報酬というような方法、特別職ということで行うわけでありまして、この中で、出動の場合「4時間未満」、「4時間以上」とあります。その中で、14条の2項には「団長の指示により、災害及び警戒等の職務に従事した場合は、」とあります。その場合がこれに該当すると思っておりますが、消防団条例第9条には「団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定

するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。」とあります。この場合、例えば水災害等、団員が判断して出勤した場合、これも団長の指示にあった時刻から関係するのか、この規定、例えば水災害の場合、長時間にわたり従事するわけですが、いつの時点からの時間とカウントなのか。9条であるとおおり、団長の命令がなくても危険を察知すれば団員は職務に従事するわけでありますので、その辺の基準はどうなるのか伺いたいと思います。

そして今回、服装を15条に新たに設けました。おそらくその関係と思われませんが、消防団条例には17条がないわけであります。それが今回「17条(略)」となっております。ということは、15条が16条にあって、16条が17条になるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長(成田光雄議員) 石川総務課長。

○説明員(石川 稔総務課長) 2点のご質問があったかと思いますが、1点目の費用弁償を支給する時間的な、始まりの時間というご質問でございますが、費用弁償の支給に関しましては、あくまでも消防団長の命令があったその時間を手当の開始時間と考えております。中には、団員個々の判断で気象状況等を見ながら自宅待機する団員もいらっしゃると思いますが、手当の支給に関しては、あくまでも団長の指示・命令があった時点からという考え方でございます。

ただ、この辺につきましては、いざ運用と申しますか、現場対応してみますといろいろな問題も出てくることも考えられます。そういったことも併せて、今現在、消防団の方とは、まず1年目はこれでやってみようということで話し合いをしております。あくまでも消防団長の指示があった時点からということで団とは話し合いをつけたところでございます。

2点目の制服の関係でございますが、制服につきましてはこれまで三川町消防団給与条例の第2条に規定しておりました。今回、二つの条例を一本化するということから、消防団給与条例にあった「制服の貸与」という項目がなくなってしまうものですから、それを今回、消防団条例の方に盛り込んだところでございます。

○議長(成田光雄議員) 2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 15条を設けたことによって従来の15条が16条、16条が17条になったのかと先程お伺いいたしました。我々のこの資料によりますと、「17条(略)」とありますが、従来の消防の条例には17条がないわけであります。それで今回新たに1条加わったことによって17条が発生したということなのか。

そして現場対応の話であります。いろいろ災害等が起これば団の方で本部を設けるわけであります。その時点で、本部に連絡した時点からの対応、団長の命令があったという解釈でよろしいのか。おそらく自宅待機でなく、既に団員は職務上いろんな作業をしているわけであります。その後、本部が設置されたとなれば本部に当然連絡が行くわけですが、本部を設置する前は職務時間には入らないのかということであります。

○議長(成田光雄議員) 石川総務課長。

○説明員(石川 稔総務課長) まず、条の関係でございますが、これにつきましては、制服の

規定を15条に入れたことに伴いまして、それまでの16条を17条に送った、そういう条例の整備でございます。

2点目の費用弁償が発生する始まりの時間ということでございますが、あくまでも団長の指示・命令があった時点ということで、団長が指示・命令を行う際は本部を設置して消防団長が指示をする、これが原則でありますので、当然、本部が設置されてからのことになるものでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 確認ですけれども、消防本部を設置する前の消防団員の服務、仕事は対象時間にはならないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 火災の場合の火災現場に駆けつける時間というご質問かと思いますが、火災につきましては、サイレンが鳴った場合、自己の判断で現場に駆けつけます。その出勤した、動き出した時間を手当の計算の式といたします。

水害につきましては、2年前、平成25年7月に5度にわたる水防活動があったわけですが、その例を見ましても、まずは大概の場合は出勤の必要性というものが事前に予期できたところでございます。その中で、危険性を察知して水防本部を設置し、各班に命令を出す、こういったところがございますので、繰り返しになりますが、本部の設置、それから団長の指示・命令、それがあくまでも費用弁償の計算の際のスタートになるものでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 費用弁償の支給の条件の件です。これから様々細かいことは検討するという話でしたので、その検討の中に入れてもらいたいと思います。

町外の消火活動の関係です。町の周辺の外側の集落に関しては、町外に応援するという区域がございますので、そういった活動が年間の活動の報告の中にあります。うちの横川などは応援区域外の部分まで出ている部分もあります。それは当然対象にはならないと思いますけれども、各消防団の連携の中で応援地区ということで町外に応援している部分、その辺は対象になるのかどうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町外におきましても、応援協定ということで班によっては出勤するという決まりになっております。そういった応援協定に沿った出勤については費用弁償の対象とすることとしております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第30号「三川町消防団条例の一部を改正する等の条例

の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第30号「三川町消防団条例の一部を改正する等の条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前 11時55分)

○副議長（佐藤栄市議員） 再開いたします。 (午後 1時00分)

午後から議長がやむを得ない用件のため退席いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

議事進行には特段のご協力をお願いいたします。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第19、議第31号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第31号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「三川町文化交流館、通称アトク先生の館」の指定管理者について、過日開催されました指定管理者選定委員会において候補者が選定されたことに伴い、「三川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續き等に関する条例」第3条の規定により、当該施設の指定管理者として、三川町山野草愛好会を指定いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 指定管理者の指定について、選定委員会が先に開催されたということですが、まず、選定委員会の構成はどのような形になっているのかお知らせください。

それから「アトク先生の館」は今まで山野草愛好会の方々が非常に維持管理に努めてくださいまして、非常に最初の年よりは、むしろ逆に今きれいにピカピカとなっているのかなと私は思っております。非常にこうした愛好会の努力については敬意を表したいと思えます。

そこで、今後5年間にわたって山野草愛好会の方に管理者として指定していくというお話でございました。これはあくまでも契約ではなく行政処分的一种でありますので、先に文化交流館の指定管理料210万円ほど、これは議決になったわけではありますが、この議案が通ってから、再度こうした指定管理者との管理料についての協議は実際行われるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○副議長（佐藤栄市議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 第1点目のご質問の指定管理者選定委員会の構成メンバーでございますが、副町長、総務課長、企画調整課長、産業振興課長、建設環境課長、以上でございます。

○副議長（佐藤栄市議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 2点目の質問でございます。まずは、管理状態がとても良いということでお褒めいただきまして、委託する立場としても大変ありがたく思っております。その行政処分にあたります今回の指定管理でございますけれども、指定管理料につきましては、既に申請をする際に、指定管理者として、山野草愛好会が申請をして指定管理者を受けるということになっておりますので、あらかじめ条件として指定管理料をお示ししておりますので、それで合意しているものと考えております。以上です。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○副議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから議第31号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○副議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第20及び日程第21、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第20及び日程第21、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第20、発議第3号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第21、発議第4号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） ただいま上程されております発議第3号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、及び発議第4号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

議会委員会条例及び議会会議規則の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、現行の教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を配置することから、関係する条例及び規則を整備するものであります。

以上のとおりでありますので、議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○副議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○副議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから、発議第3号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件、発議第4号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件、以上2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件、発議第4号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第22、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○副議長（佐藤栄市議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第23、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

閉会中の所管事務調査

総務文教常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第3次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

平成27年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提案理由

総務文教常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

○副議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第24、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員）

閉会中の所管事務調査

産業建設厚生常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第3次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

平成27年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

産業建設厚生常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

○副議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第25、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま上程されております発委第3号「閉会中の所管事務調査」について説明申し上げます。

閉会中の所管事務調査

広報常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

- (1) 広聴広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

2 調査期間

平成27年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

広報常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

○副議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第26、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） ただいま上程されております発委第4号について説明申し上げます。

す。

閉会中の所管事務調査

議会運営委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 議会の活発な運営について

2 調査期間

平成27年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

議会運営委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

○副議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（佐藤栄市議員） 日程第27、意見書第1号「農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○副議長(佐藤栄市議員) 本案について、提出理由の説明を求めます。4番 阿部善矢議員。

○4番(阿部善矢議員) 提案理由を簡単に申し述べます。

政府の農業改革では、農業者の意見が反映されない懸念があり、今後の農業政策では、自主的に自己改革に取り組む組織の機能を強化されるよう意見書を提出するものであります。

○副議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○副議長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○副議長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○副議長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。

○副議長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。

○副議長(佐藤栄市議員) これから意見書第1号「農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号「農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長(佐藤栄市議員) 日程第28、意見書第2号「TPP(環太平洋連携協定)交渉における国会決議の厳守を求める意見書の提出」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○副議長(佐藤栄市議員) 本案について、提出理由の説明を求めます。4番 阿部善矢議員。

○4番(阿部善矢議員) 提案理由を簡単に説明いたします。

変革期にある農業の真に果たすべき使命、役割を再認識し、TPP交渉では農林水産分野での重要5品目を守るという国会決議を厳守されるよう意見書を提出するものであります。

よろしく申し上げます。

○副議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○副議長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○副議長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○副議長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。

○副議長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。

○副議長（佐藤栄市議員） これから意見書第2号「T P P（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める意見書の提出」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第2号「T P P（環太平洋連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める意見書の提出」の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時38分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成27年3月19日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番